

# 厚生関係施設再編整備計画

平成31年度(令和元年度)～令和10年度

【 中間見直し版 】

厚生関係施設再編整備計画検討委員会 報告書

令和5年7月20日

特別区福祉主管部長会



## < 目 次 >

はじめに.....	1
<b>第 1 章 厚生関係施設を取り巻く状況.....</b>	<b>2</b>
1 厚生関係施設の現状.....	2
2 特別区の状況.....	9
3 関連法令の動向・社会状況.....	12
<b>第 2 章 厚生関係施設再編整備計画の進捗状況・課題.....</b>	<b>14</b>
1 進捗状況.....	14
2 検討課題.....	29
<b>第 3 章 厚生関係施設再編整備計画の見直し・今後の方向性.....</b>	<b>30</b>
[施設運営]	
1 職員加配について.....	30
2 子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業について.....	34
3 社会復帰促進事業を実施する施設について.....	36
4 人材育成（事業に必要となる職員の確保策）について.....	37
5 入所待機者訪問モニタリング事業の見直しについて.....	38
6 宿所提供施設及び宿泊所の施設運営について.....	40
[施設整備]	
7 特別区人事・厚生事務組合 厚生関係施設保全整備計画（案）及び個別施設 計画（案）について.....	41
8 更生施設の整備方針及び（仮称）淀橋荘建替え工事の建築与条件について.....	46

9	宿所提供施設及び宿泊所の役割について.....	48
10	宿所提供施設及び宿泊所の居室整備について.....	49
11	宿所提供施設及び宿泊所の適正規模について.....	53
12	宿所提供施設南千住荘の取扱いについて.....	55
13	宿泊所千歳荘の施設規模について.....	58
14	令和6年度以降15年間の施設整備に係る分担金（仮算定案）について....	65
	[その他]	
15	厚生関係施設の利用需要に係る調査について.....	68
	<b>まとめ.....</b>	<b>70</b>
	<b>資料編.....</b>	<b>71</b>
	<b>用語集（50音順）.....</b>	<b>75</b>
	<b>経過・議事内容.....</b>	<b>82</b>
	<b>厚生関係施設再編整備計画検討委員会構成員.....</b>	<b>85</b>
1	令和4年度名簿.....	85
2	令和5年度名簿.....	86

## はじめに

厚生関係施設<sup>1</sup>の事業運営及び施設整備については、平成30年7月に策定した「厚生関係施設等の今後のあり方について 厚生関係施設再編整備計画（平成31年度～40年度）」（以下「平成30年再編整備計画」という。）に基づき実施している。

平成30年再編整備計画では、利用者の生活課題の多様化や障害・傷病の重度化を踏まえ、支援の充実や施設運営体制の強化が喫緊の課題であるとし、職員加配の実施や救護施設の整備に向けた課題の整理、バリアフリー化・個室化を含む整備方針や淀橋荘と千歳荘の改築計画等を盛り込んだ。また、全体の計画期間を10年とし、中間年度である平成35年度（令和5年度）に計画の見直しを行うこととした。

これを受け、中間見直し等に係る検討を行うため、令和4年4月に特別区福祉主管部長会第1部会の下に23区の生活保護を所管する課長級で構成する厚生関係施設再編整備計画検討委員会を設置するとともに、個別の課題を具体的に検討し、取りまとめていくため、3つの部会（事業検証部会、宿所提供施設及び宿泊所部会、施設整備部会）を立ち上げ、検討を行い、成案を得るに至った。本書は、それらの検討結果をとりまとめたものである。

平成30年再編整備計画の策定後、無料低額宿泊所制度の改正（日常生活支援住居施設の創設等）や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会・経済の影響など、特別区における福祉行政を取り巻く環境は大きく変化している。

また、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）が所管する厚生関係施設21施設について、建設後60年以上経過する施設の数も、今後25年間で10施設になるなど、老朽化の割合は加速度的に増加していく。現在の施設整備事業に係る分担金額のままでは、入居者の安全・安心の確保、事業運営のための最低限の建物の更新・大規模改修等が実施できなくなるなど、厚生関係施設を整備する環境も一層厳しくなりつつある。

本書に沿って厚生関係施設の運営・整備の双方を着実に進めていくことにより、新たに開設を予定している救護施設を含め、厚生関係施設がこうした環境の変化に的確に対応し、引き続き23区の負託に応えるものであることを期待する。

令和5年7月20日  
特別区福祉主管部長会

---

<sup>1</sup> 特人厚が設置・管理する生活保護法に基づく救護施設、更生施設、宿所提供施設及び社会福祉法に基づく宿泊所の4施設の総称

# 第1章 厚生関係施設を取り巻く状況

## 1 厚生関係施設の現状

### (1) 施設情報

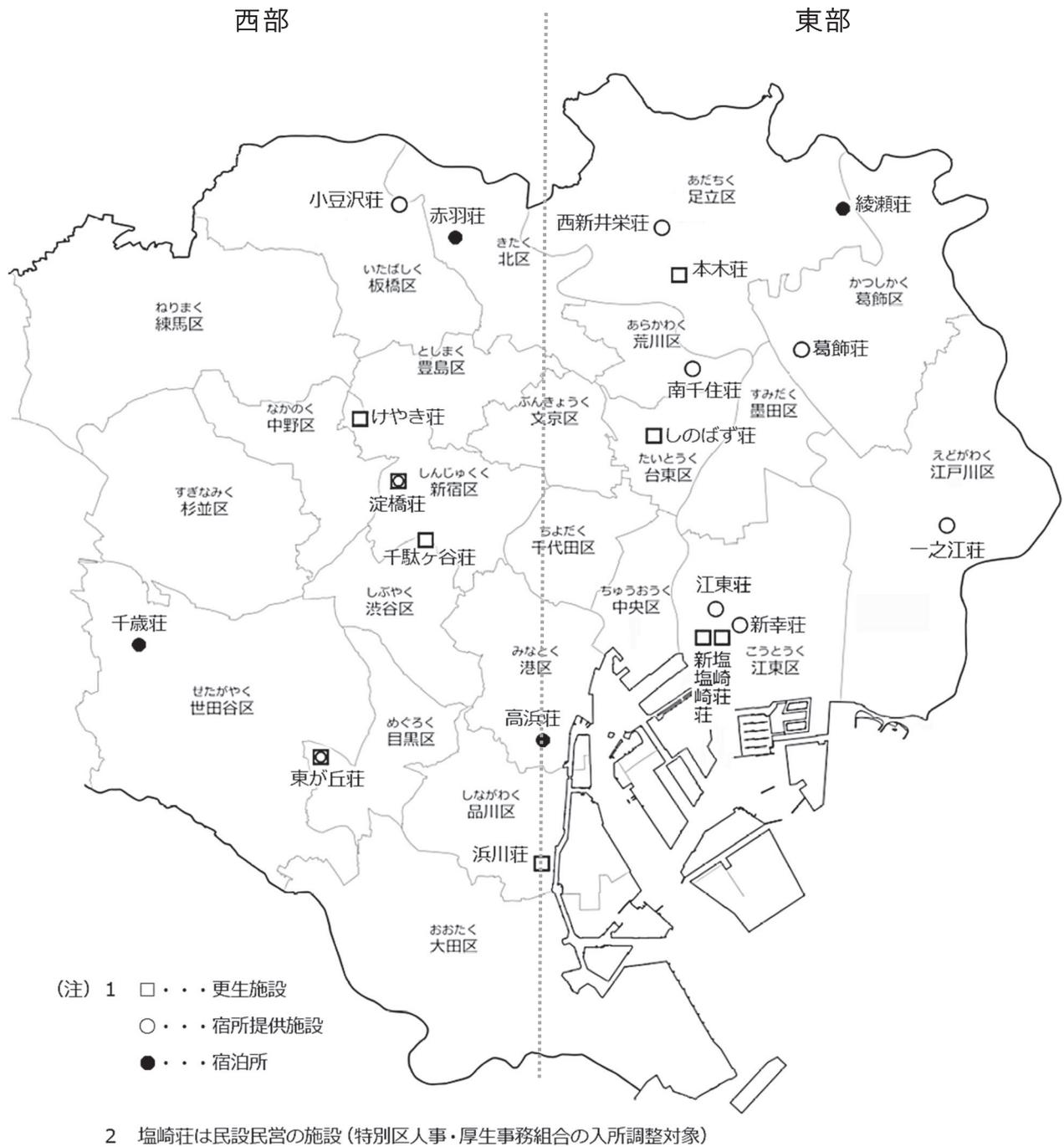
(令和5年4月時点)

	施設名	所在地	定員	躯体竣工	備考
更生施設	しのばず荘	台東区	100名	S51.4(1976)	
	浜川荘	品川区	120名	H25.4(2013)	
	けやき荘	新宿区	30名	S53.11(1978)	女性施設
	本木荘	足立区	50名	S43.5(1968)	
	淀橋荘	新宿区	70名	S60.11(1985)	宿所提供施設併設
	千駄ヶ谷荘	渋谷区	60名	H11.4(1999)	
	東が丘荘※ <sup>2</sup>	目黒区	50名	H19.3(2007)	宿所提供施設併設 女性施設
	新塩崎荘	江東区	100名	H23.3(2011)	
	塩崎荘	江東区	100名 (共同処理枠80名 /法人枠20名)	H28.4(2016)	(社福)特別区社会 福祉事業団立施設
宿所提供施設	小豆沢荘※ <sup>1</sup>	板橋区	45世帯85名	H13.3(2001)	板橋区施設合築
	西新井栄荘※ <sup>1</sup>	足立区	32世帯66名	H11.3(1999)	足立区施設合築
	淀橋荘	新宿区	27世帯42名	S59.11(1984)	更生施設併設
	葛飾荘	葛飾区	40世帯50名	S48.11(1973)	エレベーターなし
	江東荘	江東区	59世帯60名	S45.10(1970)	共同シャワー
	新幸荘	江東区	75世帯134名	1棟:H16.8(2004) 2棟:S55.3(1980)	
	東が丘荘※ <sup>2</sup>	目黒区	50世帯80名	H19.3(2007)	更生施設併設
	南千住荘	荒川区	28世帯49名	S35.4(1960)	エレベーターなし
	一之江荘※ <sup>1</sup>	江戸川区	32世帯70名	S46.11(1971)	
宿泊所	千歳荘	世田谷区	34世帯48名	S43.9(1968)	共同シャワー
	赤羽荘	北区	15世帯46名	S50.4(1975)	
	綾瀬荘	足立区	34世帯75名	H29.5(2017)	
	高浜荘	港区	建替中	-	港区施設合築

※<sup>1</sup>子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業実施施設

※<sup>2</sup>目黒区施設合築

## (2) 施設立地



## (3) 高浜荘の建替えについて

高浜荘を設置するカナルサイド高浜の建替え工事は、特別区人事・厚生事務組合と港区と共同で進めている。竣工は令和7(2025)年10月を予定している。

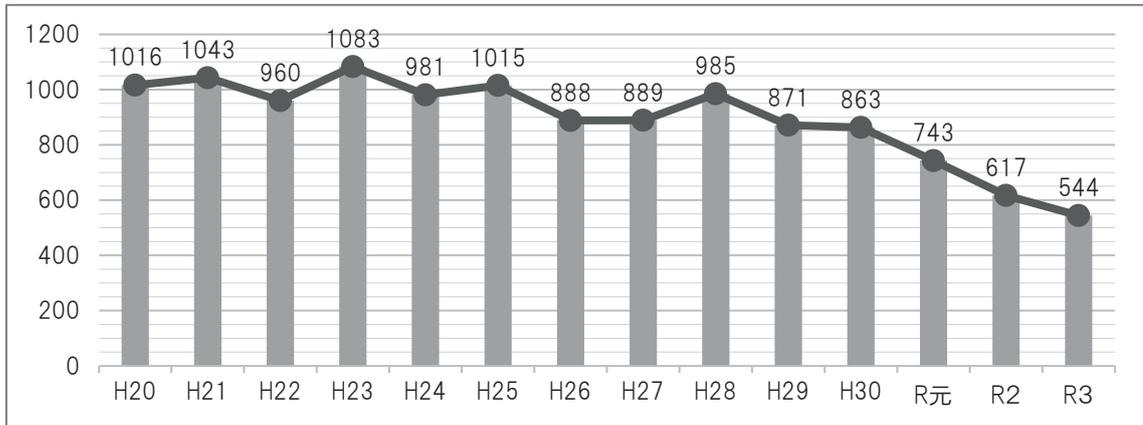
#### (4) 利用状況

##### ア 入所実績 (年度累計)

入所実績は更生施設、宿所提供施設及び宿泊所いずれも減少傾向にある。

##### (ア) 更生施設

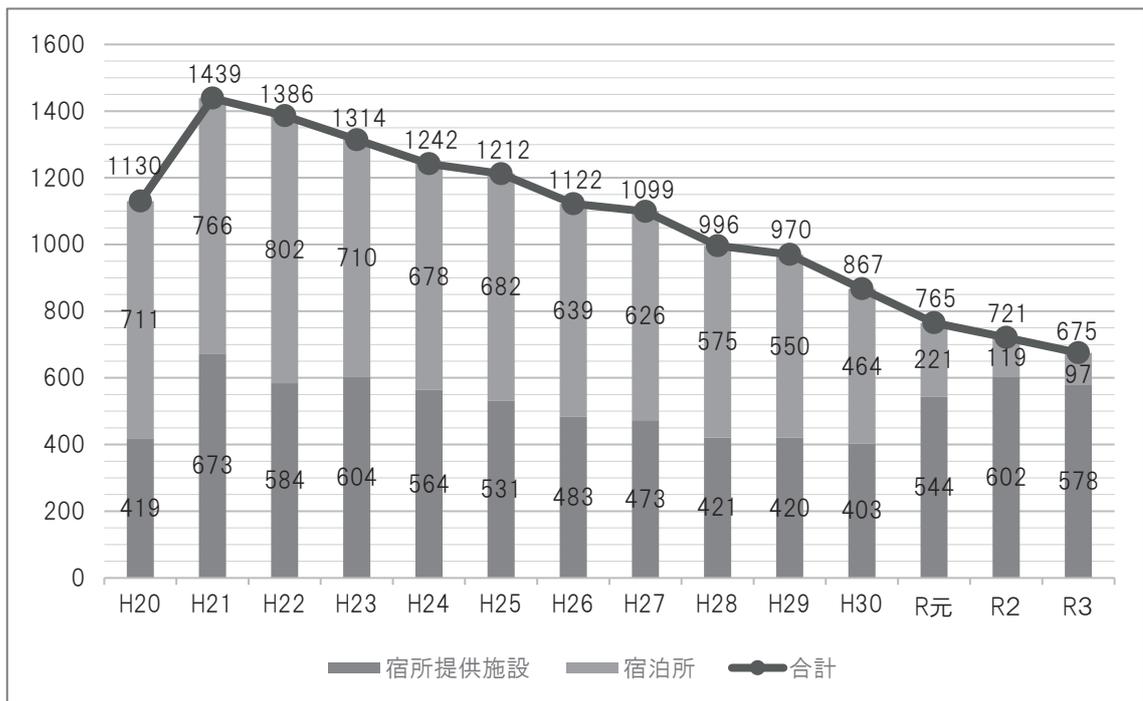
(単位：人)



※特別区社会福祉事業団立塩崎荘の実績を含む。

##### (イ) 宿所提供施設・宿泊所

(単位：世帯)



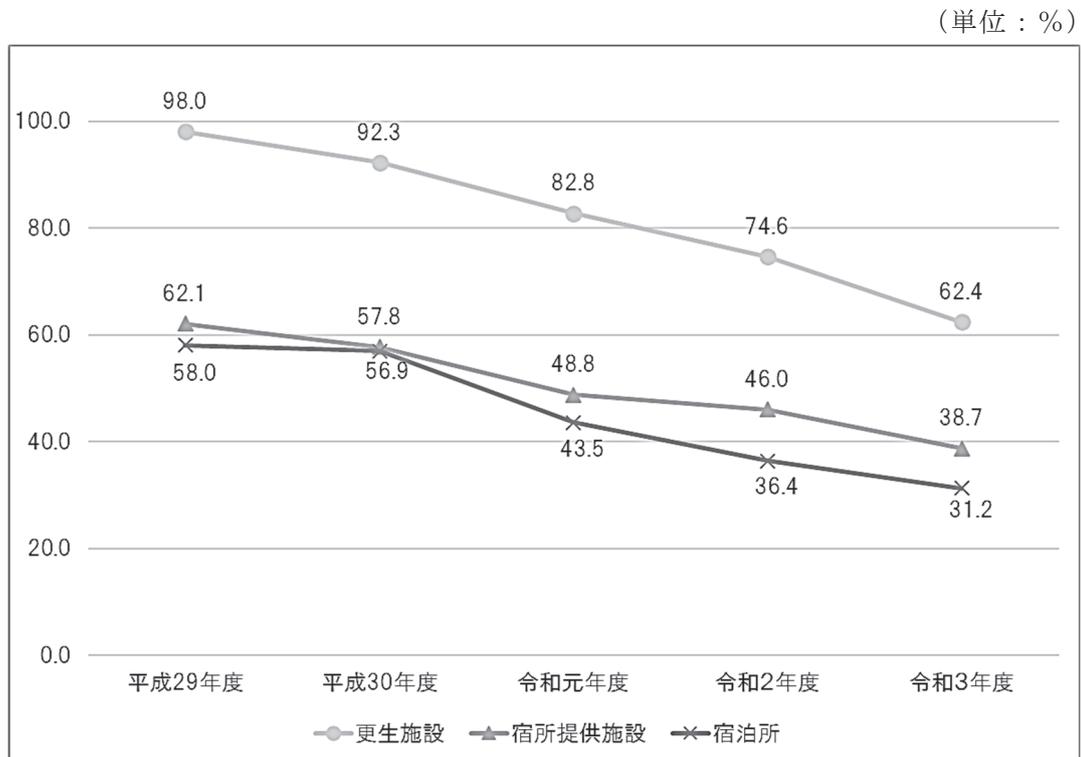
※宿所提供施設・宿泊所は、「平成30年再編整備計画」による種別変更により、定員は変動している。直近では、平成31年4月から令和2年4月にかけて5施設を宿泊所から宿所提供施設に、1施設を宿所提供施設から宿泊所に変更している。

※平成31年4月より宿泊所の利用対象者は、原則として非生活保護受給の家族世帯及び女性単身世帯、男性単身世帯のり災者とした。

## イ 入所率（各月末平均）

入所率も更生施設、宿所提供施設及び宿泊所いずれも減少傾向にある。

### （ア）グラフ



※入所率＝月末在所者数／定員数×100

※更生施設は人数、宿所提供施設・宿泊所は世帯数の割合

※特別区社会福祉事業団立塩崎荘の実績を除く。

### （イ）更生施設（施設別）

（各月末実績平均）

対象	施設名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男性	しのばず荘	102.5%	100.8%	85.9%	76.3%	52.4%
	浜川荘	98.9%	87.4%	79.4%	69.1%	66.5%
	本木荘	105.5%	96.5%	78.2%	78.8%	65.7%
	淀橋荘	91.4%	87.3%	83.3%	74.0%	54.4%
	千駄ヶ谷荘	87.4%	87.4%	94.2%	80.4%	71.5%
	新塩崎荘	100.2%	98.3%	84.9%	72.5%	66.2%
女性	けやき荘	104.2%	95.6%	84.2%	80.3%	66.4%
	東が丘荘	94.3%	84.8%	72.0%	65.3%	56.3%
	男性平均	97.6%	92.9%	84.3%	75.2%	62.8%
	女性平均	99.3%	90.2%	78.1%	72.8%	61.4%
	全体平均	98.0%	92.3%	82.8%	74.6%	62.4%

※入所率＝月末在所者数／定員数×100

## (ウ) 宿所提供施設・宿泊所（施設別）

（各月末実績平均）

種別	施設名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宿所提供施設	小豆沢荘	61.3%	55.0%	43.7%	38.5%	40.2%
	西新井栄荘	81.0%	77.9%	74.0%	60.2%	56.8%
	淀橋荘	82.7%	84.3%	75.0%	73.5%	67.9%
	葛飾荘	55.2%	57.9%	44.2%	40.8%	18.5%
	江東荘	28.6%	24.6%	18.4%	25.0%	15.7%
	新幸荘	58.1%	56.4%	42.8%	49.6%	31.0%
	東が丘荘	78.8%	66.7%	52.8%	48.3%	40.2%
	南千住荘	50.6%	41.7%	36.6%	33.6%	38.7%
	一之江荘	62.4%	55.3%	51.6%	44.3%	39.6%
宿泊所	千歳荘	42.3%	44.7%	22.4%	22.5%	13.2%
	赤羽荘	78.9%	73.9%	65.6%	57.8%	49.4%
	綾瀬荘	52.9%	52.2%	42.6%	28.9%	31.1%
	宿所提供施設平均	62.1%	57.8%	48.8%	46.0%	38.7%
	宿泊所平均	58.0%	56.9%	43.5%	36.4%	31.2%
	全体平均	61.1%	57.6%	47.5%	43.6%	36.9%

※入所率＝月末在所世帯数／定員数×100

## ウ 入所原因

## (ア) 更生施設

（各年度累計）（単位：人）

		合計	退院後 帰来先なし	住所なし	現住所立退き	居宅での 生活困難	その他
男性	平成29年度	613	152	372	41	19	29
	平成30年度	669	150	438	42	14	25
	令和元年度	555	153	325	42	26	9
	令和2年度	450	127	267	32	13	11
	令和3年度	387	101	211	42	17	16
	5年度平均割合	100.0%	25.5%	60.3%	7.4%	3.3%	3.4%
女性	平成29年度	145	76	42	16	3	8
	平成30年度	104	47	37	6	8	6
	令和元年度	118	45	52	10	6	5
	令和2年度	97	31	55	1	7	3
	令和3年度	94	34	50	1	2	7
	5年度平均割合	100.0%	41.8%	42.3%	6.1%	4.7%	5.2%
全体5年度平均割合		100.0%	28.3%	57.2%	7.2%	3.6%	3.7%

※特別区社会福祉事業団立塩崎荘を除く。

(イ) 宿所提供施設・宿泊所

(各年度累計) (単位：世帯)

		合計	夫の暴力からの逃避	家賃滞納	親族不和	自立した社会生活困難	路上生活	その他
宿所提供施設	平成29年度	420	100	51	43	40	24	162
	平成30年度	403	102	56	42	43	29	131
	令和元年度	544	103	105	48	45	37	206
	令和2年度	602	122	65	86	55	61	213
	令和3年度	578	102	73	73	56	89	185
	5年度平均割合	100.0%	20.8%	13.7%	11.5%	9.4%	9.4%	35.2%
宿泊所	平成29年度	550	165	81	63	28	17	196
	平成30年度	464	145	52	57	32	10	168
	令和元年度	221	82	30	35	17	3	54
	令和2年度	119	64	11	20	9	0	15
	令和3年度	97	50	5	23	5	1	13
	5年度平均割合	100.0%	34.9%	12.3%	13.6%	6.3%	2.1%	30.7%
全体5年度平均割合		100.0%	25.9%	13.2%	12.3%	8.3%	6.8%	33.6%

エ 入所者属性

(ア) 更生施設

(各年度末現在) (単位：人)

		年度末在籍総数	延べ人数	高齢者 (65歳以上)	身体障害者 (手帳取得者のみ計上)	知的障害者	精神障害者	アルコール依存症 (診断のある者)
男性	平成29年度	485	278	106	17	12	81	62
	平成30年度	449	240	104	11	7	72	46
	令和元年度	424	245	111	13	4	70	47
	令和2年度	356	201	79	13	10	59	40
	令和3年度	280	155	65	11	1	48	30
	5年度平均割合		100.0%	41.6%	5.8%	3.0%	29.5%	20.1%
女性	平成29年度	79	52	12	2	4	27	7
	平成30年度	54	33	9	3	3	16	2
	令和元年度	61	28	5	3	2	16	2
	令和2年度	46	22	4	1	1	12	4
	令和3年度	55	42	7	3	2	26	4
	5年度平均割合		100.0%	20.9%	6.8%	6.8%	54.8%	10.7%
全体5年度平均割合			100.0%	38.7%	5.9%	3.5%	32.9%	18.8%

※特別区社会福祉事業団立塩崎荘を除く。

(イ) 宿所提供施設・宿泊所

(各年度末現在) (単位：世帯)

		年度末在籍 総数	延べ 世帯数	外国人	高 齢	ひとり親	身体障害	知的障害	精神障害	アルコール 依存症	その他
宿 所 提 供 施 設	平成29年度	125	84	9	20	39	3	1	10	0	2
	平成30年度	109	89	8	30	28	5	1	13	2	2
	令和元年度	144	86	7	36	19	1	3	18	0	2
	令和2年度	149	96	11	27	33	3	4	15	1	2
	令和3年度	144	85	11	29	23	3	3	13	0	3
	5年度平均割合		100.0%	10.5%	32.3%	32.3%	3.4%	2.7%	15.7%	0.7%	2.5%
宿 泊 所	平成29年度	174	119	16	41	25	5	4	22	3	3
	平成30年度	106	68	8	16	26	1	1	15	0	1
	令和元年度	49	31	0	9	12	3	2	5	0	0
	令和2年度	32	19	2	6	9	1	0	1	0	0
	令和3年度	16	15	0	5	9	1	0	0	0	0
	5年度平均割合		100.0%	10.3%	30.6%	32.1%	4.4%	2.8%	17.1%	1.2%	1.6%
全体5年度平均割合			100.0%	10.4%	31.6%	32.2%	3.8%	2.7%	16.2%	0.9%	2.2%

※「その他」とは、「結核回復」「難病等」「中国帰国」等

オ 年齢構成

(ア) 更生施設

(各年度末現在) (単位：人)

		合 計	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
男 性	平成29年度	485	1	22	65	96	129	66	53	53
	平成30年度	449	2	23	44	92	126	58	48	56
	令和元年度	424	1	15	47	76	118	56	55	56
	令和2年度	356	2	20	40	54	110	51	34	45
	令和3年度	280	0	25	19	48	83	41	24	40
	5年度平均割合	100.0%	0.3%	5.3%	10.8%	18.4%	28.4%	13.6%	10.7%	12.5%
女 性	平成29年度	79	0	13	12	14	23	5	7	5
	平成30年度	54	1	7	5	18	12	2	4	5
	令和元年度	61	1	12	4	18	15	6	2	3
	令和2年度	46	0	4	10	10	13	5	0	4
	令和3年度	55	0	6	11	13	11	7	2	5
	5年度平均割合	100.0%	0.7%	14.2%	14.2%	24.7%	25.1%	8.5%	5.1%	7.5%
全体5年度平均割合		100.0%	0.3%	6.4%	11.2%	19.2%	28.0%	13.0%	10.0%	11.9%

※特別区社会福祉事業団立塩崎荘を除く。

(イ) 宿所提供施設・宿泊所

(各年度末現在) (単位：人)

		合計	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	0～19歳 (小計)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
宿所提供施設	平成29年度	205	37	9	7	6	5	64	39	23	30	21	28
	平成30年度	176	22	14	4	6	1	47	19	28	24	11	47
	令和元年度	200	18	5	2	5	1	31	26	29	28	32	54
	令和2年度	233	30	11	11	3	3	58	43	32	24	37	39
	令和3年度	224	21	14	4	9	6	54	34	31	29	34	42
	5年度平均割合	100.0%	12.3%	5.1%	2.7%	2.8%	1.5%	24.5%	15.5%	13.8%	13.0%	13.0%	20.2%
宿泊所	平成29年度	302	35	26	10	10	6	87	28	36	42	42	67
	平成30年度	183	25	12	9	8	3	57	19	26	28	23	30
	令和元年度	81	4	4	5	8	2	23	9	6	16	13	14
	令和2年度	63	8	4	4	0	1	17	13	7	9	9	8
	令和3年度	33	9	3	1	0	0	13	2	5	4	3	6
	5年度平均割合	100.0%	12.2%	7.4%	4.4%	3.9%	1.8%	29.8%	10.7%	12.1%	15.0%	13.6%	18.9%
全体5年度平均割合		100.0%	12.3%	6.0%	3.4%	3.2%	1.6%	26.5%	13.6%	13.1%	13.8%	13.2%	19.7%

カ 世帯構成 (宿所提供施設・宿泊所)

(各年度累計) (単位：世帯)

		合計	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯
宿所提供施設	平成30年度	403	242	96	37	14	10	2	2	0
	令和元年度	549	341	134	49	17	6	1	1	0
	令和2年度	608	411	117	55	14	6	4	0	1
	令和3年度	581	374	131	50	16	9	1	0	0
	4年度平均割合	100.0%	63.9%	22.3%	8.9%	2.8%	1.4%	0.4%	0.1%	0.0%
宿泊所	平成30年度	463	232	130	67	28	5	0	1	0
	令和元年度	222	129	61	21	8	1	2	0	0
	令和2年度	119	59	38	17	4	1	0	0	0
	令和3年度	97	51	29	13	4	0	0	0	0
	4年度平均割合	100.0%	52.3%	28.6%	13.1%	4.9%	0.8%	0.2%	0.1%	0.0%
全体4年度平均割合		100.0%	60.5%	24.2%	10.2%	3.5%	1.2%	0.3%	0.1%	0.0%

2 特別区の状況

(1) 人口

特別区の人口は、令和3年まで微増～横ばい傾向にあったが、令和4年は減少に転じた。

(各年1月1日現在)

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
人口 (人)	9,302,962	9,396,595	9,486,618	9,570,609	9,572,763	9,522,872
対前年伸び率 (%)		1.01	0.96	0.89	0.02	-0.52

東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」より作成

## (2) 被保護世帯数

特別区の被保護世帯数、被保護人員数、保護率は減少傾向が続いている。

(各年1月中)

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
被保護世帯数 (世帯)	174,955	174,953	174,277	173,214	172,713	172,217
被保護人員数 (人)	216,732	215,072	212,727	209,683	207,505	205,435
保護率 (%)	23.1	22.7	22.2	21.7	21.5	21.2

東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計」より作成

## (3) 都内宿泊所

都内の宿泊所数、定員数及び利用者はいずれも減少傾向が続いているが、女性利用可の施設定員数はほぼ横ばいで推移している。入所率は8割以上が続き、個室の割合は令和3年に全体の9割となった。

### ア 利用状況

(各年8月1日現在)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
施設数 (施設)	160	153	146	146	134
定員 (人)	4,014	3,885	3,767	3,753	3,369
定員(女性利用可) (人)	451	431	431	442	430
回答分定員(A) (人)	3,838	3,790	3,451	3,503	3,158
利用者数(B) (人)	3,358	3,323	3,034	2,979	2,632
入所率(B/A) (%)	87%	88%	88%	85%	83%

東京都福祉保健局資料「宿泊所の現況調べ」及び東京都福祉保健局「社会福祉施設等一覧」より作成

※八王子市内・特人厚の宿泊所は除く。

※「定員(女性利用可)」は、「社会福祉施設等一覧(各年5月1日現在)」より引用。女性入居可である施設における定員数であり入居実態とは異なる。

※「回答分定員」は、「宿泊所の現況調べ」で回答のあった施設の定員数

### イ 利用者の性別・個室の割合

(各年8月1日現在)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
利用者数 (人)	3,645	3,603	3,138	2,979	2,666
利用者数(男性) (人)	3,194	3,141	2,812	2,742	2,408
利用者数(女性) (人)	451	462	326	237	258
個室の割合 (%)	53.6	58.8	60.5	68.8	90.1

東京都福祉保健局資料「宿泊所の現況調べ」より引用・作成

※八王子市内の宿泊所は除く。

#### (4) TOKYO チャレンジネット事業

「TOKYO チャレンジネット」における「一時宿泊場所提供事業」の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響による失業及び居所喪失による増加分も含め、令和2年度が2,357名、令和3年度が1,418名であった。

#### (5) 東京都女性相談センター

電話相談件数は、令和元年度まで横ばい傾向にあったが、令和2年度に増加し、令和3年度も同等の水準で推移した。面接相談件数は、平成29年度まで緩やかな減少傾向にあったが、平成30年度から減少幅が大きくなっている。一時保護の件数は減少傾向が続いている。

退所先は、宿所提供施設が13～18%で最多となっている。その他の退所先としては、帰宅、宿泊所、母子生活支援施設が上位を占めている。

#### ア 相談件数

(各年度累計) (単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電話相談	26,610	25,949	27,188	26,390	29,970	29,882
面接相談	1,748	1,718	1,542	1,498	1,399	1,307

東京都女性相談センター「事業概要」より作成

※センター本所と多摩支所の合計値

#### イ 一時保護の状況

(各年度累計) (単位：件)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本人	単身	510	416	372	406	377	342
	母子	329	315	276	265	247	206
	小計	839	731	648	671	624	548
同伴児童等		521	517	461	458	407	338
保護人数合計		1,360	1,248	1,109	1,129	1,031	886
母子の平均世帯人員		2.58	2.64	2.67	2.73	2.65	2.64

東京都女性相談センター「事業概要」より作成

※センター本所と多摩支所の合計値

※一時保護は福祉事務所、警察等からの依頼による。本人が直接来所した場合も、状況に応じて受け入れを行っている（上記「事業概要」より）。

## ウ 退所先（上位5件）

（各年度累計）（単位：件）

	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	単身	母子	合計	割合	単身	母子	合計	割合	単身	母子	合計	割合	単身	母子	合計	割合
宿所提供施設	48	52	100	15.6%	51	51	102	15.2%	66	46	112	17.7%	36	35	71	13.0%
帰宅	32	32	64	10.0%	28	17	45	6.7%	34	23	57	9.0%	47	20	67	12.3%
宿泊所	40	46	86	13.4%	59	34	93	13.8%	39	24	63	9.9%	38	20	58	10.6%
その他	47	41	88	13.7%	35	44	79	11.8%	53	56	109	17.2%	23	30	53	9.7%
母子生活支援施設	8	46	54	8.4%	4	44	48	7.1%	4	45	49	7.7%	4	48	52	9.5%

東京都女性相談センター「事業概要」より作成

※センター本所と多摩支所の合計値

## 3 関連法令の動向・社会状況

### （1）住宅セーフティネット制度

- ・平成29年に、国は、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後も増加する見込みを示し、公営住宅だけでなく民間の賃貸住宅を活用するため、同年「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」を改正した。
- ・本改正により①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援を柱とする新たな住宅セーフティネット制度が開始された。

### （2）日常生活支援住居施設制度の創設

- ・平成30年の生活保護法及び社会福祉法の改正に伴い、①無料低額宿泊所（以下「無低」という。）の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）が定められ、②居宅での日常生活が困難な生活保護受給者に日常生活上の支援を行う「日常生活支援住居施設」が創設された。

### （3）新型コロナウイルス感染症の感染拡大

- ・令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、休業や雇止め等により、経済的に困窮・居場所を喪失する人が増加した。
- ・こうした状況に対応するため、生活困窮者自立支援制度においては、生活福祉資金の特例貸付、住居確保給付金の支給対象者の追加や支給要件の緩和等の特例措置、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の創設等の対応が実施された。
- ・東京都は、緊急事態宣言に伴うインターネットカフェ等の休業により居場所を喪失し、生活保護受給に至る人の居所確保までの一時的な受け入れとして、ビジネスホテル等（協議済みホテル）の客室提供を行った。

#### **(4) 居住不安定者等居宅生活移行支援事業の創設**

- ・令和2年に生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援するため開始した「居宅生活移行緊急支援事業」の継続的な実施が可能な取組として、「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」が令和3年4月より開始した。
- ・本事業は、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施するものである。

#### **(5) 不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口の設置**

- ・厚生労働省は、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある人を福祉施策などの支援につなげるための支援情報 web サイト及び住まいの困りごと相談窓口（通称「すまこま。」）を令和3年7月に開設した。

#### **(6) 社会保障審議会**

- ・生活保護基準部会（令和3年4月～令和4年12月）において生活扶助基準の評価・検証が行われた。厚生労働省は、令和5、6年度の生活扶助基準について、同部会の検証を適切に反映することを基本にしつつ、足下の物価高騰等を踏まえ加算等の臨時・特例的な措置により現行の基準額が保障されるよう見直すこととした。
- ・生活困窮者自立支援及び生活保護部会（令和4年6月～）では、平成30年に改正された生活困窮者自立支援法の施行後5年間の施行状況を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の課題と対応について検討が行われている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応が議論されている。
- ・同部会の中間まとめ（令和4年12月20日）において、一時生活支援事業の実施にかかわらず地域居住支援事業の実施を可能とする運用改善、住居確保給付金の特例措置の一部恒久化、救護施設等の入所者ごとの支援計画作成の制度化、無低の無届事業者に対する罰則の創設等の検討を進めていく必要性が示された。

## 第2章 厚生関係施設再編整備計画の進捗状況・課題

[本章の見方]

### 1 平成30年再編整備計画

①	① 計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宿所提供施設の利用対象者は、現行どおり生活保護受給の家族世帯及び女性単身世帯に限る。</li> <li>●宿泊所の利用対象者は、原則として非生活保護受給の家族世帯及び女性単身世帯、男性単身世帯のり災者とする。</li> </ul>
②	⇒ 進捗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月より男性単身世帯のり災者を除き、上記のとおりを対象で運用を開始した。男性単身世帯のり災者は、現在宿所提供施設江東荘及び南千住荘で受け入れている（詳細は第2章1(4)イ参照）</li> </ul>

- ① . . . 平成30年再編整備計画及び同計画に関連する検討報告書等の内容を抜粋
- ② . . . ①の内容についての見直し前までの進捗状況を記載

### 1 進捗状況

#### (1) 平成30年再編整備計画

##### ア 入所調整等とそれに係る役割分担

##### (ア) 入所調整等に係る課題について

①	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉事務所長会や研修等で更生施設の利用対象者についての各区及び特人厚の認識を共有する。</li> </ul>
⇒	進捗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年4月に各福祉事務所宛てに「厚生関係事業のご案内」を配布しているほか、令和元年度より福祉事務所長会で入所調整ができなかった事例を共有している。</li> <li>・令和3年度は、更生施設利用申込みにかかる事務説明会を開催し、更生施設利用ガイドブックを作成・配布した。</li> </ul>
②	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設は適宜、福祉事務所に対し利用者の現状等について報告し、福祉事務所と利用者について情報を共有する。施設での生活が困難であると施設が判断した場合、福祉事務所は速やかに当該利用者を引き取ることとする。</li> </ul>



進捗

- ・施設での支援や、利用期間内での転出（宿所提供施設及び宿泊所の場合）が困難な利用者については、必要に応じて福祉事務所（担当職員、係長等）、施設（施設長）及び施設運営課（バックアップセンター入所調整担当主査等）間で協議（以下「三者協議」という。）を実施している。
- ・三者協議では、利用者の生活状況、支援方針及び転出に向けた取組等について共有・確認を行い、利用者に対して三者が連携して対応・支援している。

③	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時に施設又は特人厚から福祉事務所への報告が必要な場合、福祉事務所が閉庁しているときは、原則として区役所の防災宿直に連絡を入れることとする。ただし、区の実情に応じて、別途緊急時の連絡体制を定める。</li> </ul>
---	----	--



進捗

- ・毎年4月に福祉事務所閉庁時の緊急連絡先について調査を行い管理している。

④	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宿所提供施設の利用対象者は、現行どおり生活保護受給の家族世帯及び女性単身世帯に限る。</li> <li>●宿泊所の利用対象者は、原則として非生活保護受給の家族世帯及び女性単身世帯、男性単身世帯のみ災者とする。</li> </ul>
---	----	---



進捗

- ・平成31年4月より男性単身世帯のみ災者を除き、上記のとおりを対象で運用を開始した。男性単身世帯のみ災者は、現在宿所提供施設江東荘及び南千住荘で受け入れている（第2章1(4)イ参照）。

#### (イ) 人材育成の課題と対応について

①	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設職員との職員相互派遣等を通じて、様々な職層における人材育成等を展開していく中で施設及び福祉事務所との調整業務を担うバックアップセンターの中核的機能を維持・強化する。また、バックアップセンターは、利用者属性等に関する情報を収集し施設の実情を把握するとともに統計資料を作成し、福祉事務所等の関係機関へ情報を提供する役割を担う。</li> <li>●バックアップセンターが上記の役割を担うため、「中核的な情報・研究センター」の設置については検討課題から取り下げる。</li> </ul>
---	----	--



進捗

- ・ 特人厚と社会福祉法人特別区社会福祉事業団において職員の相互派遣を実施し、現場の施設経験、利用者属性の収集に寄与している。福祉事務所との共有が必要なものについては、月次報告（月報）、年度実績等により福祉事務所長会で報告している。

②	計画	●「人材育成」は喫緊の課題であり、特人厚全体で取り組むこととし、各区も支援する。
---	----	--



進捗

- ・ 施設整備に必要な建築職及びケースワーカー経験者の区からの派遣により、職員間の能力向上及び厚生関係施設の維持・管理機能・入所調整機能の向上に貢献している。
- ・ 令和4年度は入所調整等を行う特人厚職員が生活保護受給者の属性把握、福祉事務所の業務・支援体制の理解を深めるため、福祉事務所現場を訪問し、生活相談の説明や面接・訪問への同席などの生活保護行政を体験する厚生部独自研修（試行）を開始した。

## イ 更生施設の課題

### （ア）更生施設のあり方（自立支援機能）について

①	計画	●更生施設における専門力強化として、精神保健福祉士、社会福祉士、看護師等を加配する。加配人数は、女性更生施設及び100人定員以上の男性更生施設に3人、その他の施設に2人とする。
---	----	--



進捗

- ・ 平成31年4月より加配を実施した（全8施設合計21名）。

②	計画	●平成35年度（令和5年度）の中間見直しまでに、救護施設転換に向けて諸課題を整理する。 ●厚生関係施設運営協議会で継続して検討する。
---	----	---



進捗

- ・ 厚生関係施設運営協議会に救護施設検討部会を設置し、検討結果を令和3年4月に特別区長会に報告し、了承された（第2章1（2）参照）。

### （イ）就労特化型更生施設について

①	計画	●千駄ヶ谷荘については、就労特化型から一般型へ変更する。 ●千駄ヶ谷荘は、就労特化型更生施設として6か月プログラムの実施など、独自の利用者支援で成果をあげてきた。これまで蓄積してきた利用者支援のノウハウやスキル等を今後の施設の運営に活かしていく。
---	----	--

⇒ **進捗** ・平成31年4月から一般型へ変更した。

(ウ) 女性施設の課題について

①	計画	●平成35年度(令和5年度)の中間見直しまでに女性救護施設の増設及び種別転換を含め、救護施設の整備に向けた課題を整理する。
---	----	---

⇒ **進捗** ・令和3年4月に特別区長会に了承された救護施設に係る報告において、浜川荘B棟用地<sup>2</sup>に女性救護施設を整備することとした(第2章1(2)イ(ウ)参照)。

②	計画	●平成30年度内に児相部会※で広域利用を含む母子生活支援施設のあり方については、一定の結論を出すことになっているため、その判断を待って、厚生関係施設との相互協力体制の構築について検討する。 ※児相部会：特別区子ども家庭支援センター・児童相談所準備担当合同部会
---	----	--

⇒ **進捗** ・児相部会との協議の上、厚生関係施設運営協議会に母子生活支援施設広域利用検討部会を設置し、検討結果を令和2年1月に児童相談所に係る他の検討内容と合わせて特別区長会に了承された。これにより、令和2年4月より区立母子生活支援施設の区間相互利用が開始された(第2章1(3)参照)。

ウ 宿所提供施設・宿泊所の課題

(ア) 宿泊所の宿所提供施設への種別転換と職員配置について

①	計画	●宿泊所を千歳荘、赤羽荘、綾瀬荘の3施設とし、その他の宿泊所は宿所提供施設に種別転換する。
---	----	---

⇒ **進捗** ・令和元年度に一部改修工事中であった新幸荘を除き種別転換し、令和2年度に新幸荘が種別転換した。

②	計画	●宿泊所の利用者支援を強化し、あわせて1人勤務状態を解消するため、常勤職員1人、非常勤職員1人の計2人を加配する。
---	----	---

⇒ **進捗** ・平成31年4月より加配を実施した(全3施設合計6名)。

<sup>2</sup> 浜川荘B棟と隣接する自立支援センター品川寮跡地を含めた敷地のこと。

③	計 画	●子ども支援機能付き宿所提供施設は、子どもの多い3施設(一之江荘、小豆沢荘、西新井栄荘)でモデル事業を実施する。
---	--------	--

⇒ **進  
捗** ・平成31年4月よりモデル事業を開始した。

(イ) 社会復帰促進事業の見直しについて

①	計 画	●宿泊所は、今後、非生活保護受給世帯の受入れを原則とするため、社会復帰促進事業は宿所提供施設で実施する。
---	--------	--

⇒ **進  
捗** ・平成31年4月より宿所提供施設で受入れを開始した。

(ウ) 路上生活者対策事業との連携について

①	計 画	●引き続き自立支援センター退所者を対象とした社会復帰促進事業の定員枠を確保する。
---	--------	--

⇒ **進  
捗** ・上記のとおり定員枠を確保し実施している。

エ 施設運営事業費

①	計 画	<p>【更生施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●女性及び定員100名以上の更生施設は、専門職員等(常勤)3名を加配する。</li> <li>●上記を除く他の施設は、専門職員等(常勤)2名を加配する。</li> </ul> <p>【宿泊所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●宿泊所の利用者支援を強化し、あわせて、1人勤務状態を解消するため、常勤職員1人、非常勤職員1人の計2人を加配する。</li> </ul> <p>【子ども支援機能付き宿所提供施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども支援機能付き宿所提供施設は、子どもの数が多い3施設でモデル事業を実施する。</li> </ul> <p>&lt;共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成35年度(令和5年度)に中間見直しを実施し、効果検証を行う。</li> </ul>
---	--------	---

⇒ **進  
捗** ・職員の加配・モデル事業については、いずれも平成31年4月より実施した。

## オ 包括的施設支援事業の課題

①	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特人厚が東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」補助金（10割補助）のもと実施してきた包括的施設支援事業（利用者支援事業）は、平成30年4月、「平成30年度被保護者自立促進事業に関する補助金交付事務取扱要領の制定について」において、特人厚が補助対象から除外となった。</li> <li>● 利用者支援事業のうち心理相談等の専門相談事業、緊急一時保育事業、居住支援事業、モニタリング事業等については、更生施設の利用者属性が救護施設化していることや宿所提供施設、宿泊所の利用者も専門的個別支援の必要性が一層高まっている現状を踏まえると必要かつ重要な事業である。</li> <li>● 引き続き、東京都に補助要請する一方で、23区独自の負担対応について、具体的な検討をすすめていく。</li> </ul>
---	----	--



進  
捗

・ 包括的施設支援事業は必要かつ重要な事業であることから、引き続き23区の出担金により実施している。

## カ 厚生関係施設再編整備計画（平成31年度～40年度）

### （ア）施設整備再編整備方針

①	計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会経済状況、起債償還を考慮。耐用年数、今後発生する大規模改修や保全計画に基づく各種修繕工事を精査し、整備計画。</li> <li>② LCC（ライフサイクルコスト）を考慮した保全計画。</li> <li>③ 施設のバリアフリー化（エレベーター、多目的トイレの設置など）、男性更生施設の個室化を推進。</li> </ul>
---	----	--



進捗

- ・令和3年度に特人厚において厚生関係施設中長期保全調査を実施し、厚生関係施設の今後30年間に発生する各種更新・修繕工事の予算規模を把握した。
- ・この調査によれば、令和13(2031)年から令和23(2041)年までの10年間に9施設(南千住荘、本木荘、江東荘、一之江荘、葛飾荘(A棟・B棟)、赤羽荘、しのばず荘、けやき荘、新幸荘(第2棟))が一斉に更新時期を迎え、建替えの時期が集中することにより、一定期間の中で大きな財政負担が求められることが明らかとなった。
- ・このような背景を踏まえ、特人厚では厚生関係施設の劣化状況などを適切に把握し、適切な修繕・更新の時期や規模を定めるために長寿命化調査を実施した。
- ・高浜荘を設置するカナルサイド高浜の建替えは、特人厚と港区とで共同で進めている。本建替え工事については、敷地が東海道新幹線に近接することから東海旅客鉄道株式会社(JR東海)との協議を経て、工法の変更、工期の延伸による工事費の追加が発生することとなった。本件については令和4年3月特別区長会において報告した。

## (イ) 施設整備計画

①	計画	設備の老朽化により、施設利用に支障をきたしている更生施設・宿所提供施設淀橋荘は、改築を平成34年度(令和4年度)から39年度(令和9年度)に計画、実施する。
---	----	--



進捗

- ・平成30年再編整備計画において「諸課題を整理する」とした救護施設について検討した「特別区における救護施設の整備について 厚生関係施設運営協議会救護施設検討部会検討報告書」において、淀橋荘は救護施設・宿所提供施設の併設で整備することとした。

②	計画	耐用年数に達しつつあり、居室機能の課題のある宿所提供施設(現宿泊所)千歳荘は、改築を平成37年度(令和7年度)から42年度(令和12年度)に計画・実施する。
---	----	--



進捗

- ・令和4年3月に特別区長会に了承された「厚生関係施設運営協議会 宿所提供施設及び宿泊所のあり方検討部会検討報告」において施設所在区である世田谷区に対し千歳荘敷地における行政需要について施設設計着手の前年に意向確認を行うものとした(第2章1(4)才参照)。

### (ウ) 施設整備事業費

①	計画	施設整備事業費については本計画に計上した施設の工事施工年次が計画期間の平成37年度(令和7年度)以降となるため、23区の分担金については、本計画の施行後の5年目(平成35年(令和5年))に、工事費を再度積算、整備基金・起債償還額の精査を行い、23区と協議する。
---	----	--

⇒

進捗

- ・中長期保全調査に基づき、施設の現状を把握し、それに基づき資金管理計画を再度分析した結果、淀橋荘建替え経費において、整備基金が枯渇することを確認した。

### (2) 救護施設整備

平成30年再編整備計画において救護施設については、「平成35年度の間見直しまでに、救護施設転換に向けて諸課題を整理する」「厚生関係施設運営協議会で継続して検討する」としたことから、厚生関係施設運営協議会に救護施設検討部会を設置し、検討を開始した。本検討結果は、「特別区における救護施設の整備について 厚生関係施設運営協議会救護施設検討部会検討報告書(令和3年3月特別区福祉主管部長会策定)」(以下「救護施設検討部会報告書」という。)としてまとめ、令和3年4月特別区長会に報告し、了承された。本報告書の主な内容とその進捗は以下のとおり。

#### ア 今後の施設整備に係る方針について

##### (ア) 建替えにあたっての留意点

方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・更生施設の建替えの際は、今後の福祉施設の安全に関する観点から、スプリンクラーの設置など安全設備に十分配慮して建設する。</li><li>・更生施設の建替えの際は、必要とされる厚生関係施設の機能を充足した上で、所在区の行政需要を聴取する等の調整を行う。</li></ul>
----	--

##### (イ) 救護施設の整備について

方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・更生施設の建替え後は、救護施設としての運用を基本とする。</li><li>・救護施設での支援が必要な生活保護受給者の施設利用のニーズを順次充足する必要があることから、新たに整備する救護施設は、原則、通過型として運用する。</li><li>・今後の厚生関係施設再編整備計画の策定時には、その時点での更生施設の利用者属性やニーズ等を踏まえて、施設種別を救護施設として運用することについて検証を行う。</li></ul>
----	--

### (ウ) 入所調整時のアセスメントの充実について

方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・入所調整時の施設利用希望者のアセスメントについては、特人厚が入院中の更生施設利用希望者を対象に、病院を訪問して同希望者の現状等を医療スタッフより聴取し、福祉事務所及び更生施設に情報提供を行う事業を開始し、精度向上等を図ることとした。本事業は、令和2年度より「特定被保護者入所調整円滑化事業(以下「円滑化事業」という。)」として開始した。</li><li>・円滑化事業による精緻なアセスメント情報等を活用しつつ、引き続き、現在の入所調整事務を実施していく。</li></ul>
----	--

⇒ **進捗** ・上記のとおり円滑化事業を実施している。

### イ 今後の救護施設整備計画

#### (ア) 救護施設の整備に向けた諸規定改正手続きについて

計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・特人厚における共同処理により救護施設の設置及び管理の事務を行うには、規約の変更により救護施設に係る記載を追加する必要がある。</li></ul>
----	---

⇒ **進捗** ・令和4年1月に都知事の許可を受け、同年4月1日に規約を変更した。

#### (イ) 淀橋荘の救護施設への転換と整備

計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・更生施設・宿所提供施設淀橋荘は、救護施設・宿所提供施設の併設施設として建替え・整備する。</li><li>・施設定員は、救護施設定員 100 名、宿所提供施設定員27世帯42名の規模とする。</li><li>・平成30年再編整備計画に基づき、令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計を行い、令和7年度より建替え工事を開始し、令和10年度より事業運営を開始する。</li></ul>
----	--

⇒ **進捗** ・他法人が設置運営している施設の実態調査を実施し、その運営実態及び施設機能を把握したうえ、建築与条件を整理した。

### (ウ) 浜川荘B棟用地を活用した女性救護施設整備

計 画	<ul style="list-style-type: none"><li>・浜川荘B棟用地に新たに救護施設を整備し、女性救護施設(以下「救護施設浜川荘(仮称)」という。)として運用することとする。</li><li>・救護施設浜川荘(仮称)は、定員60～70名程度で運用する。</li><li>・浜川荘B棟用地内に、品川区の行政需要を充足する施設の整備(救護施設浜川荘(仮称)との併設を想定)を行う。施設内容については、具体的な整備検討の際に品川区と協議する。</li><li>・具体的な施設整備時期は、次期再編整備計画(計画期間:令和11年度以降)の計画期間の前半を予定する。具体的な整備にあたっては、改めて品川区との協議を踏まえて行うこととする。</li></ul>
--------	---

### (エ) 既存更生施設の救護施設転換

計 画	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後の救護施設整備に係る検討には、既存更生施設へのパッケージ型自動消火設備設置による新たな救護施設転換手法についても検討する必要がある。</li></ul>
--------	---

## ウ 社会福祉法人特別区社会福祉事業団との連携

内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和10年度に新規開設を予定する救護施設淀橋荘の運用を踏まえた上で、更生施設塩崎荘の施設種別に係る検討の勧奨を行う。</li><li>・特別区社会福祉事業団が更生施設塩崎荘の救護施設転換等を行う場合、特別区は同事業団に対して、種別転換等に係る経費に関し、適用される補助金等を除き助成を行うことを検討する。</li><li>・その検討については、次期再編整備計画(計画期間:令和11年度以降)策定に係る検討会において検討を予定する。</li></ul>
--------	--

### (3) 母子生活支援施設広域利用

「母子生活支援施設の区間相互利用」は、特別区の児童相談所設置に係る検討項目の1つとしてあげられ、特別区子ども家庭支援センター・児童相談所準備担当合同部会(以下「児相部会」という。)が検討を開始した。平成30年再編整備計画では、婦人保護施設や母子生活支援施設との相互協力体制構築についての対応計画を、「児相部会で広域利用を含む母子生活支援施設のあり方について、一定の結論を出すことになっているため、その判断を待って、厚生関係施設との相互協力体制の構築について検討する」とし、児相部会と協議した。

厚生関係施設運営協議会では、特別区福祉主管部長会了承のもと、同協議会の部会として、母子生活支援施設広域利用検討部会を設置し、検討を開始した。

本検討結果は、令和2年1月特別区長会で「児童相談所移管に係る課題の検討状況について【継続検討分】(令和元年11月時点)」において児童相談所に係る他の検討内容と合わせて了承された。

これにより、特別区立母子生活支援施設は、令和2年4月より区間相互利用を開始した。

#### (4) 宿所提供施設及び宿泊所のあり方について

宿所提供施設及び宿泊所の主たる目的である居所の提供に関連する制度については、平成29年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正施行されたほか、平成30年再編整備計画を策定した同年の社会福祉法及び生活保護法改正により、令和2年4月より①無低の規制が強化され（「東京都無低の設備及び運営の基準に関する条例」の施行）、②無低において居宅での日常生活が困難な生活保護受給者に対し、日常生活上の支援を行う仕組みである「日常生活支援住居施設」が創設された。

これらの状況を踏まえ、宿所提供施設及び宿泊所の現状を確認し、今後のあり方を検討するため、厚生関係施設運営協議会に宿所提供施設・宿泊所のあり方検討部会を立ち上げ、検討を行った。本検討結果は、「厚生関係施設運営協議会宿所提供施設・宿泊所のあり方検討部会検討報告（令和4年1月特別区福祉主管部長会策定）」としてまとめ、令和4年3月特別区長会に報告し、了承された。本報告書の主な内容とその進捗は以下のとおり。

##### ア 緊急一時保護事業の利用期間及びその延長に係る見直しについて

内容	<p>・最長6か月までとした利用期間について、利用期間が6か月を超える場合は、福祉事務所長、施設運営課長及び施設長を構成員とする「特例延長会議」を開催する。延長の可否及び必要とされる延長期間の決定は、利用者が施設での日常生活に支障がなかったことを前提に、以下のいずれかに該当し、かつ、構成員全員の合意に至った場合に限り、合計12か月となるまで重ねて3か月以内の延長ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 転宅先が確定しており、入居日まで利用する場合</li><li>② 入所施設が決定しており、入所日まで利用する場合</li><li>③ 子どもの卒業入学等の時期で、その後の転出先が確定している者が利用する場合（卒業入学は、原則、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校）</li><li>④ 6か月まで延長しても転出できなかった理由を明確にした上で、更に延長する必要性に合理性が確認できた場合</li></ul>
----	--



進捗

・本運用は令和3年4月より運用を開始した。

## イ 宿所提供施設及び宿泊所の利用対象者について

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・DVからの逃避による利用者への心理的不安等の軽減の観点から、男性利用者のみ家族世帯については、福祉事務所長会(令和元年10月)にて男性の施設利用に対する配慮を依頼した宿所提供施設小豆沢荘・西新井栄荘・一之江荘以外で受け入れるという現在の運用を明文化することとし、特に男性単身世帯及び男性のみ家族世帯を対象とする施設は設定しない。</li><li>・生活保護を受給する男性単身世帯については、民間において居所確保が概ねできていること、また、男性単身利用者(り災)を受け入れる施設を新たに1施設加えることから、当面、宿所提供施設及び宿泊所での受け入れは見合わせる。今後、生活保護を受給する男性単身世帯の需要に大きな変化等があった場合には、受け入れ見合わせの方針について検討を行う。</li><li>・り災の男性単身世帯の受け入れ施設の利用率向上のため、新たに「南千住荘」を加える。</li></ul>
----	---

⇒ **進捗** ・本運用は令和4年4月より運用を開始した。

## ウ 宿所提供施設及び宿泊所に関する課題の改善について

### (ア) 当日入所の時間期限について

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・当日入所の施設到着時間の目安は、15:00までとする。ただし、やむを得ず15:00を過ぎるときは、当日午前中に福祉事務所担当者と施設で協議し、施設到着時間の合意を得ることとする。</li><li>・ライフラインの開栓手続きは原則利用者本人が行うものであるが、本人対応が必須となるものを除き、到着時間によっては当日利用ができるように施設が代理で行うことができることとする。</li><li>・ライフラインの使用料は、利用者の負担であり、入所キャンセル等となっても当該費用は利用者の負担となることから、事前に利用者に対し代理手続きの同意と費用負担の発生について承諾を得た上で代理手続きを行うこととする。</li><li>・利用者の施設到着が遅れる場合、ライフラインの当日開栓ができない可能性があることを利用者・福祉事務所が同意した上で、入所を決定することとする。</li></ul>
----	--

⇒ **進捗** ・本運用は令和4年4月より運用を開始した。

(イ) 入所時同行する福祉事務所担当者の入所説明・手続きの同席について

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉事務所担当者の同行は、引き続き必須とする。</li><li>・福祉事務所担当者の同席は、施設との支援方針の共有及び福祉事務所担当者が行う入所手続きは必須とする。</li><li>・入所説明後の入所辞退を避ける観点から、福祉事務所担当者・施設・利用者の同席している場で利用者に対し施設入所意思の確認及び規則遵守の承諾を行うこととする。</li><li>・利用者の入所意思の確約が取れた場合、利用者に対する詳細な入所説明、居室の引き渡し等については、福祉事務所担当者は同席しないことができることとする。ただし、同席しない場合、福祉事務所担当者は利用施設の規則等を「利用施設のしおり(重要事項説明書)」等の書類にて把握しておくことを前提とする。</li></ul>
----	--



進  
捗

・本運用は令和4年4月より運用を開始した。

(ウ) 緊急一時保護事業利用中の利用者属性（生活保護・非生活保護）変更の取扱いについて

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・宿泊所の入所後、生活保護受給となった場合は、宿所提供施設及び宿泊所の空き状況を考慮した上で、①「宿所提供施設に移転し緊急一時保護事業利用を継続」又は②「引き続き同宿泊所に入所を継続」できるものとする。②は、入所を継続しても本来の対象者である非生活保護受給世帯の入所枠を圧迫しないこと、緊急一時保護事業に定める期限内での速やかな転宅を目指すことを前提とする。利用期間は当初の利用からの起算とし、原則、延長はしない。</li><li>・上記①、②の決定については、対象利用者の状況及び施設の空き状況等を勘案し施設運営課長が行う。</li><li>・宿所提供施設の入所後、宿所提供施設における生活に問題がないことを前提として収入増等の理由により保護の廃止となる場合は、宿泊所の空き状況を考慮した上で、宿泊所に移転し緊急一時保護事業を継続して利用できるものとする。利用期間は当初の利用からの起算とする。なお、宿泊所移転にあたっては、福祉事務所の期限内の転出に向けた見通し(資金計画)の確認を必須とする。</li><li>・上記における特人厚施設間の移転の費用負担に関しては、原則、利用者が移転時に保護受給である場合は福祉事務所が、非保護受給である場合は利用者本人が負担するものとする。</li></ul>
----	---



進  
捗

・本運用は令和4年4月より運用を開始した。

### (エ) 各施設における備品（備付け・貸出備品）について

内容	・備品については各施設の保有状況を共有する。なお、備品の統一・拡充の費用に関しては、器具備品費・什器費等で措置している予算で賄い、入所当日配布物品は各施設で可能な限り準備していくこととする。
----	---



**進捗** ・本運用は令和4年4月より試行実施とし、物品の使用状況等を特人厚施設運営課が確認していく運用を開始した。

### エ 安全配慮及び施設防犯のための設備工事について

内容	<p>・施設の建替えの際には、利用者の安全・防犯に十分配慮して建設することとする。</p> <p>・既存施設については、施設によって施錠扉等がなく外部の人間が容易に敷地内に侵入できる現状もあることから、「部外者が事務所及び住戸玄関等に容易に侵入できないようにする」とするセキュリティ方針を基本に施設に係る一般保全工事費の範囲内で、執行状況を踏まえてモデル施設（宿所提供施設小豆沢荘・西新井栄荘・一之江荘／宿泊所赤羽荘）より順次整備を行う。</p> <p>＜セキュリティ方針＞</p> <p>部外者が事務所及び住戸玄関等に容易に侵入できないようにする。</p> <p>① 敷地レベルセキュリティ（敷地内侵入防止策）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般住宅レベルの塀又はフェンス等を設置</li><li>・利用者が日常使用する通用門には生体認証キー又はテンキー（数字で開錠できる鍵）を設置（原則、生体認証キーとするが既存施設ごとの付帯工事等の難易度を勘案して整備する）</li></ul> <p>② 建物レベルセキュリティ（建物内侵入防止策）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・道路につながる正面入口は、生体認証キー及びカメラ付きインターホンを設置（インターホンは事務所での確認による遠隔開錠を想定）</li></ul>
----	--

### オ 宿泊所千歳荘の建替えについて

内容	・施設所在区である世田谷区に対し千歳荘敷地における行政需要の聴取を行った結果、現時点では利用意向がないことを確認したが、施設設計着手の前年に再度意向確認を行うものとする。
----	---

## カ 今後の施設整備に関する方向性について

内容	<p>宿所提供施設及び宿泊所を取り巻く社会情勢、施設の現状、都内民間無低施設数等を勘案した時、現時点においては、少なくとも男性及び女性単身世帯の居所の確保は一定充足していると言える。</p> <p>一方で、家族世帯(特に青少年を含む家族世帯)の受け入れ先は、ほぼ特人厚の宿所提供施設及び宿泊所に限られている状況があり、これは、福祉事務所からも特人厚の宿所提供施設及び宿泊所の長所として挙げられている。</p> <p>特人厚は、今後も引き続き家族世帯の受け入れを行い、必要とされる施設ハード面を整備する等、民間無低の補完的役割を果たしていく必要がある。</p> <p>これらのことを踏まえ、施設整備の今後の方向性について整理した。</p> <p>I 入所率低下の現状や費用対効果の観点等をふまえた今後の施設規模等に関する検討が必要である。なお、費用対効果については、施設整備経費と施設運用経費の両面からの検討を要する。</p> <p>II 施設整備経費については、今後の建替え等の施設整備に関する基本的な考え方や整備方針を定める必要がある。</p> <p>III 施設運用経費については、施設規模の縮小等による経費削減も視野に入れた上で、施設の有効活用に関する検討が必要である。</p> <p>IV 宿所提供施設及び宿泊所の現時点における建替えの基本的な考え方は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i 今後の宿所提供施設及び宿泊所の建替えに際しては、既存施設の居室数を上限とし、居室タイプは、単身世帯用居室は最低限の整備とし、ニーズの多い家族世帯用居室や多目的居室(バリアフリー居室)等、無低での整備が困難な居室を中心に整備をすることとする。</li><li>ii エレベーター等の施設バリアフリー化は可能な範囲で整備するが、建設経費縮減のため、施設延べ床面積は必要最低限度とする。</li><li>iii 施設の安全配慮については、既に特別区長会了承を得た救護施設の整備方針の「更生施設建替えの際は、スプリンクラーの設置など安全設備に十分配慮して建設」と同様に、スプリンクラーを設置することとする。</li><li>iv DV入所者等の増に対応し、施設のセキュリティは居室から施設正面玄関の遠隔操作(開錠)ができる仕様とする。</li><li>v 施設建替えの際には、必要とされる宿所提供施設及び宿泊所の設備・機能を充足した上で、施設所在区に対して行政需要を聴取する等の調整を行う。</li></ul> <p>V 施設の果たすべき役割や適正な規模等については、引き続き検討する必要がある。現時点で想定される論点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 今後の特人厚の宿所提供施設・宿泊所の役割</li><li>② 建替え時の居室数の整備率</li><li>③ 建替えで整備する個室等居室タイプの割合</li><li>④ 特別区の福祉ニーズに対応した施設の適正な規模と移行スケジュール</li></ul>
----	--



進  
捗

- ・今後の建替え等の施設整備に関する基本的な考え方や整備方針を定める「特別区人事・厚生事務組合 厚生関係施設保全整備計画」策定に向けて、他自治体の実態調査等を実施した。

## 2 検討課題

上記のこれまでの検討結果・進捗を踏まえた厚生関係施設再編整備計画の見直すべき項目・新たな検討課題は以下のとおり。

### [施設運営]

- 1 職員加配について
- 2 子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業について
- 3 社会復帰促進事業を実施する施設について
- 4 人材育成（事業に必要となる職員の確保策）について
- 5 入所待機者訪問モニタリング事業の見直しについて
- 6 宿所提供施設及び宿泊所の施設運営について

### [施設整備]

- 7 特別区人事・厚生事務組合 厚生関係施設保全整備計画（案）及び個別施設計画（案）について
- 8 更生施設の整備方針及び（仮称）淀橋荘建替え工事の建築と条件について
- 9 宿所提供施設及び宿泊所の役割について
- 10 宿所提供施設及び宿泊所の居室整備について
- 11 宿所提供施設及び宿泊所の適正規模について
- 12 宿所提供施設南千住荘の取扱いについて
- 13 宿泊所千歳荘の施設規模について
- 14 令和6年度以降15年間の施設整備に係る分担金（仮算定案）について

### 第3章 厚生関係施設再編整備計画の見直し・今後の方向性

#### [施設運営]

#### 1 職員加配について

本効果検証にあたり、各更生施設及び宿泊所に対して実態調査を実施し、その結果を中心に検討を行った（千歳荘は種別変更により加配前後の比較ができないため一部対象外）。主な調査項目については、下記のとおり。

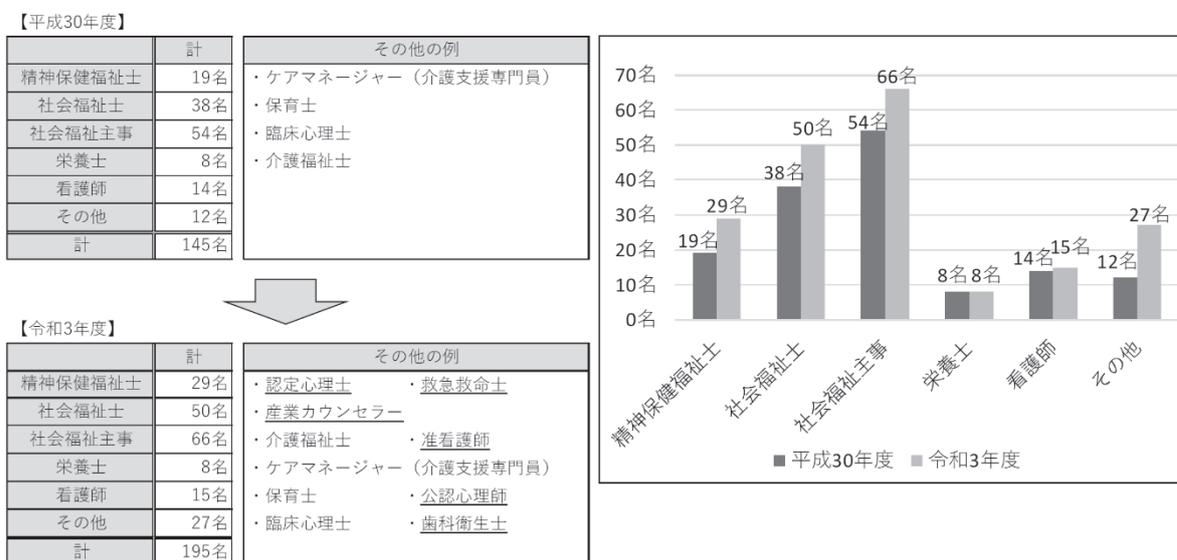
- ・職員加配の実態
- ・職員加配の効果及び改善点
- ・退所者情報（平成30年度及び令和3年度）

#### (1) 評価

##### ア 更生施設

- ・加配職員全21名が社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格の保有者であり、うち10名が10年以上の福祉施設勤務経験を有するなど、専門性が高く、経験豊かな職員が配置されている。
- ・施設の有資格者数は145名（平成30年度）から195名（令和3年度）へと増加し、保有資格も多様化していることから、多角的な視点からの専門的な利用者支援を可能にしている。（※複数資格保有者は重複計上）

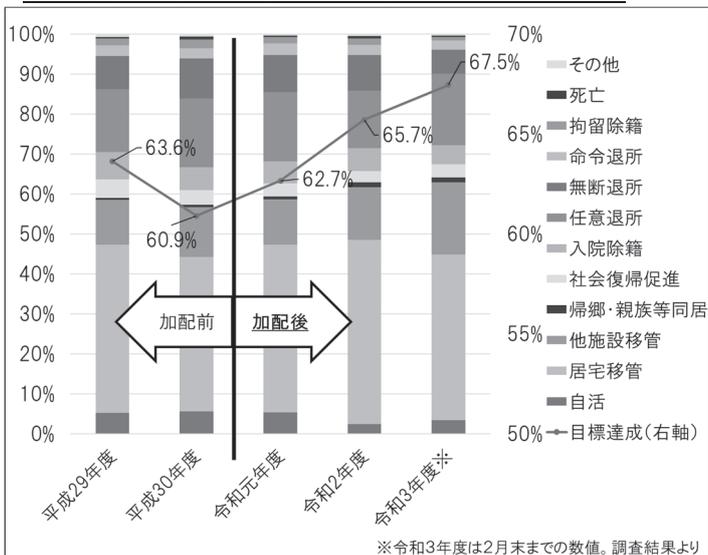
図・表 更生施設 有資格者数比較（平成30年度、令和3年度）



- ・加配職員の役割として、「支援計画作成時の専門的視点からの関与（SV含む）」、「処遇困難ケースやトラブルへの対応・関与」、「施設内研修や知見・スキルの共有など他の職員の専門性向上への寄与」、「関係機関との連携関係の構築」などがあり、各施設の状況に応じて専門性が広く発揮されている。

- 施設からの主観的評価では、いずれも「大きな効果があった」もしくは「効果があった」と回答しており、全施設でその効果を実感している。
- 主な効果として、「目標達成率<sup>3</sup>の向上[平成30年度:60.9% ➡令和3年度:67.5%]」、「社会資源の活用に向けた適切なコーディネート」、「在所期間の短縮化[平成30年度:約330日 ➡令和3年度:約321日]」、「(他施設移管など)居宅移管以外の選択肢の確保」などが挙げられる。
- そのほか、副次的な効果として「目標達成以外の退所となる場合の移管先の確保」、「専門性の高い加配職員とともに利用者支援にあたる他の職員の学び」などが挙げられる。

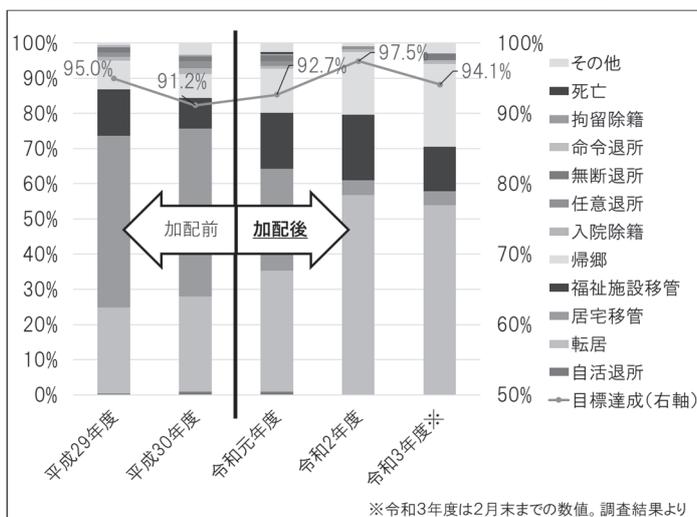
図 更生施設 退所理由推移 (シェア)



## イ 宿泊所

- 施設からの主観的評価では、赤羽荘、綾瀬荘ともに「大きな効果があった」と回答しており、その効果を実感している。
- 主な効果として、「職員及び利用者のメンタル面での負担の軽減」、「職員の身体的負担の軽減」、「ケース検討機会の増加、利用者情報の共有など利用者支援の充実」、「事故防止」などが挙げられる。
- 加配前後における一人勤務日数を比較すると、加配前の平成30年度は赤羽荘、綾瀬荘の2施設合計で161日の一人勤務日が生じているのに対し、直近の令和3年度は千歳荘を含む全3施設で一度も発生していない。
- 年度間で多少の差はあるが、「目標達成率」は横ばいから微増傾向にあり、高い水準を保っている。

図 宿泊所 退所理由推移 (シェア)



<sup>3</sup> 全退所者に占める、「自活」、「居宅移管 (※非保護世帯の場合は転居)」、「他施設移管」、「帰郷・親族等同居」、「社会復帰促進事業」により退所した方の占める割合

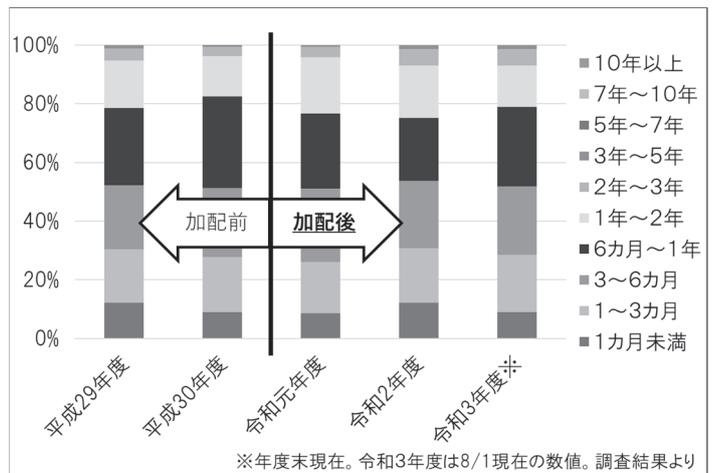
- ・目標達成により退所した世帯の「平均在所日数」は、平成30年度の約118日から令和3年度では約75日と大幅に短縮しており、早期の地域移行のために必要な支援が提供されていることを裏付けている。

## (2) 課題

### ア 更生施設

- ・「入所原因」や「在所者属性」、「年齢構成」は平成29年度以降概ね変化がなく、引き続き専門的な支援を必要とする利用者が多く入所している（第1章1(4)ウ～オ参照）。
- ・2年以上の在籍となっている利用者の割合が、わずかながら増加傾向にあることから、支援が長期化しているケースに対して加配職員の専門性を最大限活かし、各種社会資源の活用も含めた適切な退所先の確保が求められる。
- ・そのほか、「専門性の高い支援の継続及びより一層の強化」、「加配以外の職員を含めた施設全体のレベルアップ」、「福祉事務所や関係機関との連携の強化」などに関する引き続きの取組が課題として挙げられる。

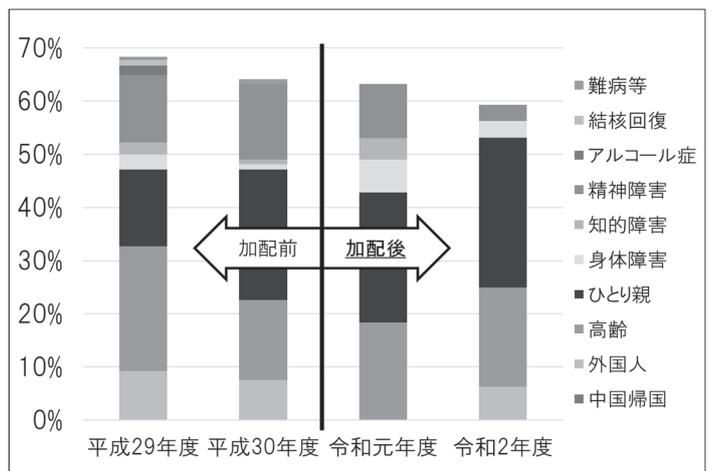
図 更生施設 在所期間推移（定点シェア）



### イ 宿泊所

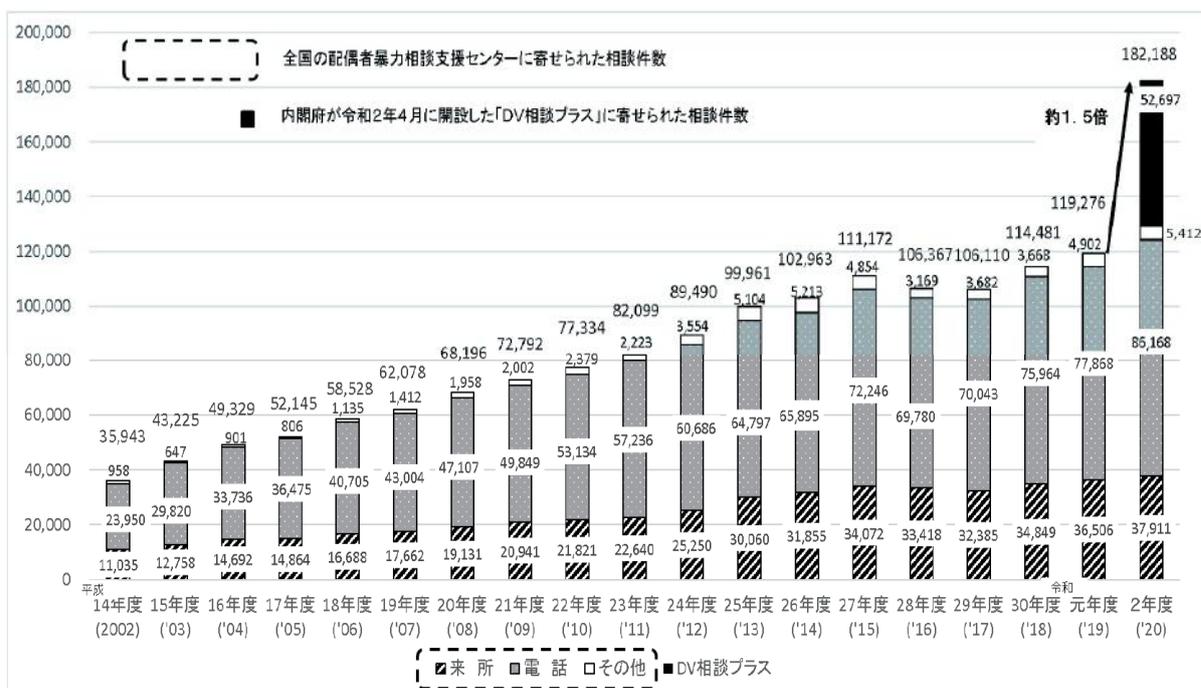
- ・引き続きの課題として、「行事の充実を含めた利用者支援の強化」、「セキュリティ対策の徹底」などが挙げられる。
- ・「入所原因」のうち「夫の暴力からの逃避」、「親族不和」が平成29年度の4割強から令和2年度には約7割へと急増し、「在所世帯属性」における「ひとり親」世帯も増加傾向にある。このことは、広く指摘されているように新型コロナウイルスの蔓延によるストレスや不安の影響が大きいものと考えられる（第1章1(4)ウ、エ参照）。

図 宿泊所 在所世帯属性推移（年度末）



- ・DV相談件数は新型コロナウイルスの影響が広がった令和2年度に前年度比約1.5倍に急増し、令和3年度も概ね同水準である。今後も家庭内トラブルによる入所者が多くを占める傾向が続くと想定されることから、「DV被害世帯への心理面のケア」や「職員体制を含めた施設のセキュリティ対策」について、引き続き重点的に実施していく必要がある。

図 DV相談件数の年次推移



「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和2年度分）」（令和4年3月31日内閣府男女共同参画局）より

### （3）今後の方向性

#### 【更生施設】

- 専門的支援を必要とする利用者が引き続き多く入所している。「専門力の強化」、「目標達成率の向上」などの効果が確認できたことから、現行の職員加配を継続する。
- 更生施設における将来的な職員加配のあり方については、救護施設への種別転換の状況及び利用者属性の変化等を踏まえ、次期以降の再編整備計画で整理する。

#### 【宿泊所】

- 宿泊所には引き続き支援困難度の高い利用者が多く入所している。「利用者支援の強化」、「一人勤務体制の解消」の両面において効果が確認できたことから、現行の職員加配を継続する。

## 2 子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業について

### (1) 背景

- 平成 31 年 4 月より、子どもの利用が多い宿所提供施設 3 施設（小豆沢荘、西新井栄荘、一之江荘）で子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業（以下「子ども支援事業」という。）を実施している。
- 子ども支援事業実施施設には非常勤の子ども支援員 2 名を配置し、「子どもの居場所としての遊びと学びの提供」「信頼できる身近な相談相手（信頼できる大人）の配置等」を行うことにより、子どもの自尊心涵養と貧困の連鎖を遮断することを目的としている。
- 効果検証にはアンケートによる評価を用い、子ども支援事業の利用者、施設職員、子ども支援員、福祉事務所担当者にアンケート調査を実施した。アンケートの実施においては、アンケート用紙を作成し、対象者へ配布した。

### (2) 評価

- 子ども支援事業（支援室）の利用者からは概ね満足されており、遊びの環境、支援員の対応について評価されている。
- 子ども支援事業（支援室）の利用者からは、子ども支援室で遊ぶこと、物を作ること、身体を動かすことへの需要が高く、概ねその期待には応えられている。
- 福祉事務所や施設職員から、子ども支援事業（支援室）を利用した子どもや保護者の半数以上に良い変化があったと評価されている。

**表 子ども支援事業利用者満足度**

子ども支援室を利用した感想

回答項目	子ども	保護者
良かった	90%	91%
ふつう	10%	6%
良くなかった	0%	3%
計	100%	100%

**表 施設職員向けアンケート結果**

利用者の様子の変化について

回答項目	子ども	保護者
とても良い変化が見られた	10%	12%
良い変化が見られた	80%	47%
変化は見られなかった	10%	41%
悪い変化が見られた	0%	0%
とても悪い変化が見られた	0%	0%
計	100%	100%

**表 福祉事務所向けアンケート結果**

利用者の様子の変化について

回答項目	子ども	保護者
<b>変化があった</b>	<b>67%</b>	<b>67%</b>
良い方向に変容した	56%	56%
悪い方向に変容した	0%	0%
その他	11%	11%
<b>変化なし</b>	<b>0%</b>	<b>0%</b>
<b>どちらともいえない</b>	<b>33%</b>	<b>33%</b>
計	100%	100%

- ・子ども支援事業（支援室）の利用により、支援員とふれあうことで、本来の子どもらしさや笑顔が見られるようになり、子どもの心理的負担が軽減されている。また、保護者自身のリフレッシュ等、保護者の心理的・身体的負担も軽減されている。

### （3）課題

#### ア 課題（改善の余地あり）

- ・子ども同士の関わりの醸成（仲間づくり）に貢献できるような取組が求められている。
- ・要綱で定められた開所日・開所時間は原則月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の間で施設長が定める時間とされているが、利用時間の延長や休日の支援を希望する声があった。
- ・子ども支援室を利用しなかったが、何らかの事情により利用できなかった利用者の理由の掘り起こし、対応が必要である。（現状把握できている理由としては感染症蔓延時の支援室の運営、支援室の開室時間等がある。）
- ・退所後の元利用者への支援や福祉事務所との情報共有のやり方等について検討する必要がある。
- ・より充実した支援にむけ、施設独自の取組や成功事例を他モデル事業実施施設に積極的に共有する取組が求められる。
- ・福祉事務所ケースワーカーからは、一部「子ども支援事業について知らなかった」という回答があった。
- ・施設職員と福祉事務所ケースワーカー間で、利用者の情報提供に対する満足度・認識に差がある。
- ・「今後、子どものいる世帯を宿所提供施設に入所させる場合、モデル事業実施施設を選ぶか」という設問に「どちらともいえない」と回答した福祉事務所ケースワーカーの理由の掘り起こし、対応が必要である。（施設からの情報提供のあり方や事業の利便性等に関する見直し）
- ・子ども支援事業を利用する保護者や子どもにも困難ケースが増えている。困難ケースへの対応について情報を蓄積し、活用できる体制の整備が求められる。

#### イ その他

- ・子ども支援事業の事業内容である「読み聞かせ」や「学習支援」に対する満足度については、アンケートからは把握できていない。
- ・アンケート内の理由を問う項目について、自由記述欄の「回答なし」が一部あり、理由を把握できないものがあった。

#### (4) 今後の方向性

今回の効果検証では、子どもの心理的負担の軽減や保護者の心理的・身体的負担の軽減が見られるなど、一定の効果が認められた。宿所提供施設において母子世帯の入所が多い傾向にあること、施設利用者における貧困の連鎖解消に向けた取組が必要であることを踏まえると、当モデル事業は必要かつ重要な事業であると言える。

よって、今後の方向性は次のとおりとする。

- 平成 30 年再編整備計画の終了年度である平成 40（令和 10）年度まで、宿所提供施設小豆沢荘、西新井栄荘、一之江荘において、引き続き「子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業」を実施し、次期再編整備計画で事業実施施設等も含め本格実施について検討する。
- 今回とりまとめた課題を踏まえて、当事業をより効果的に実施するための柔軟な運営方法について検証していく。
- 現行のアンケート調査を継続し、事業の本格実施や更なる支援の充実に向けて、利用者ニーズを把握し、新たな課題等について改善していく。

### 3 社会復帰促進事業を実施する施設について

#### (1) 現状

- ・令和元年度より小豆沢荘、西新井栄荘、葛飾荘、江東荘、新幸荘及び東が丘荘の 6 施設、定員 31 名で同事業を実施している。
- ・社会復帰促進事業の利用実績は下表のとおり。小豆沢荘、西新井栄荘の利用者は、令和元年度の 2 名が男性、令和 2、3 年度の各 1 名が女性である。

表 社会復帰促進事業利用実績

施設名	定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度	出身施設
小豆沢荘	3	0	1	0	けやき荘
西新井栄荘	5	2	0	1	しのばず荘、けやき荘、本木荘
葛飾荘	3	5	1	0	しのばず荘、塩崎荘
江東荘	10	10	9	9	しのばず荘、淀橋荘、千駄ヶ谷荘、東が丘荘、新塩崎荘、塩崎荘
新幸荘	5	9	7	10	しのばず荘、浜川荘、けやき荘、千駄ヶ谷荘、新塩崎荘、塩崎荘
東が丘荘	5	6	6	6	東が丘荘
合計	31	32	24	26	

## (2) 課題

### ア 背景

- ・子ども支援事業の開始に伴い、令和元年 10 月の福祉事務所長会において、DVからの逃避を理由に入所している母子世帯の不安感等軽減の観点から、成人男性を含む世帯については、同事業実施施設の小豆沢荘、西新井栄荘、一之江荘の3施設以外を利用するよう配慮を依頼した(令和元年 10 月 16 日特人厚事務連絡)。
- ・令和 4 年 3 月に特別区長会に了承された「厚生関係施設運営協議会 宿所提供施設・宿泊所のあり方検討部会 検討報告」(以下「検討報告」という。)において、男性利用者のみ家族世帯については、小豆沢荘、西新井栄荘、一之江荘の3施設以外で受け入れることを明文化した(第2章 1(4)イ参照)。

### イ 課題

- ・小豆沢荘、西新井栄荘は社会復帰促進事業実施施設であり、更生施設を退所した単身男性の受入れが可能となっている。上記事務連絡及び「検討報告」の趣旨を勘案すると、小豆沢荘、西新井栄荘を同事業実施施設から除外することが望ましい。なお、一之江荘は平成 30 年再編整備計画において同事業実施施設から除外されている。

## (3) 今後の方向性

- 「検討報告」及び入所実績を踏まえ、小豆沢荘、西新井栄荘を社会復帰促進事業実施施設から除外し、葛飾荘、江東荘、新幸荘及び東が丘荘の4施設で同事業を実施することとする。

## 4 人材育成(事業に必要となる職員の確保策)について

### (1) 現状

- ・特人厚として、全厚生関係施設を指定管理者制度に移行したことによる厚生部職員の施設経験等の不足を補うため、施設や 23 区に対し継続的に特人厚固有職員を派遣し、施設及び福祉事務所での勤務経験を有する職員の育成に努めている。
- ・加えて、令和 4 年度より区の協力を得て、特人厚職員が福祉事務所現場を訪問し、生活相談の説明や面接・訪問への同席などの生活保護行政を体験する「厚生部独自研修」(試行)を開始し、福祉事務所の業務経験などを通して人材育成を図っている。

- ・一方、厚生部の組織・人員体制の構築にあたっては、上記の固有職員の育成に加え、23区からの福祉事務所勤務経験者や建築職などの職員派遣により、施設の入所調整や施設整備などについて、効果的かつ効率的に事務を執行できる体制を整えている。

## (2) 課題

- ・特人厚固有職員の人材育成については、一朝一夕で解決できる課題ではないことから、施設や23区への派遣、厚生部独自研修などを通じて今後も継続的に実施していく必要がある。
- ・業務経験や幅広い知見を活用するために福祉事務所経験者を引き続き配置していくことで、社会情勢の変化や23区が求めているものを敏感に察知し、幅広い視点で厚生関係事業を進められるよう、厚生部の職員体制を維持・構築していくことが重要である。
- ・施設整備の視点では、建築後35年以上を経過する厚生関係施設は全延べ床面積の44%を占めており、また建築後65年を超え更新時期を迎える施設が、令和13(2031)年度から令和23(2041)年度までの10年間に集中する見込みである。特人厚は専門職を採用しておらず、必要な職員の確保は23区の協力のもと派遣職員で補っており、厚生関係施設の維持・管理に係わる専門技術職のニーズはますます高まっていくものと考えられる。

## (3) 今後の方向性

- 施設や23区への職員派遣、厚生部独自研修などを通じて、引き続き特人厚固有職員の育成を図る。
- 厚生部独自研修については、特別区福祉事務所長会の幹事長区において受け入れる。
- 福祉事務所経験者や建築職の派遣について、人事・研修担当課長会等で厚生部及び厚生関係事業の課題等を説明し、協力を依頼することとする。

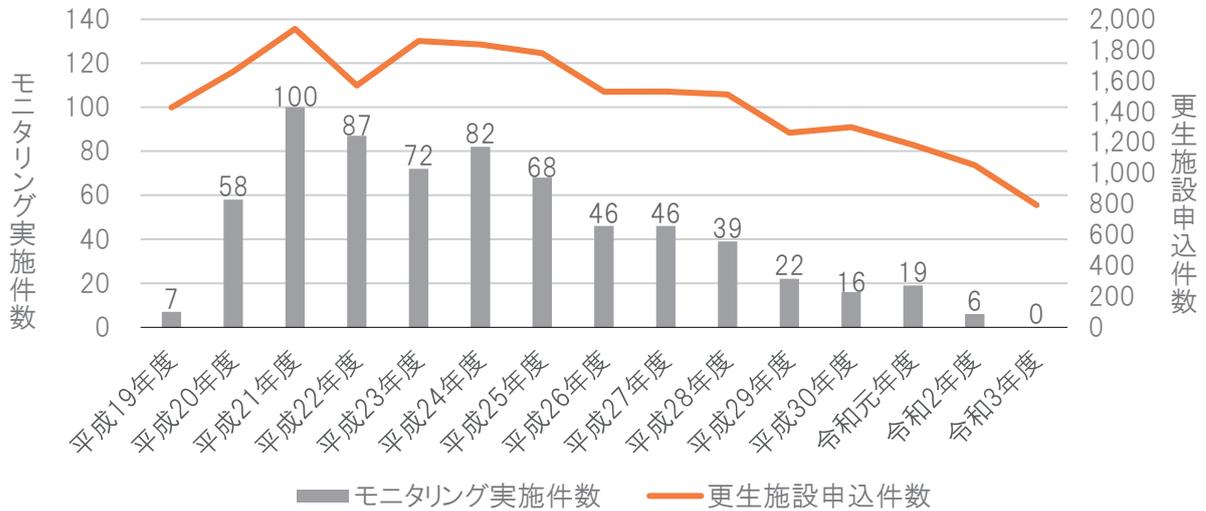
## 5 入所待機者訪問モニタリング事業の見直しについて

### (1) 現状

- ・社会参加状況モニタリング事業は、当初は東京都「被保護者自立促進事業」の補助対象事業として東京都補助金を財源に実施してきたが、令和2年度以降は東京都の補助金交付対象外となったため、23区の分担金を財源として実施している。居住支援者訪問モニタリング、電話相談モニタリングを含む社会参加状況モニタリング事業全体の令和4年度予算額は13,551千円となっている。社会福祉法人特別区社会福祉事業団に事業を委託している。

- ・事業開始以降の入所待機者訪問モニタリングの実績は下図のとおり。実施件数は減少傾向にあり、令和3年度は0件だった。

図 入所待機者訪問モニタリング事業実績



## (2) 課題

- ・平成19年度の事業開始当初は、更生施設の利用需要が高く満床により待機者が多かったため、更生施設利用申込みから施設決定までにかかなりの期間を要した（平成18年度平均33.8日）。長い待機期間があったことから、福祉事務所としても施設入所につなげるための支援の一環として、待機者へのモニタリング需要が高かったものと推測される。
- ・入所待機者訪問モニタリングを実施した場合、通常の入所調整期間に加えて、訪問日程調整（訪問員・本人・ケースワーカー間）から、訪問、報告書提出までの一連の業務に2～3週間程度の期間を要する。近年は更生施設利用申込件数の減少により、施設利用申込みから施設決定までの期間が短縮されている（下表）ため、モニタリングの需要が少なくなったものと考えられる。

表 更生施設入所調整所要日数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平均調整所要日数	22.3日	13.3日	17.2日	22.5日	14.5日

※調整所要日数：利用申込受付から入所施設決定までの日数

- ・令和2年度には、病院入院中の入所希望者を対象とする特定被保護者入所調整事務円滑化事業を開始した（第2章1(2)ア参照）。調査員が病院に訪問し、入院中の入所希望者・医師・医療ソーシャルワーカー等に本人の病状や日常生活動作（ADL）などの心身状況、院内での生活状況といった医療情報の聴き取りを行う事業であり、これによりモニタリングの利用対象者は限定的となった。

### （3）今後の方向性

○入所待機者訪問モニタリングは、更生施設申込みの減少に伴い待機期間が短縮しており、利用実績が減少しているため、事業を廃止する。

## 6 宿所提供施設及び宿泊所の施設運営について

### （1）施設運営に係る課題の改善について

宿所提供施設及び宿泊所における施設運営に係る課題の改善については、厚生関係施設運営協議会宿所提供施設・宿泊所のあり方検討部会において改善策をまとめ、令和4年4月から（一部令和3年4月から）試行を含め着手したところである（第2章1(4)参照）。

### （2）今後の方向性

○宿所提供施設及び宿泊所の施設運営に係る改善は、引き続き取り組んでいくこととし、各区の意見を得ながら効果等を見極めていく。

## [施設整備]

### 7 特別区人事・厚生事務組合 厚生関係施設保全整備計画（案）及び個別施設計画（案）について

#### (1) 策定の背景と目的

- ・厚生関係施設は、今後の施設整備における老朽化対策と財源確保という大きな課題を抱えていることから、厚生関係施設の計画的な維持保全、整備等の基本的な考え方を示すため、令和4年度に「特別区人事・厚生事務組合 厚生関係施設保全整備計画（案）」及びそれに基づく「個別施設計画（案）」を策定し、令和5年度に行う「平成30年再編整備計画」の中間見直しに反映させ、厚生関係施設の修繕・整備費用の縮減・平準化と社会情勢変化に応じた施設運営が可能な整備を目的とする。
- ・個別施設計画(案)は、厚生関係施設 21 施設の整備計画（事業年度や工事費等含む）を具体的に定めたものである。令和6（2024）年度から令和20（2038）年度までの15年間においては、建替える施設が2施設、中規模改修を行う対象施設が13施設ある。

#### (2) 対象施設

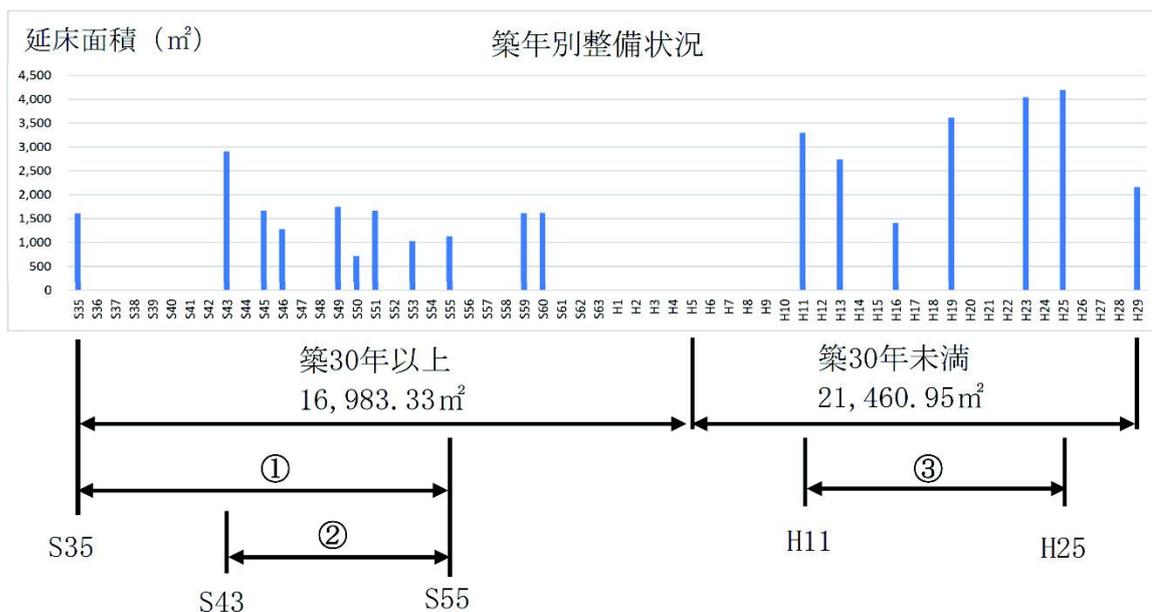
- ・特別区人事・厚生事務組合厚生部が所管する厚生関係施設 21 施設

	施設名	土地所有		施設名	土地所有		施設名	土地所有
1	南千住荘(宿提)	荒川区	8	しのばず荘(更生)	特人厚	15	新幸荘第1棟(宿提)	特人厚・江東区
2	本木荘(更生)	足立区	9	けやき荘(更生)	新宿区	16	東が丘荘(更生)	特人厚・目黒区
3	千歳荘(宿泊所)	世田谷区	10	新幸荘第2棟(宿提)	特人厚・江東区	17	東が丘荘(宿提)	特人厚・目黒区
4	江東荘(宿提)	特人厚	11	淀橋荘宿提棟(宿提)	新宿区	—	浜川荘B棟(更生)	特人厚
5	一之江荘(宿提)	特人厚		淀橋荘更生棟(更生)	新宿区	18	新塩崎荘(更生)	特人厚
6	葛飾荘A棟(宿提)	葛飾区	12	千駄ヶ谷荘(更生)	渋谷区	19	浜川荘A棟(更生)	特人厚
	葛飾荘B棟(宿提)	葛飾区	13	西新井栄荘(宿提)	足立区	20	綾瀬荘(宿泊所)	足立区
7	赤羽荘(宿泊所)	北区	14	小豆沢荘(宿提)	板橋区	21	高浜荘	港区

※建築年数が古い順で掲載

※宿提:宿所提供施設

### (3) 対象施設の現状と今後の施設整備への影響及び目標使用年数



#### ア 築年数別の施設整備状況調査結果

- ・現在、建設後60年以上経過する施設は1施設だが、今後25年間で10施設になり、老朽化の割合が加速度的に増加する。(①)
- ・昭和43年から昭和55年までに建設された施設の建替えが今後集中する。(②)
- ・平成11年から平成25年までに建設された施設の大規模改修工事が今後集中する。(③)

#### イ 対象施設の目標使用年数の設定

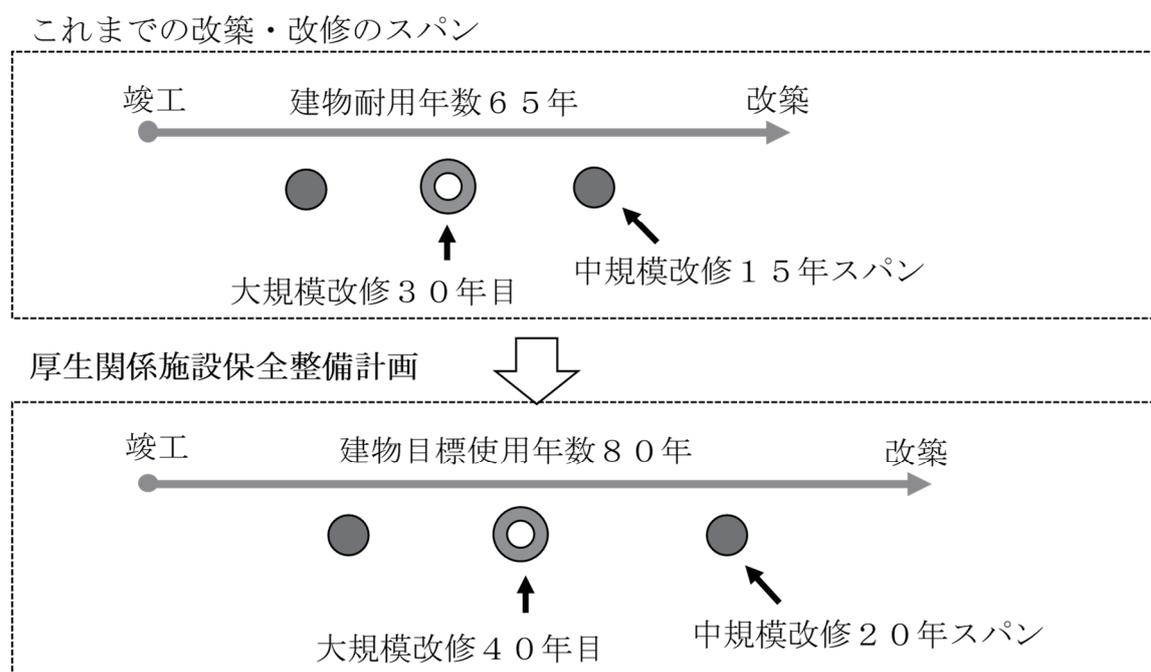
- ・これまで、官民間問わず多くの建物は、大きな問題が発生してから対処する事後型保全による改修を多く行っていた。また、社会的要求水準が上がっていく中で対応ができず物理的耐用年数以前に建て替えることも多くあった。このため、特入厚では、23区や他市の事例を調査し、今後は予防保全型による計画的な改修に力を入れ、目標使用年数を新耐震基準の建物は原則80年、旧耐震建物についても長寿命化調査<sup>4</sup>を行った上でコンクリート強度等に問題がなければ原則80年とし、建物の長寿命化によりトータルコストの削減を目指すこととする。
- ・長寿命化調査の結果から、宿所提供施設南千住荘、宿所提供施設江東荘、更生施設本木荘及び宿所提供施設葛飾荘は長寿命化不可と判定された。

<sup>4</sup> 長寿命化調査内容：①鉄筋腐食度②コンクリート圧縮強度・中性化深度

- ・これらの施設は建替えを基本として整備する。併せて長寿命化調査で明らかになった構造躯体の状況等を踏まえ、財政状況を見据えた予算平準化、建替え阻害要因等による施設の有効活用についても検討する(南千住荘については第3章12参照)。

#### (4) 建替え工事、大規模改修工事、中規模改修工事の周期及び見直し時期

- ・建物の竣工から原則 80 年目に建替え、建物の竣工から 40 年目に大規模改修を行い、大規模改修の半分の 20 年スパンで中規模改修<sup>5</sup>を行うこととする。



- ・改修周期については、社会情勢の変化等や施設の劣化度を踏まえ、令和 11 (2029) 年度から 10 年間の計画を定める厚生関係施設再編整備計画策定時に個別施設計画において見直しを行うこととする。

#### (5) 施設整備に係る経費試算の前提条件

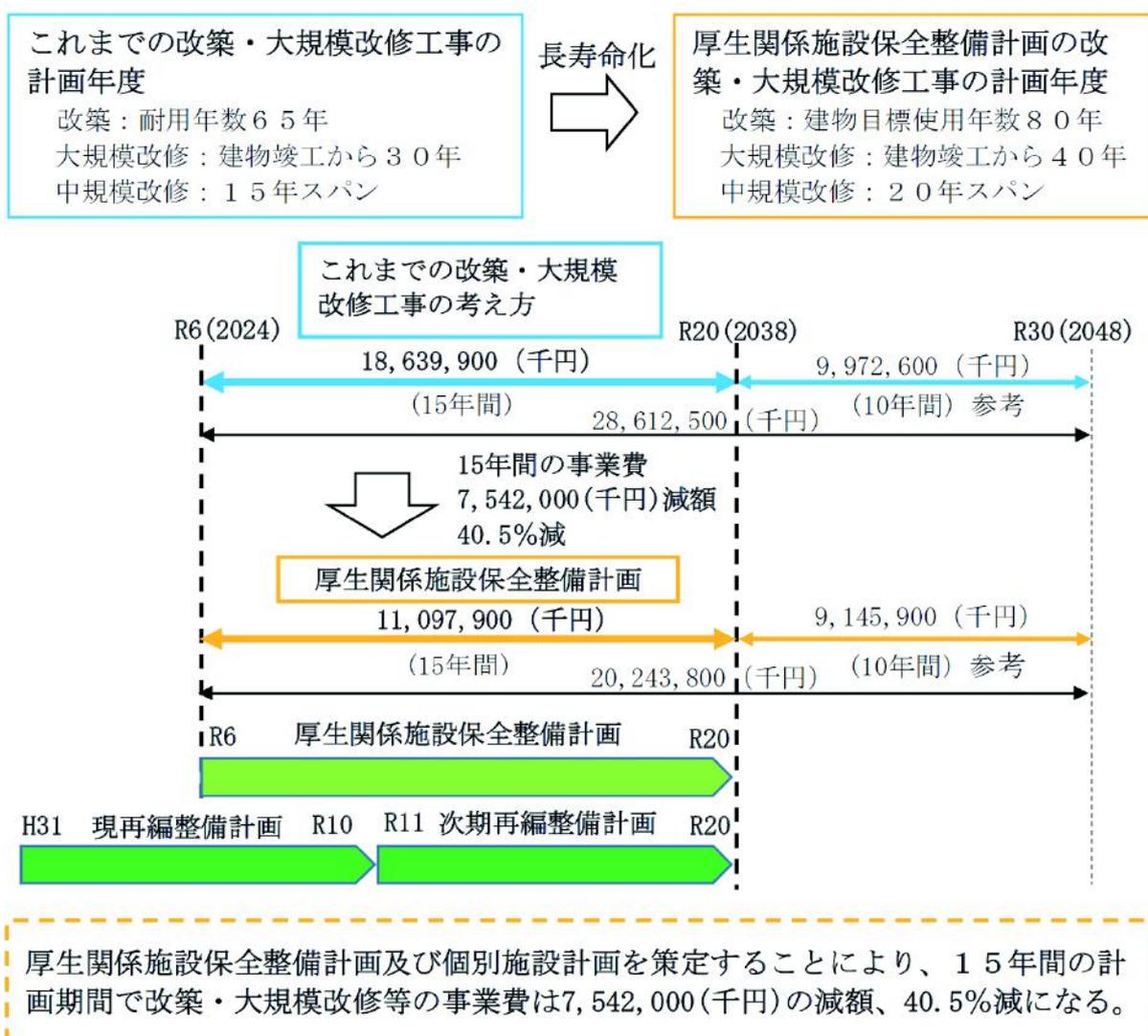
- ・特別区人事・厚生事務組合 厚生関係施設保全整備計画及び個別施設計画の計画時期は、令和 6 (2024) 年度から令和 20 (2038) 年度までの 15 年間とする。
- ・なお、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえて、厚生関係施設再編整備計画の策定時期に合わせ 10 年毎に計画を見直す。
- ・厚生関係施設改築(新築)工事の事業費  $\text{m}^2$  単価について、救護施設・更生施設は 635 千円/ $\text{m}^2$  とし、宿所提供施設・宿泊所は 520 千円/ $\text{m}^2$  とする。

<sup>5</sup> 中規模改修：屋上防水、外壁、空調設備、給湯設備のほか、給水設備や厨房機器など

- ・事業費の平準化については、給湯器等設備改修工事を令和6（2024）年度から令和9（2027）年度へスライドさせているほか、施設の改築や大規模改修の着工時期を変更している。

### （6）長寿命化による計画期間（15年間）の事業費の減額

- ・改修、建替えの長寿命化と目標使用年数の見直しから、特別区人事・厚生事務組合 厚生関係施設保全整備計画（案）及び個別施設計画（案）の策定をすることにより、15年間の計画期間で建替え・大規模改修等の事業費<sup>6</sup>は7,542,000千円の減額、40.5%減になる。



<sup>6</sup> 事業費：設計費等＋解体費＋改築（改修）工事費の税込み金額

## (7) 分担金額の積算

### ア 基本的な考え方

- ・23区の花担金については、本計画において工事費を再度積算し、整備基金・起債償還の精査を行い、厚生施設整備基金を活用して整備を行う。
- ・分担金の積算にあたっては、計画期間中過度な負担とならないよう長寿命化に努め、予算の平準化を行い、23区と十分に協議する。

### イ 見直しの時期

- ・原則、施設整備の見直しと整合性を図るため厚生関係施設再編整備計画策定時（10年毎）に行うものとする。

### ウ 分担金額

- ・令和6（2024）年度以降15年間の施設整備分担金は、690,000千円/年度（1区あたり30,000千円/年度）とする。

参考：従前の分担金額は、414,000千円/年度（1区あたり18,000千円/年度）

※分担金に係る検討については第3章14参照

## (8) ライフサイクルコスト（LCC）の縮減

- ・建物のライフサイクルコスト縮減のため、イニシャルコスト（初期建設費）だけでなく、ランニングコスト（維持管理費用）の縮減にも重点的に取り組むこととする。

## (9) 初期費用の縮減

- ・特人厚の過去の工事实績単価、東京都標準建物予算単価、23区の工事实績単価を調査し、特人厚で建設単価を設定して初期費用の縮減を行う。  
仕上げ材料等の仕様の違いによる建設費用のばらつきを抑え、一定の質を保つ為、標準的な仕上げや設備等の仕様を検討し「長寿命化設計基準」を策定する。

## (10) 維持管理費の縮減

- ・損傷が大きくなる前に対策を計画的に講じる「予防保全型」の手法に取り組み維持管理費の縮減を図る。
- ・「予防保全型」の維持管理手法に取り組む際は、可能な限り民間事業者のノウハウや新技術等を活用していく。

## (11) 今後の方向性

- 厚生関係施設の安全・安心を確保し、建物の長寿命化、予防保全等により、トータルコストの縮減を図るなど長期的な視点に立った維持管理・更新等を推進するための基本方針である「特別区人事・厚生事務組合 厚生関係施設保全整備計画」を策定する。
- 「特別区人事・厚生事務組合 厚生関係施設保全整備計画」による基本方針に基づき、社会情勢の変化に対応するため、「個別施設計画」を策定する。
- 今後の施設整備は、厚生関係施設再編整備計画策定時に計画期間（10年）の個別施設計画について検討を行う。
- ただし、今回は「平成30年再編整備計画」の中間見直しを行うことから、次期再編整備計画を含めた今後15年の個別施設計画を策定する。

## 8 更生施設の整備方針及び（仮称）淀橋荘建替え工事の建築と条件について

### (1) 更生施設の整備方針について

#### ア 更生施設の整備方針

- ・更生施設の建替え後は、「救護施設検討部会報告書」を踏まえ、救護施設としての運用を基本とする。

#### イ 救護施設の性格

- ・救護施設の性格は、「救護施設検討部会報告書」を踏まえ、通過型救護施設とする。

#### ウ 今後の更生施設の整備方針

- ・各区の意見や現下の入所率の低下を踏まえ、利用者属性の変化に柔軟に対応できる基本プラン（規模、施設運営及び管理）を策定する。
- ・今後の救護施設の整備にあたっては、救護施設淀橋荘の効果検証を踏まえ、具体的整備計画を検討する。
- ・女性救護施設の具体的な整備時期に関しては、引き続き品川区との協議を踏まえて行い、令和9（2027）年度に行う次期再編整備計画策定に係る検討会までに調整する。
- ・救護施設淀橋荘の効果検証及び今後の救護施設整備計画を検討するため、令和15（2033）年に「厚生関係施設再編整備計画（中間見直し）」を行う。

- ・ 救護施設に設置が義務づけられているスプリンクラー設備（パッケージ型自動消火設備含む）は、ソフト面（施設運営）とハード面（消火設備、関係諸室設置等）の検証が必要なため、令和 10（2028）年度より運営予定の救護施設淀橋荘の効果検証を踏まえ、建築と条件、経費等精査し設置可否を判断する。

## （2）（仮称）淀橋荘建築と条件について

### ア 居室数

- ・ 救護施設 定員：70 名（居室戸数 70 戸） 1 戸当たり 10 m<sup>2</sup>程度
- ・ 宿所提供施設 定員：27 世帯、42 名（居室戸数 27 戸）

### イ 建築計画概要

- ・ 敷地面積 1,271.99 m<sup>2</sup>
- ・ 主要用途：建築基準法：児童福祉施設等、消防法：6 項ロ
- ・ 法定建ぺい率：88.15%（面積按分）
- ・ 法定容積率：439.41%（面積按分）
- ・ 最大容積：5,589.25 m<sup>2</sup>（1,271.99 m<sup>2</sup>×4.3941）
- ・ 容積対象床面積：4,772.97 m<sup>2</sup>
- ・ 容積率：375.23%（4,772.97/1,271.99×100）
- ・ 延べ床面積：5,591.28 m<sup>2</sup>
- ・ 道路斜路の緩和・建築基準法施行令第 132 条、134 条適用
- ・ 構造・階数：鉄筋コンクリート造、地上 9 階、地下 1 階
- ・ 工事期間：約 30 ヶ月（解体工事含む）

### ウ 建設規模とコストの設定

- ・ 建設規模：地下 1 階、地上 9 階建て、概略延べ床面積 6,000 m<sup>2</sup>以下で基本設計を指示予定。（ただし、一部 10 階になる可能性あり）
- ・ 建設単価：厚生関係施設の過去の実績、東京都標準建物予算単価、23 区の工事事業費実績単価を参考に、m<sup>2</sup>あたり 635 千円とし、事業費（解体・設計含む）総額 3,810,000 千円以下とする。

### (3) 今後の方向性

#### 【今後の更生施設（救護施設化への種別転換含む）の整備方針】

- 各区の意見や現下の入所率の低下を踏まえ、利用者属性の変化に柔軟に対応できる基本プラン（規模、施設運営及び管理）を策定する。
- 今後の救護施設の整備にあたっては、救護施設淀橋荘の効果検証を踏まえ、具体的整備計画を検討する。
- 救護施設淀橋荘の効果検証及び具体的な整備計画を検討するため、令和 15（2023）年に「厚生関係施設再編整備計画（中間見直し）」を行う。

#### 【(仮称)淀橋荘建築と条件】

- (仮称)淀橋荘建替え工事 建築と条件を踏まえつつ、監督官庁と協議のうえ、基本設計に反映していく。

## 9 宿所提供施設及び宿泊所の役割について

### (1) 施設と施設を取り巻く現状

#### ア 利用の現状（第1章1(4)参照）

- ・全体として利用状況は逡減しているが、施設による差が大きい。
- ・入所原因として夫の暴力からの逃避、親族不和による利用が高い。
- ・単身世帯の利用が多いが、2人世帯から最大8人世帯まで幅広い世帯構成の利用実績がある。

#### イ 他の事業・施策の動向（第1章2参照）

- ・無低については、居室の個室化が進展する一方、家族を受け入れることができる施設の割合は限定的である。
- ・夫からの暴力・親族不和などに際しての一時保護は、東京都女性相談センターが中心的な役割を果たしているが、男児の入所者にかかる年齢制限がある。
- ・東京都女性相談センターの退所後、地域における居宅生活に移行するまでの間の一時的な居所として、宿所提供施設・宿泊所が利用されている。

### (2) 今後の方向性

- 共同処理による宿所提供施設・宿泊所は、各区が活用できる他の事業・施策では対応が難しい世帯構成の需要に応える施設・設備を維持・確保する。

## 10 宿所提供施設及び宿泊所の居室整備について

### (1) 最低居住面積水準

- 国土交通省の「住生活基本計画」では、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準として、「最低居住面積水準」を定めている。

図 最低居住面積水準（国土交通省住生活基本計画 令和3年3月19日）

最低居住面積水準	
概要	世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基本として必要不可欠な住宅の面積に関する水準。
算定式	①単身者:25㎡ ②2人以上の世帯:10㎡× 世帯人数 +10㎡
子どもに係る世帯人数の換算	①3歳未満 0.25人 ②3歳以上6歳未満 0.5人 ③6歳以上10歳未満 0.75人

※子どもに係る世帯人数の換算により、算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

※世帯人数が4人を超える場合は、5%控除する。

※次の場合には、上記の面積によらないことができる。

- ① 単身の学生、単身赴任者、被災者、失業等により収入が著しく減少した者等であって一定の期間の居住を前提とした面積が確保されている場合。
- ② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合。
- ③ 既存住宅を活用する場合などで、地域における住宅事情を勘案して地方公共団体が住生活基本計画等に定める面積が確保されている場合。

図 最低居住面積水準に基づく世帯構成別居室面積（例）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	子どもに係る世帯人数の換算
世帯員が10歳以上のみの世帯	25㎡	30㎡	40㎡	50㎡	57㎡	1人
6～9歳の世帯員が1人いる世帯	—	30㎡	37.5㎡	47.5㎡	54.7㎡	0.75人
3～5歳の世帯員が1人いる世帯	—	30㎡	35㎡	45㎡	52.3㎡	0.5人
0～2歳の世帯員が1人いる世帯	—	30㎡	32.5㎡	42.5㎡	49.9㎡	0.25人

※小数点第二位以下切り上げ

- ・同水準では、単身者は住戸専用面積として 25 m<sup>2</sup>を確保するものとし、各区の集合住宅に関する条例等においても同様の最低面積が設定されている。

**図 23 区の集合住宅に関する条例等（令和 4 年 4 月時点）**

最低面積	例外	該当区
25m <sup>2</sup>	なし	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区〈18区〉
	あり	港区（商業地域内の場合は総戸数の1/2未満の住戸で20m <sup>2</sup> ）、中野区（小規模集合住宅について最低面積の規定なし）、杉並区（住戸数10戸未満の場合は20m <sup>2</sup> ）、北区（「個人である建築主」が建築・所有権保存登記した場合22m <sup>2</sup> ）〈4区〉
28m <sup>2</sup>	なし	渋谷区〈1区〉

※寮、寄宿舎、シェアハウス、グループホーム等を対象とする規定は除外

- ・現状の特人厚設置の宿所提供施設・宿泊所の居室面積は、「25 m<sup>2</sup>未満」が 55.0%と最も多い。

**図 面積別居室数（令和 3 年度末時点）**

	25m <sup>2</sup> 未満	25m <sup>2</sup> 以上 30m <sup>2</sup> 未満	30m <sup>2</sup> 以上 35m <sup>2</sup> 未満	35m <sup>2</sup> 以上 40m <sup>2</sup> 未満	40m <sup>2</sup> 以上 45m <sup>2</sup> 未満	45m <sup>2</sup> 以上 50m <sup>2</sup> 未満	50m <sup>2</sup> 以上	合計
居室数	262	92	33	28	47	0	14	476
比率	55.0%	19.3%	6.9%	5.9%	9.9%	0.0%	2.9%	100.0%

図 居室面積別入所世帯数（令和3年9月～令和4年3月入所実績）

（単位：世帯）

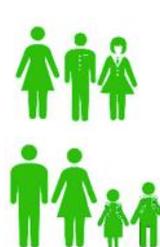
		25㎡未満	25㎡以上 30㎡未満	30㎡以上 35㎡未満	35㎡以上 40㎡未満	40㎡以上 45㎡未満	45㎡以上 50㎡未満	50㎡以上	合計
単身世帯		127	101	8	0	0	0	0	236
2 人 世 帯	12歳未満の世帯員あり	3	16	7	9	3	0	0	38
	12歳以上の世帯員のみ	1	31	5	10	11	0	0	58
	小計	4	47	12	19	14	0	0	96
3 人 世 帯	12歳未満の世帯員あり	2	6	7	1	4	0	2	22
	12歳以上の世帯員のみ	0	2	3	2	1	0	0	8
	小計	2	8	10	3	5	0	2	30
4 人 世 帯	12歳未満の世帯員あり	0	2	4	0	3	0	2	11
	12歳以上の世帯員のみ	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	2	4	0	3	0	2	11
5 人 世 帯	12歳未満の世帯員あり	0	0	0	0	2	0	4	6
	12歳以上の世帯員のみ	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	2	0	4	6
合計		133	158	34	22	24	0	8	379
比率		35.1%	41.7%	9.0%	5.8%	6.3%	0.0%	2.1%	100.0%

- ・令和3年度下半期の居室面積別入所世帯数をみると、最大3人世帯（12歳未満の子を含む）を含む35.1%の世帯が25㎡未満の居室を利用している。
- ・「最低居住面積水準」の考え方に即した場合、上記の宿所提供施設・宿泊所の入所世帯の構成を踏まえると、全379世帯のうち、236世帯が単身世帯であることから、「25㎡以上で単身者を受け入れることのできる居室」を過半数以上確保することが適当となる。
- ・現状の居室数は、令和7（2025）年度を予定している宿泊所高浜荘の開設（1DK 24戸、2DK 14戸、3DK 2戸、バリアフリー対応居室 1戸）をもって最大となる。
- ・各居室の基準面積を「最低居住面積水準」を基盤としつつ現状の施設規模（延べ床面積）で整備を行う場合、1居室あたりの面積が大きくなることから全体的な戸数は現状より減少する。
- ・一定の居室面積を必要とするバリアフリー対応居室や大規模世帯向け居室を整備した場合、それ以外の居室の整備は圧縮される。

## (2) 今後の方向性

- 各居室の整備にあたっては、共同シャワーの解消・エレベーターの設置・ユニバーサルデザインの視点の導入など、社会的要請に応えるものとする。
- 公の設置する施設であり、通過型とはいえ生活の場を提供するという施設の趣旨を踏まえ、「最低居住面積水準」を基盤に、以下を勘案して居室面積を確保していく。
- 居室面積は「25 m<sup>2</sup>」を最小としたうえで、施設における①居室の基準面積、②主要な利用対象の世帯構成を踏まえた整備割合を設定する。

図 居室整備割合

基準面積	主な利用対象世帯像(例示)	整備割合
25 m <sup>2</sup> ～30 m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 単身世帯 	40～50%
30 m <sup>2</sup> ～40 m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 母親 + 幼児 <input type="checkbox"/> 夫婦 <input type="checkbox"/> 母親 + 中高生 <input type="checkbox"/> 母親 + 小学生 + 幼児 	30～40%
40 m <sup>2</sup> ～50 m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 母親 + 中高生 2 人 <input type="checkbox"/> 夫婦 + 小学生 2 人 	10～20%

※バリアフリー対応居室及び 50 m<sup>2</sup>以上の大規模世帯向け居室については、一定数を別途確保する。

※利用する居室は世帯の状況等に応じて柔軟・弾力的に調整する。

- バリアフリー対応居室、50㎡以上の大規模世帯向け居室については、施設の全体的な戸数を勘案しつつ、各施設1室以上整備することを基本とする。複数の確保が難しい場合は、双方の役割を兼用可能な居室の導入により整備を促進する。
- 上記を基礎としつつ、該当施設の整備においては、各区の意見に基づき居室規模を調整するものとする。なお、整備に際しては、将来的な間取り変更や居室の分割・統合に柔軟に対応できるように配慮するものとする。
- なお、利用する居室の選定にあたっては、空き室や該当世帯の状況等に応じて柔軟な対応を行う。

## 11 宿所提供施設及び宿泊所の適正規模について

### (1) 検討の経過

#### ア 規模に対する考え方

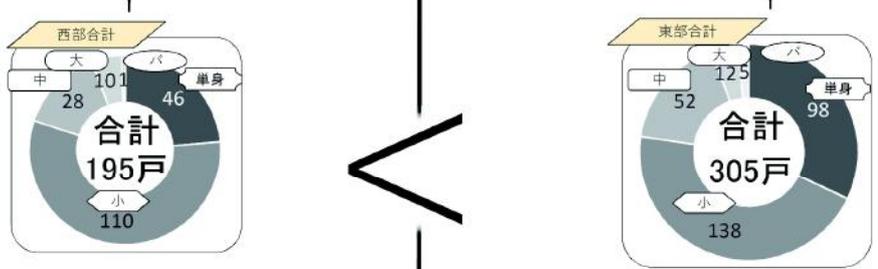
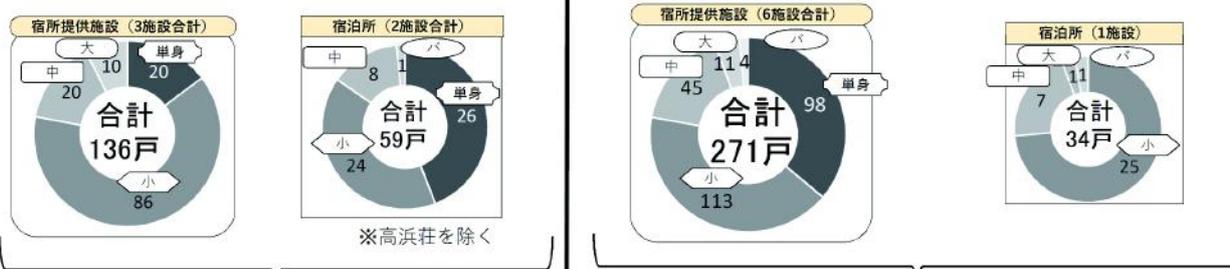
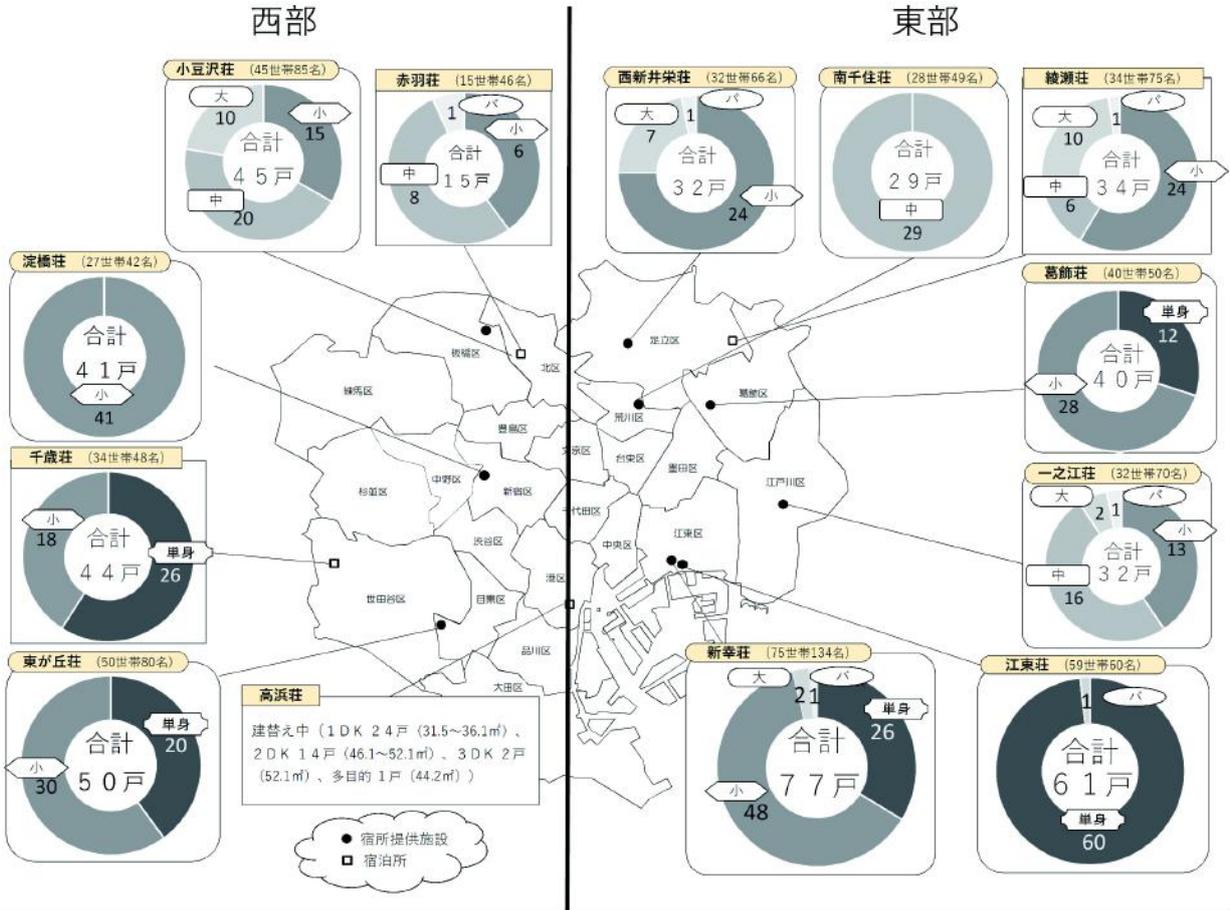
- ・「第3章9」の役割のとおり公の設置する施設としての役割や全体としての利便性を勘案すると、現状の入所率に応じて直ちに規模を縮小することは妥当とはいえない。
- ・ただし、現状の宿所提供施設・宿泊所は東西で施設分布に偏りがあり、居室数の比率は西部：東部は1：1.56となっており（次頁参照）、利用状況も踏まえつつ、施設定員・規模の均衡化が必要である。
- ・建設後50年以上が経過し、施設・設備の老朽化・陳腐化が進んでいる施設がある（第1章1(1)参照）。
- ・老朽化した施設・設備の維持・更新はコストを要し、また建築年次から更新が必要と考えられる時期も集中する。
- ・東部においては、施設整備に係る検討により建替え・改修・維持が困難とされる施設については、統廃合による影響度や地元区等との協議などを踏まえて統廃合を検討する。なお、その時期は、老朽化の進行状況、所在区の状況、指定管理の状況などを勘案するものとする。
- ・西部においては、平成30年再編整備計画で整備が予定されている淀橋荘・千歳荘が立地しているが、東部においては老朽化に加えて設備が不十分である施設が多い（エレベーターがない、共同シャワー）。
- ・西部においては、平成30年再編整備計画に定める宿泊所千歳荘の建替えに際し、コストや利用状況、所在区の意向を踏まえて規模の見直しを視野に入れる。

# 【現状】宿所提供施設・宿泊所の対象別居室数（令和4年度4月時点）

表の見方

○ 単身 単身世帯  
○ 小 小世帯  
○ 中 中世帯 (2~3名程度)  
○ 大 大世帯 (3~4名程度)  
○ バ バリアフリー

※設備上の居室数。他事業利用により居室数と定員が異なる場合がある。  
 ※対象は目安であり、世帯状況に応じ弾力的に運用している。



西部 : 東部  
 1 : 1.564

## イ 南千住荘の廃止について

- ・建築的見地からの判断並びに利用面及び運営面の検証の結果、南千住荘は廃止することとした（第3章12参照）。

## （2）今後の方向性

- 東部においては、南千住荘を廃止する（第3章12参照）。
- 西部においては、平成30年再編整備計画に定める宿泊所千歳荘の建替えに際し、南千住荘の廃止により圧縮された経費を活用して整備し、居室数を確保する（第3章13参照）。

## 12 宿所提供施設南千住荘の取扱いについて

### （1）長寿命化調査結果

- ・特別区人事・厚生事務組合 厚生関係施設保全整備計画（案）及び個別施設計画（案）策定のため、各施設の長寿命化調査を実施した結果、東部に位置する宿所提供施設南千住荘を含む4施設5棟が「長寿命化不可」となり、今後建替えを要することが判明した。

### （2）建築経緯及び建替え時の課題点

- ・南千住荘は昭和35（1960）年竣工で築63年経過している（令和5年度時点）。
- ・敷地内には町会会館があり、敷地境界が定まっていない。
- ・土地は荒川区が所有しており、使用貸借期間が令和6（2024）年度までとなっている。
- ・平成12年度当時、宿泊所南千住荘の更生施設転換（建替え）について調整を行ったものの、地域住民の反対、建替え費用の確保困難の理由により、敷地境界確定、建替えに至らなかった。
- ・南千住荘の直近5年（平成29年～令和3年）の入所率平均は40.24%で5割に満たない（最高50.6%（平成29年）、最低33.6%（令和2年））。

### （3）建築的見地からの方向性

- ・建替えが困難な状況があることや施設利用者及び近隣住民の安全性確保の観点から、建築的見地からは南千住荘を廃止すると判断した。

### （4）廃止に伴う利用面及び運営面の影響

- ・南千住荘が廃止となる場合、南千住荘の利用が想定されていた世帯は他の施設を代替利用することとなることから、その影響について検証した。

- ・南千住荘は、令和元年度に宿泊所から宿所提供施設に種別転換したことから、令和元年度から令和3年度までの各月末時点実績のうち、南千住荘及び宿所提供施設全体の入所率が最も高かった令和元年8月実績で検証した。

図 等時間移動範囲図

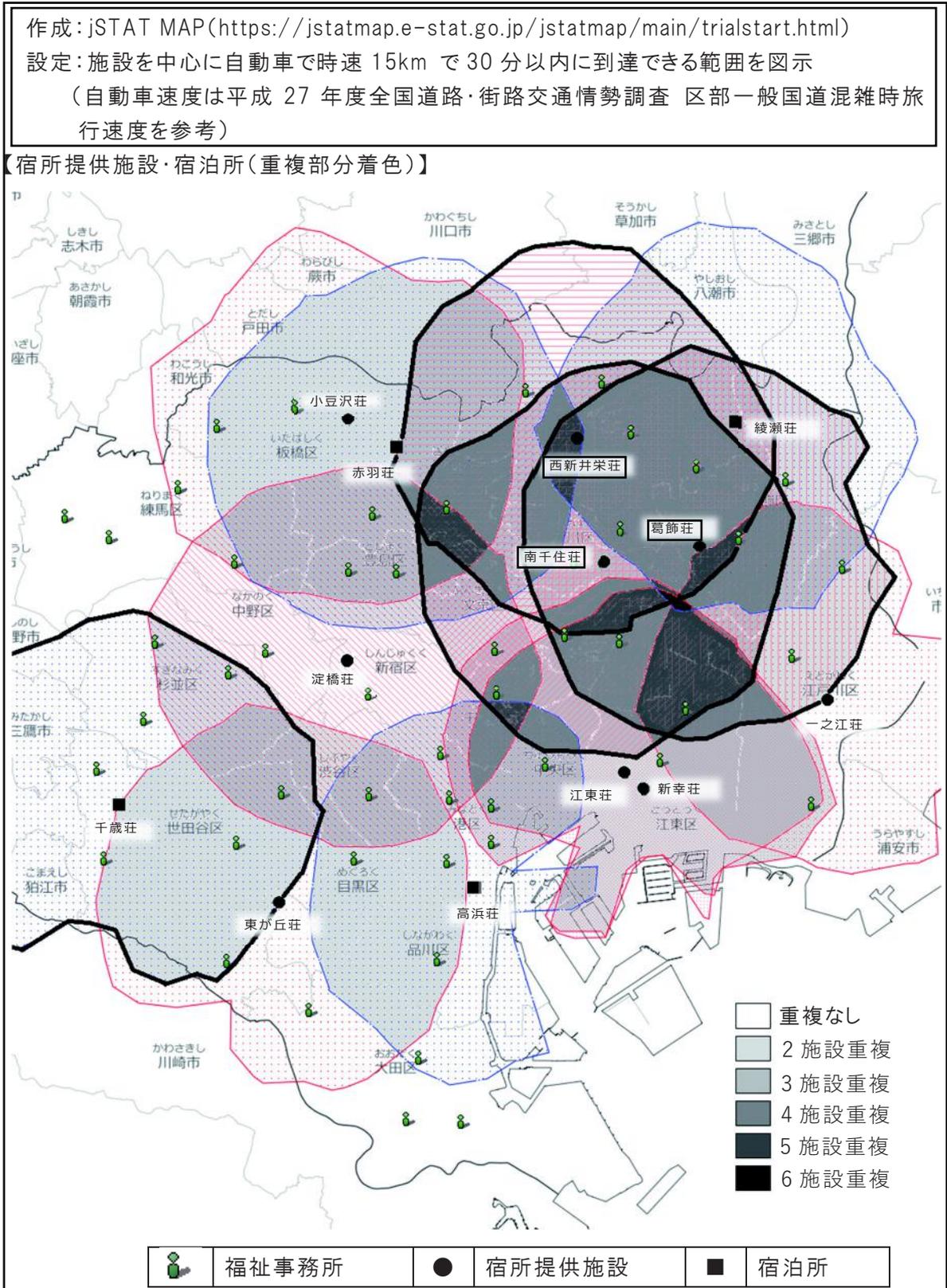


図 施設情報（令和元年8月末時点）

	施設名	定員		居室※1			
		世帯	人員	単身	小世帯 (1～2名)	中世帯 (2～3名)	大世帯 (3～4名)
	小豆沢荘	45	85	—	15	20	10
近隣※2	西新井栄荘	32	66	—	25	—	7
	淀橋荘	27	42	—	27	—	—
近隣	葛飾荘	40	50	12	28	—	—
	江東荘	59	60	60	—	—	—
	新幸荘※3	40	70	26	48	—	2
	東が丘荘	50	80	19	30	—	—
廃止	南千住荘	28	49	—	—	29	—
	一之江荘	32	70	—	14	7	12

※1 居室の対象人数は目安であり、年齢・世帯状況等に応じて対象より少ない人数等でも調整を行う。

※2 前頁「[図 等時間移動範囲図](#)」で南千住荘の範囲内に位置する施設

※3 令和元年度時点で新幸荘は宿泊所であるが、現在は宿所提供施設であるため掲載。

図 令和元年8月末実績

	施設名	月末在籍※		入所率(%)	
		世帯	人員	世帯	人員
	小豆沢荘	20	45	44.4	52.9
近隣	西新井栄荘	26	42	81.3	63.6
	淀橋荘	26	34	96.3	81
近隣	葛飾荘	22	29	55	58
	江東荘	12	12	20.3	20
	新幸荘	19	22	47.5	31.4
	東が丘荘	25	36	50	45
廃止	南千住荘	19	29	67.9	59.2
	一之江荘	23	55	71.9	78.6

※ 各入所世帯の世帯人数の内訳は不明

- ・ 検証の結果、以下のとおり代替利用が可能であることを確認した。
  - ①南千住荘の入所世帯に1～2人世帯が多い場合、近隣施設（葛飾荘及び西新井栄荘）で全世帯の代替利用が可能である。
  - ②南千住荘の入所世帯に3人世帯が多い場合、空き状況により近隣施設が利用できない可能性があるが、他の施設で代替利用が可能である。
- ・ 最も入所の多かった実績月で代替利用が可能であったことから、現状の利用状況が今後も継続する場合、南千住荘を廃止したとしても、南千住荘を利用する世帯分は他の施設で受け入れが可能であることを確認した。

## (5) 今後の方向性

- 南千住荘は廃止する。
- 事業廃止時期については、今後、土地所有者である荒川区及び指定管理法人と協議していくものとして、土地返還後の現状復旧等についても、荒川区と事前調整する。

## 13 宿泊所千歳荘の施設規模について

### (1) 検討の経過

#### ア 居室整備割合に基づく整備を行った場合の居室数（検討当初の試算）

- ・宿泊所千歳荘は令和7（2025）年度から建替えを計画・実施することとなっている（第2章1（1）カ参照）。
- ・「第3章10（2）」の居室整備割合に基づき、以下の整備条件で建替えを行った場合の居室数、東西の施設分布の比率及び工事費概算額は以下のとおり。

#### ＜整備条件＞

- ・大規模世帯向け居室、バリアフリー居室は各1室整備する。
- ・整備する居室の面積は25㎡（単身）、35㎡（2～3人世帯）、40㎡（3～4人世帯）、50㎡（大規模世帯向け居室）、40㎡（バリアフリー居室）とする。
- ・建替え時の延べ床面積は以下のように設定する。

条件Ⅰ（現状規模）：現状の延べ床面積1,302.55㎡

条件Ⅱ（規模を拡大）：特人厚の令和3年度施設整備・保全支援業務受託設計業者による最大ボリューム整備案の延べ床面積2,661㎡（世田谷区施設を併設せず千歳荘単独で整備することを想定）

#### 図 整備居室数等の試算（当初試算）

	現状	条件Ⅰ（現状規模）	条件Ⅱ（規模を拡大）
千歳荘 延床面積	1,302.55㎡	1,302.55㎡	2,661㎡
千歳荘 居室数	44室	17室	34～35室
東西比（西部：東部）	1：1.56	1：1.92～1.96	1：1.72～1.76
千歳荘工事費概算額	—	619,300千円	1,228,700千円

※高浜荘は東西比に含まない。

※令和4年から建替えの計画を予定する淀橋荘も同整備条件で整備すると仮定し試算。

※工事費概算額＝(解体経費＋建築経費)×1.1

＝(解体経費単価×現状の延べ床面積＋建築経費単価×建替え後の延べ床面積)×1.1

東京都財務局発行の「標準建物予算単価(平成 30 年度用)」に基づき、解体経費単価を 23,540 円/㎡、建築経費単価を 408,090 円/㎡(病院単価 370,990 円/㎡＋杭長(60 m)37,100 円/㎡)とした。解体経費・建築経費は十万の位を四捨五入。また、設計費・工事監理費を解体経費・建築経費合計の 10%とした。

- ・現状の千歳荘は単身、2人世帯を主に対象とする居室で構成されているため、建替えによる大規模世帯向け居室等の整備の結果、居室数は減少する。
- ・条件Ⅱ(規模を拡大)で整備した場合、条件Ⅰ(現状規模)より東西の偏りは緩和するが、工事費用(分担金)は増加する。
- ・千歳荘の施設規模については、当初以下のとおり整理した。

- ・施設整備に係る検討の結果、建替え・改修・維持が困難な東部施設を統廃合することとなった場合、千歳荘は、それにより圧縮された経費を活用して、規模を拡大して整備することを基本とする。
- ・なお、統廃合を行わず経費の圧縮が生じない場合、千歳荘は現状の規模で整備することとする。

#### イ 千歳荘建替えに係る整備費及び施設規模(施設整備に係る検討における試算)

- ・「第3章12」の検討により、南千住荘を廃止し、圧縮された経費を活用して千歳荘を整備することとなった。
- ・施設整備に係る検討において、千歳荘の施設規模別の居室数及び整備費並びに南千住荘の解体費の試算を行った。
- ・千歳荘の施設規模については、「A：規模を拡大」、「B：現状規模(延べ床面積を維持する規模)」に加え、「参考：現状の世帯数を維持する規模」の3パターン試算した。

図 南千住荘及び千歳荘に係る整備費（施設整備に係る検討における試算）

	南千住荘 整備費	千歳荘 整備費	合 計	備 考
A	94,900	1,503,300	<b>1,598,200</b>	南千住荘：解体費 千歳荘：拡充し整備
B	94,900	713,300	<b>808,200</b>	南千住荘：解体費 千歳荘：現状規模で整備
参考	94,900	1,194,000	<b>1,288,900</b>	南千住荘：解体費 千歳荘：現状居室規模で整備

**◆◇千歳荘の施設整備規模検討パターン（A、B、参考案）について◇◆**

```

    graph LR
      subgraph "（検討案） <南千住荘>"
        N["統廃合（閉鎖）"]
      end
      subgraph "＜千歳荘＞"
        A["規模拡充し整備  
（50室 延床面積2,890.86㎡）"]
        B["現状規模を維持し整備  
（13室 延床面積1,371.49㎡）"]
      end
      subgraph "＜検討パターン＞"
        A((A))
        B((B))
      end
      N --> A
      N --> B
      A -.-> A
      B -.-> B

      subgraph "（参考案）"
        R["統廃合（閉鎖）"]
      end
      subgraph "＜参考＞"
        R2["現状居室規模を維持し整備  
（36室 延床面積2,296.00㎡）"]
      end
      R --> R2
      R2 -.-> R3((参考))
  
```

※居室数は、大規模・バリアフリー居室の計 2 室を除く表記となっているが、「整備費」・「延べ床面積」は当該居室計 2 室分も含めた内容を表記している。

ウ 整備費用の比較

(ア) 南千住荘廃止による圧縮経費の算出

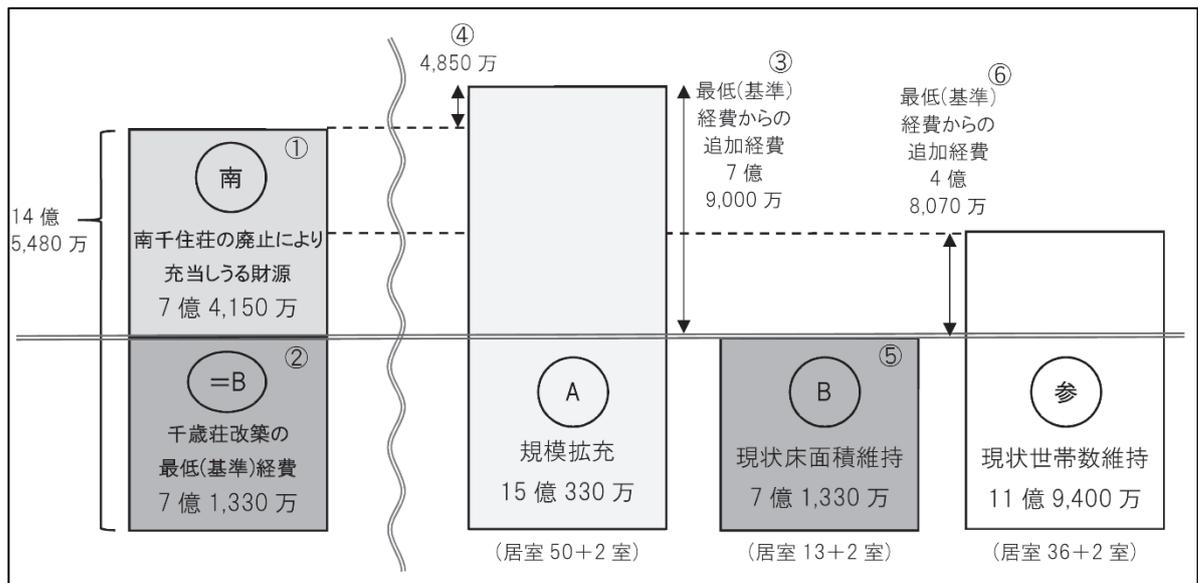
①施設を現行延べ床面積にて建替え・存続する場合  
 建替え事業費 8億3,640万円(単価52万円×現行延べ床面積1,608.36㎡)  
 ※事業費=施設の設計費+解体費+工事費の税込額  
 ※単価は23区内住宅施設実績で公表されている事業費㎡単価48.7万円に建設物価上昇率の予想として6.8%を考慮した金額

②施設を廃止する場合  
 解体費のみ 9,490万円(上記「**図 南千住荘及び千歳荘に係る整備費**」参照)

➔ ① - ② = 廃止により圧縮が想定される経費  
 = 7億4,150万円

(イ) パターンごとの建替え事業費の比較

**図 建替え事業費比較**



- ①上記(ア)により、「南千住荘の廃止により圧縮が想定される経費(=千歳荘建替えに充当しうる財源)」は7億4,150万円と想定されている。なお、ここには人件費等の施設運営経費の圧縮分(単年約3,000万円想定:令和元~3年度実績平均。下記エ(エ)参照)からの財源は含めない。
- ②3パターンのうち、「B:現状床面積維持(7億1,330万円)」が千歳荘建替えに要する最低経費(=基準経費)となる。

- ③・④「A：規模拡充(15億330万円)」は、「B：現状床面積維持(=最低(基準)経費)」から「7億9,000万円」の追加経費が必要となる。その追加経費は、「最低(基準)経費」に「南千住の廃止により充当しうる財源」を積み上げた額を「4,850万円」上回る。
- ⑤「B：現状床面積維持(7億1,330万円)」は、当該コストを「最低(基準)経費」と捉えると、「南千住の廃止により充当しうる財源」は、その分各区分担金の減額等に反映が可能となる。
- ⑥「参考：現状世帯数維持(11億9,400万円)」は、「B：現状床面積維持(=最低(基準)経費)」から「4億8,070万円」の追加経費が必要となり、その追加費用は「南千住の廃止により充当しうる財源」の範囲内に収まる。

## エ 運営費用の比較

### (ア) 支出(運営経費)

- ・3パターンの建替え後の千歳荘の運営経費を試算すると下図のとおりとなる。

図 パターンごとの運営経費

	パターンA 定員：52世帯	パターンB 定員：15世帯	参 考 定員：38世帯
人件費+事務費 +引当金繰入	35,615,667円	35,615,667円	35,615,667円
事業費	968,084円	279,255円	707,446円
合 計	36,583,751円	35,894,922円	36,323,113円

※定員は、居室数に大規模世帯向け居室及びバリアフリー居室各1を加えた世帯数。

※試算に用いた金額は指定管理事業者の収支計画書による。

※人件費、事務費、引当金繰入は施設規模の影響が小さいため、千歳荘の令和元～3年度平均金額を用いた。事業費は施設規模の影響を受けるため、令和元～3年度の宿泊所定員1世帯当たりの金額(18,617円)に想定定員を乗じた金額を用いた。

### (イ) 収入(使用料)

- ・宿泊所の入所世帯構成(単身、母子2人世帯等)比率の実績値に基づき、建替え後の千歳荘の入所世帯がそれぞれ最低居住面積水準を満たす居室を利用すると仮定した場合の使用料収入を試算すると下図のとおりとなる。

図 建替え後千歳荘の使用料収入の試算

	居室面積	使用料 月額	使用料 日割額	R3宿泊所在籍世帯 平均居室使用日数	使用居室 比率	年間入所世帯数の想定		
						高位想定 45世帯	中位想定 32世帯	低位想定 18世帯
単身(最小)	25㎡	16,500円	550円	62.3日	48.5%	22世帯	16世帯	9世帯
単身(最大) 小世帯(最小)	30㎡	19,800円	660円		33.1%	15世帯	11世帯	6世帯
小世帯(最大) 中世帯(最小)	40㎡	26,400円	880円		13.6%	6世帯	4世帯	2世帯
中世帯(最大) 大世帯(最小)	50㎡	33,000円	1,100円		3.6%	2世帯	1世帯	1世帯
大世帯 (最大・綾瀬荘参考)	61㎡	40,300円	1,343円		0.6%	0世帯	0世帯	0世帯
バリアフリー (綾瀬荘参考)	43㎡	28,400円	946円		0.6%	0世帯	0世帯	0世帯
使用料収入見込み						1,836,604円	1,271,232円	733,271円

※想定入所世帯数は令和3年度実績を参考とした。高位は最大値（綾瀬荘）、中位は宿泊所平均値、低位は最小値（千歳荘）。

※使用料月額は特入厚宿泊所条例施行規則第7条に基づき設定し、試算には利用者の月収が最も低い区分（104,000円以下）の場合の使用料を採用した。

※使用居室比率は、令和元～3年度宿泊所入所世帯が最低居住面積水準を満たす居室に入所したと仮定した場合の比率。ただし、バリアフリー居室のみ実績値。

(ウ) 運営収支

- ・上記（ア）及び（イ）の運営経費及び使用料収入を組み合わせると、建替え後の千歳荘の運営面で見込まれる分担金額は下図のとおりとなる。

図 建替え後千歳荘の運営面に関する分担金見込額

		パターンA 定員：52世帯	パターンB 定員：15世帯	参 考 定員：38世帯
高位想定 入所：45世帯	年間支出(運営経費)	36,583,751円	35,894,922円	36,323,113円
	年間収入(宿泊所使用料)	1,836,604円	1,836,604円	1,836,604円
	年間収入(特別区分担金等)	34,747,147円	34,058,318円	34,486,509円
中位想定 入所：32世帯	年間支出(運営経費)	36,583,751円	35,894,922円	36,323,113円
	年間収入(宿泊所使用料)	1,288,364円	1,288,364円	1,288,364円
	年間収入(特別区分担金等)	35,295,387円	34,606,558円	35,034,749円
低位想定 入所：18世帯	年間支出(運営経費)	36,583,751円	35,894,922円	36,323,113円
	年間収入(宿泊所使用料)	733,271円	733,271円	733,271円
	年間収入(特別区分担金等)	35,850,480円	35,161,651円	35,589,842円

試算上の最大値

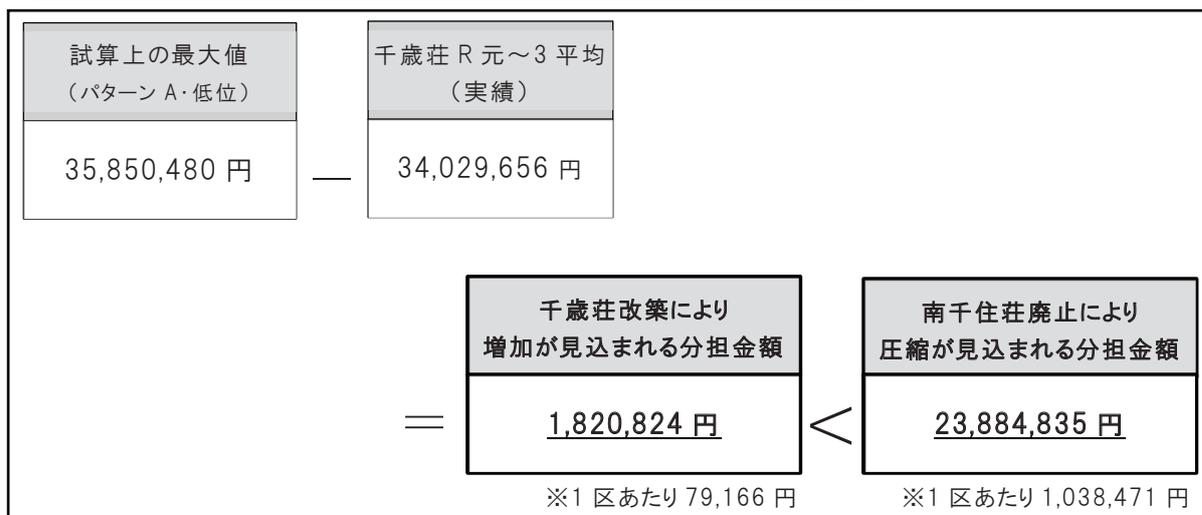
(エ) 千歳荘建替え・南千住荘廃止による運営面における分担金への影響

図 千歳荘・南千住荘の平均実績額

	千歳荘 R元～3平均 (実績)	南千住荘 R元～3平均 (実績)
年間支出(運営経費)	34,964,319円	30,090,263円
年間収入(宿泊所使用料)※	934,663円	6,205,427円
年間収入(特別区分担金等)	34,029,656円	23,884,836円

※南千住荘については宿所提供施設事務費

図 千歳荘建替え・南千住荘廃止に伴う分担金の比較



- ・建替え後の千歳荘の運営面における分担金額が最大となる場合でも、南千住荘の廃止により圧縮が見込まれる分担金額を大幅に下回る（約 2,200 万円）。
- ・したがって、その他の組み合わせでも同様に、圧縮が見込まれる分担金額を下回る。

## (2) 今後の方向性

○千歳荘は、南千住荘の廃止により圧縮された経費を活用して現状の世帯数を維持する施設規模で整備する。

## 14 令和 6 年度以降 15 年間の施設整備に係る分担金（仮算定案）について

### (1) 分担金見直しに至る経緯

- ・平成 30 年再編整備計画期間で予定している施設整備は、宿泊所高浜荘、更生施設淀橋荘の種別転換（救護施設化）・宿所提供施設淀橋荘の建替え、宿泊所千歳荘の 4 施設を整備する予定であるが、淀橋荘の整備を行うと施設整備基金が底をつくため、施設整備分担金を引き上げざるを得ない状況である。

### (2) 分担金見直しの時期

- ・原則、施設整備の見直しとの整合性を図るため厚生関係施設再編整備計画策定時（10 年毎）に行うものとする。
- ・本再編整備計画の見直しにおいては、次期再編整備計画を含めた令和 6（2024）年度から令和 20（2038）年度までの 15 年間の経費を算出する。

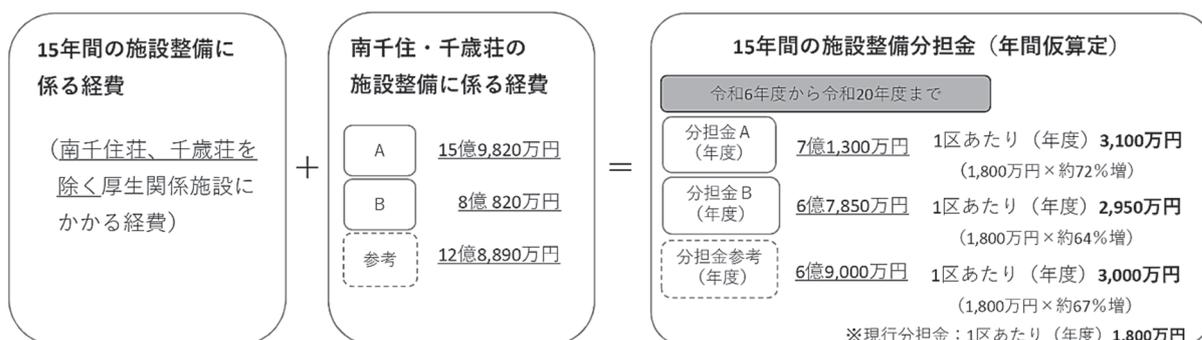
### (3) 分担金の検討

- ・施設整備経費については、分担金の見直しのほか、施設規模の縮小、長寿命化の調査結果を踏まえた目標使用年数の見直しによる経費削減も視野に入れた上で検討した。

#### ア 検討案について

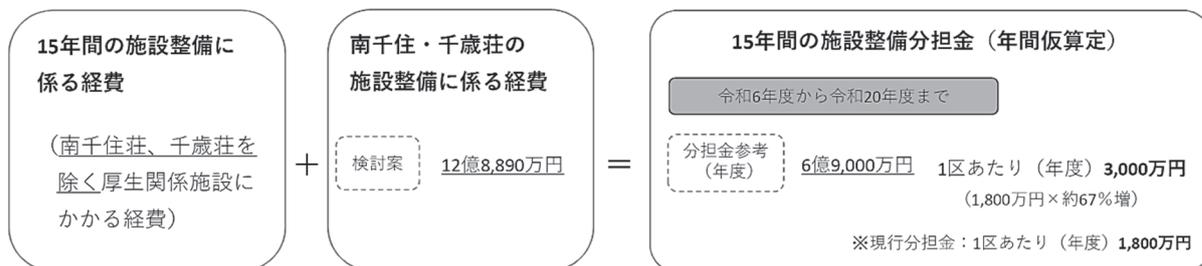
- ・2パターン+参考案（千歳荘の整備規模検討（第3章13参照）のため複数案提案）、15年間の整備には従来の計画保全工事<sup>7</sup>を含む。
- ・Aパターン 千歳荘の整備規模を拡大（50室 2890.86㎡）
- ・Bパターン 千歳荘の整備規模について現状の延べ床面積規模を維持（13室 1371.49㎡）
- ・参考パターン 千歳荘の整備規模について現状の世帯数を維持（36室 2296.00㎡）

#### イ 令和6（2024）年度以降15年間の施設整備に係る分担金の考え方の提示（3案提示）



### (4) 分担金(仮算定案)の決定

- ・千歳荘の整備規模については、「参考：現状の世帯数を維持する」規模に決定されたことを受け、分担金（仮算定案）を以下のとおり決定した。



<sup>7</sup> 【建築工事】屋上防水・外壁改修工事  
 【機械設備工事】空調・換気・給湯工事各種工事  
 【電気設備工事】照明、火災報知器、誘導灯各種工事 など

## (5) 今後の方向性

- 分担金の見直しは、施設整備の見直しとの整合性を図るため厚生関係施設再編整備計画策定時（10年毎）に行う。
- 本再編整備計画の見直しにおいては、次期再編整備計画を含めて今後15年（令和6（2024）年度から令和20（2038）年度まで）の個別施設計画を策定することから、期間内に整備を行う経費を算出し、施設整備分担金は、690,000千円（1区あたり30,000千円／年度）とする。

## [その他]

### 15 厚生関係施設の利用需要に係る調査について

厚生関係施設の利用実績は減少傾向にある（第1章1（4）参照）。その背景には、直近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響のほか、福祉行政全般の動向や区内の社会状況の変化など多面的・複層的であると予想される。また、生活困窮者に対する支援は、地域特性や世帯状況の傾向、社会資源の有無、支援の取組等、福祉事務所ごとに事情が異なると思われる。

これを踏まえ、各福祉事務所における厚生関係施設の利用需要の変化を把握し、厚生関係施設の利用実態を踏まえた検討を行うため、調査を実施した。

#### ア 調査概要

依頼日：令和4年7月4日

締切：令和4年8月5日

依頼先：23区福祉事務所（51福祉事務所）

回答数：43件（区により集約・所管地域ごとに分けて回答）

#### イ 集計結果（概要版）

集計結果は令和4年12月21日第2回厚生関係施設再編整備計画検討委員会において報告した。

※カッコ内パーセンテージは回答割合

※横棒グラフは『各施設に対する利用需要は（1減少している／2変化していない／3増加している）』の3択からの回答

#### 図 更生施設の利用需要

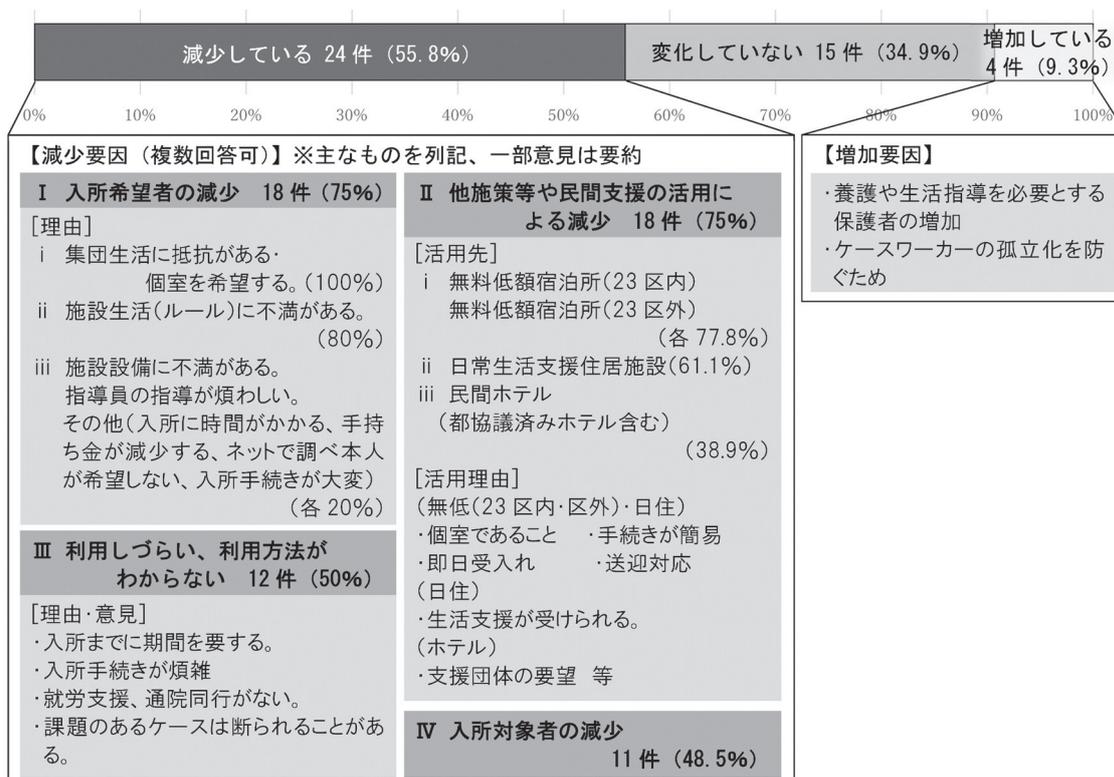


図 宿所提供施設の利用需要

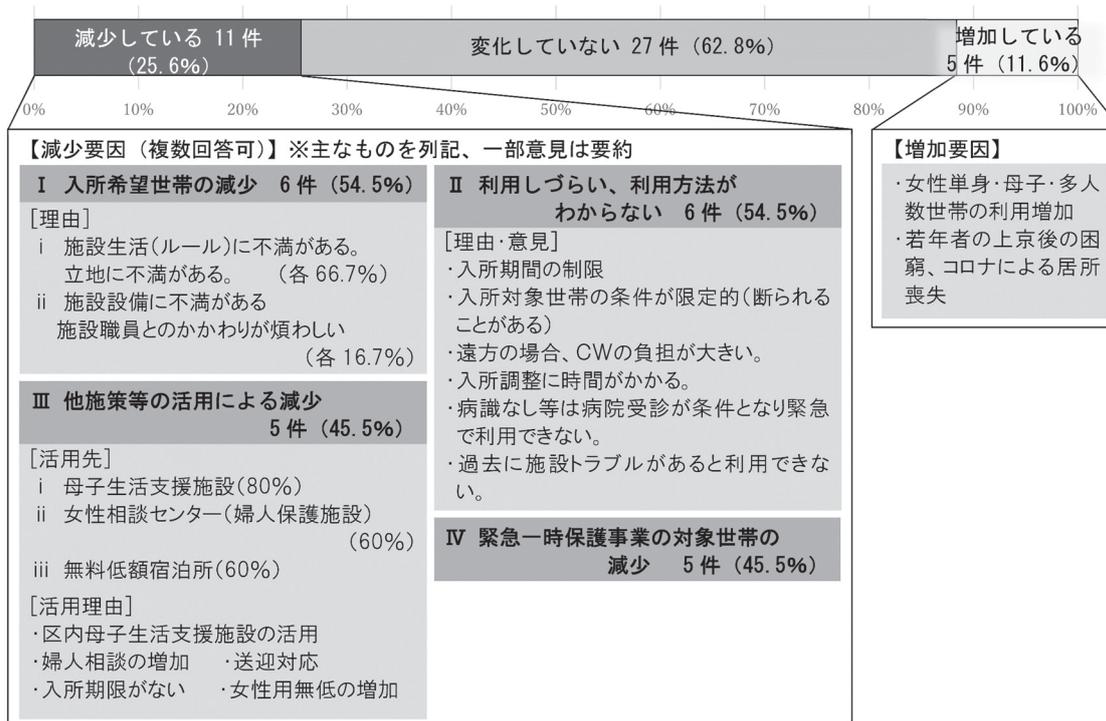
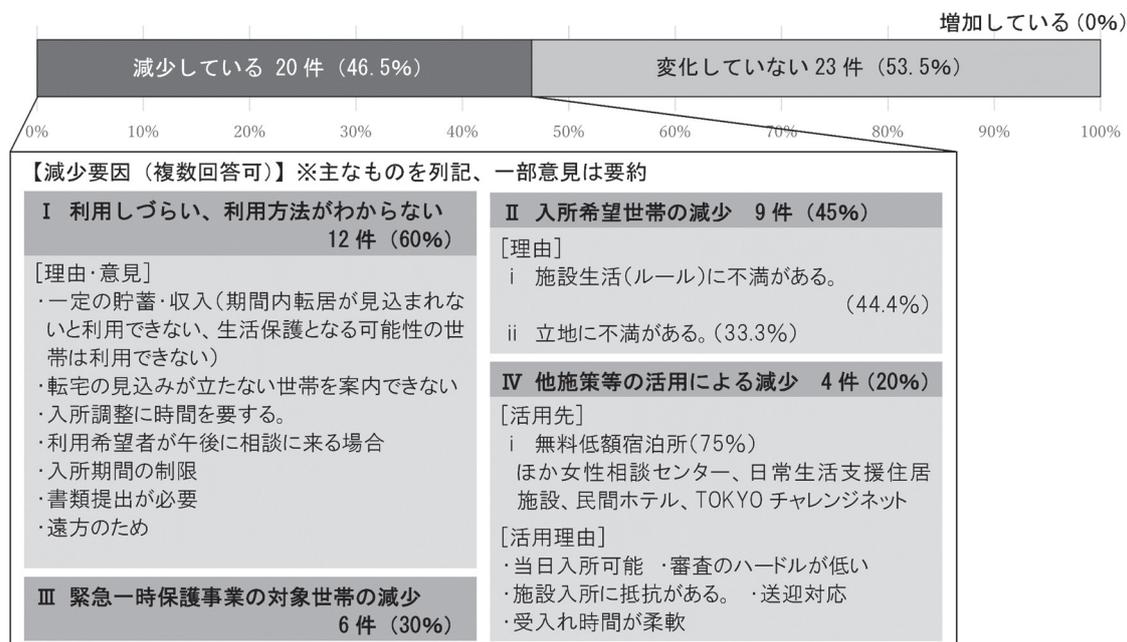


図 宿泊所の利用需要



## まとめ

本書の策定にあたり、厚生関係施設再編整備計画検討委員会と3つの部会（事業検証部会、宿所提供施設及び宿泊所部会、施設整備部会）において、無料低額宿泊所制度の改正、新型コロナウイルス感染症といった社会状況の変動にも目を配りつつ、生活課題の多様化や障害・傷病の重度化といった利用者に関する視点から、施設の劣化対策や利用者属性に合わせた施設整備など施設・設備に関する視点などを踏まえた計21回にわたる協議・検討を行った。

これらの協議・検討により、更生施設・宿泊所における職員加配や子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業などについては、引き続き実施しつつ次期以降の再編整備計画において整理・検討することを定めるとともに、厚生関係施設保全整備計画及び個別施設計画の策定と更生施設の救護施設への種別転換を含む施設整備方針、これに基づく15年間の施設整備分担金を明らかにすることで、現行計画の中間見直しにあたって課された検討項目は一定の結論を見出すに至った。

一方で、厚生関係施設の入所件数・入所率は低下傾向にある（第1章1参照）。「第3章15」で示したとおり23区福祉事務所を対象とした利用需要調査の結果をみると、その背景には施設・設備に対する福祉事務所・利用者の意向や他の社会資源利活用の伸長などがあると考えられる。

また、令和6（2024）年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、本法施行に伴う女性支援の新たな対応も求められている。

これまで厚生関係施設では、23区と議論し構築してきた自立に向けたプログラムのもと、個別支援計画を作成し、専門性の高い支援を実施してきた。また支援が実効性を伴うよう、専門相談事業、緊急一時保育事業などの包括的施設支援事業、退所後における利用者を支援する通所事業等きめ細かなサービスを展開している。

多様な事業者が福祉サービスに参入する今日においても、これまで担ってきた公的役割の強みを活かし、23区から頼られ利用者に寄り添った質の高いサービスを提供することが大切である。

こうした背景のなかで、社会情勢の変化や23区の福祉需要への対応を図るため、利用需要調査の結果を踏まえ、喫緊の課題である入所率向上に向けた具体的な取組の検討を開始することとする。

中間見直しの結果を着実に実行することに加え、上記の検討を行い、絶えず23区の福祉行政に寄与できる厚生関係施設であり続けることを期待する。

令和5年7月20日  
特別区福祉主管部長会

資 料 編

用 語 集

經 過 ・ 議 事 內 容

委 員 會 構 成 員



## 資料編

No.	資料名	備考	頁
1	厚生関係施設再編整備計画の中間見直しに関する検討委員会の設置について	令和4年4月21日 特別区福祉主管部長会資料	72
2	厚生関係施設再編整備計画検討委員会設置要綱	令和4年4月21日 特別区福祉主管部長会資料	73
3	中間見直し報告書作成までの検討経過	本書参考資料	74

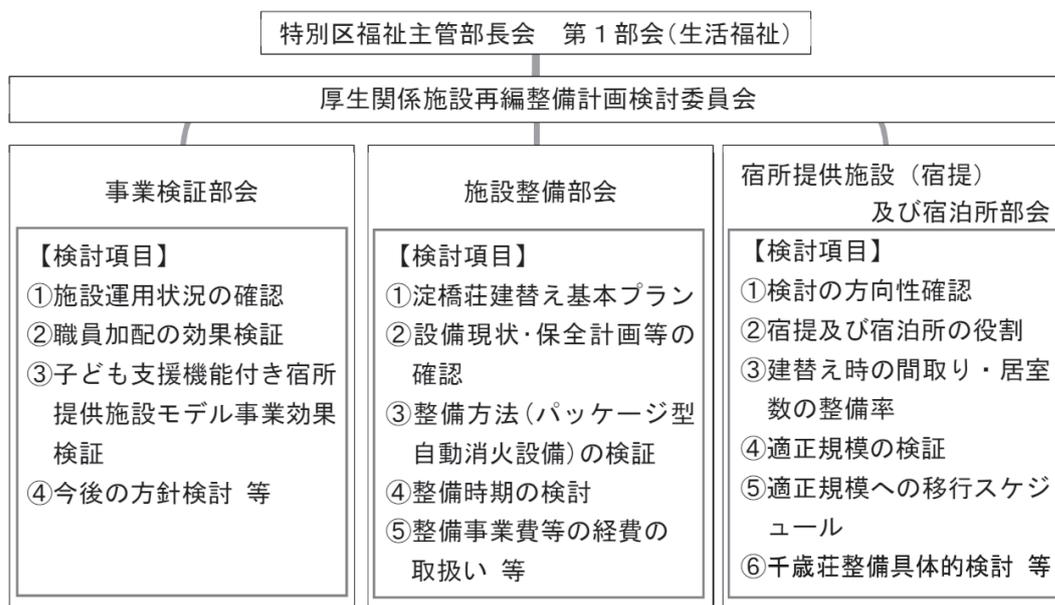
## 厚生関係施設再編整備計画の中間見直しに関する検討委員会の設置について

### 1 経緯

- 平成30年8月に策定し、特別区長会に了承された『厚生関係施設<sup>1</sup>等の今後のあり方について 厚生関係施設再編整備計画(平成31年度～40年度)』(以下「再編整備計画」という。)は、計画期間を10年としたが、救護施設等への転換に係る諸課題の整理や23区独自の職員加配等の検証結果を反映するため、中間年度に当たる令和5年度に本計画を見直し(改訂)するとした。
- 本計画策定後、救護施設転換及び宿所提供施設・宿泊所のあり方の検討については、厚生関係施設運営協議会<sup>2</sup>において検討報告書をまとめた。一部の検討継続事項は、再編整備計画の中間見直しにおいて検討を行うこととした。
- 再編整備計画において検証等行うとした事項及び上記で引き続き検討を行うこととした事項について、令和4年4月からの再編整備計画の中間見直しの中で検討する。

### 2 検討体制・主な検討項目

厚生関係施設再編整備計画の中間見直しは、特別区福祉主管部長会第1部会で行うこととし、具体的な検討は生活保護所管課長級で組織する「厚生関係施設再編整備計画検討委員会」を設置し、同会及びその部会において行う。



### 3 検討日程(予定)

令和4年4月より検討を開始する。

令和5年度に再編整備計画改訂版を策定し、特別区長会において報告を予定する。

<sup>1</sup> 特別区人事・厚生事務組合が設置及び管理を行う生活保護法に基づく更生施設、宿所提供施設及び社会福祉法に基づく宿泊所のこと。

<sup>2</sup> 厚生関係施設の管理運営について特別区との調整を行うことを目的として特別区人事・厚生事務組合が設置した組織

## 厚生関係施設再編整備計画検討委員会設置要綱

### 1 目的

「厚生関係施設再編整備計画検討委員会」（以下「委員会」という。）は、『厚生関係施設等の今後のあり方について 厚生関係施設再編整備計画(平成31年度～40年度)』（平成30年8月特別区長会了承。以下「再編整備計画」という。）に基づく、職員加配等の事業検証、救護施設整備及び宿所提供施設・宿泊所のあり方の検討等を行い、同計画の見直しを行うことを目的とする。

### 2 所掌事務

委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 再編整備計画の見直しに関すること。
- (2) 救護施設整備に関すること。
- (3) 宿所提供施設・宿泊所のあり方に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めたこと。

### 3 組織

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は特別区福祉事務所長会幹事長区の生活保護所管課長をもって充てる。
- (3) 委員は、次に掲げる職にある者とする。
  - ① 特別区生活保護所管課長（各区1名、計23名）
  - ② 特別区人事・厚生事務組合厚生部厚生管理課長、施設運営課長及び自立支援課長
  - ③ その他委員長が必要と認めた者

### 4 委員長

委員長は、会を代表し、会務を統括する。

### 5 会議

- (1) 委員会は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

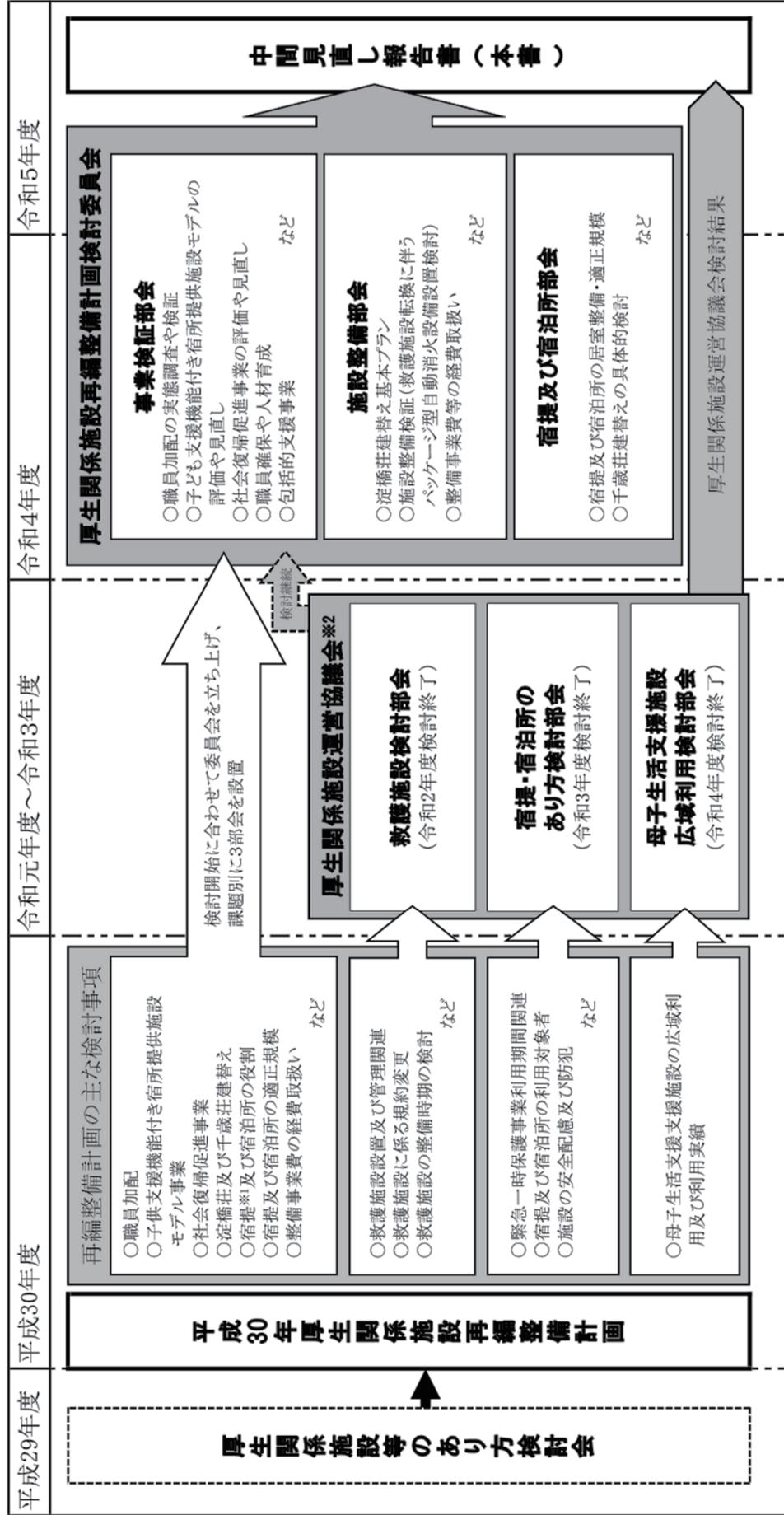
### 7 庶務

委員会の庶務は、特別区人事・厚生事務組合厚生部において処理する。

### 8 その他

上記のほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

# 中間見直し報告書作成までの検討経過



※1宿所提供施設の略称。

※2厚生関係施設等の今後のあり方について(報告)1(平成13年 特別区厚生部長会)に基づいて、23区の管理運営に関する意見をもとに厚生関係施設の調整管理を行っている会議体。

## 用語集（50音順）

NO.	用語	解説
1	救護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法第 38 条第 2 項に基づく保護施設で、「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う」ことを目的とする。</li> <li>・令和 4 年度時点では都内市部に 10 か所設置されているが、区部には設置されていない。</li> </ul>
2	救護施設検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年再編整備計画の内容を受け、救護施設の整備・転換に向けた諸課題を整理する目的で平成 31 年 3 月に厚生関係施設運営協議会の下に設置された部会。検討結果は、令和 3 年 4 月に特別区長会にて報告・了承された。</li> </ul>
3	緊急一時保護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿所提供施設・宿泊所において実施している、居所に困窮し緊急対応を必要とする世帯に対し、期間内で居所の提供を行う事業。</li> <li>・利用対象者は家族世帯・女性単身世帯・り災の男性単身世帯。平成 31 年 4 月以降は、保護受給世帯は宿所提供施設で、非保護受給世帯は宿泊所で受け入れを行っている。</li> <li>・利用期間は、原則として 3 か月以内となっている（福祉事務所と施設が必要と認めた場合 6 か月、またはそれ以上の特例延長もあり）。</li> </ul>
4	厚生関係施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在特人厚が設置及び管理を行っている更生施設、宿所提供施設及び宿泊所を総称して厚生関係施設と表記している。なお、規約改正により、令和 4 年度から救護施設も特人厚が設置・管理を行うこととなっている。</li> </ul>
5	厚生関係施設運営協議会（厚生運協）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生関係施設における事業のあり方や整備計画等の管理・運営に関して、各区が意見を述べるとともに、積極的に関与することを目的に設置された会議体（特人厚の附属機関）で、福祉事務所長会幹事長等をはじめとした生活保護所管課長級を委員としている。</li> <li>・平成 30 年再編整備計画以降は、同計画において課題とした事項について検討を行ってきた。</li> <li>・同会のもとに、「救護施設検討部会」「宿所提供施設・宿泊所のあり方検討部会」等の部会を設置し具体的な検討を行った。</li> </ul>

NO.	用語	解説
6	厚生関係施設再編整備計画(平成30年再編整備計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特人厚が管理する厚生関係施設における施設運営・事業のあり方や施設整備計画について定めた計画。</li> <li>・ 直近の計画は、「厚生関係施設等の今後のあり方について 厚生関係施設再編整備計画(平成31年度～40年度)」であり、これまでの検討・報告を総括したものとして、特別区福祉主管部長会で策定し平成30年8月に特別区長会で報告・了承された。現在は同計画に基づき施設の管理・運営を行っている。</li> <li>・ 同計画では、施設利用者の生活課題の多様化・重度化への対応が喫緊の課題であることを共通認識とし、「更生施設や宿泊所における利用者支援の充実のための人員加配」「更生施設から救護施設への施設種別の転換等に向けた課題整理」「宿所提供施設・宿泊所における種別転換や子ども支援機能の充実」等を対応計画とした。</li> </ul>
7	厚生関係施設入所調整事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設利用状況の情報を一元的に把握し、施設の利用申込みを受け付け、厚生関係施設の入所調整を行う事業。</li> </ul>
8	更生施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護法第38条第3項に基づく保護施設で、「身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う」ことを目的とする。</li> <li>・ 施設では、居室・食事等の提供、生活用品貸与をはじめ、生活に必要なものを現物で提供し、さらに、自立した地域生活を営めるように生活指導・健康指導等の支援をしている。</li> <li>・ 特人厚では特別区内の8施設(男性施設6か所、女性施設2か所)を共同処理により管理・運営している。</li> <li>・ 単身世帯が対象。</li> </ul>
9	厚生施設整備基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生関係施設の老朽化による建替えや大規模改修に係る費用を平準化するための方策として、平成16年度に設立した基金。再編整備計画の策定や改訂の都度、整備費用も見直し、23区からの分担金の一部を基金の積立金としている。</li> </ul>
10	更生施設の救護施設転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年再編整備計画で対応計画となった内容。</li> <li>・ 施設利用者の生活課題の多様化・重度化への対応策として、救護施設への転換を視野に入れた現状改善方策の検討が必要であることが確認された。</li> <li>・ 厚生関係施設運営協議会救護施設検討部会で検討を行い、淀橋荘を救護施設・宿所提供施設の併設施設として、令和10(2028)年度の運営開始に向けて建替え・整備することとなった。</li> </ul>

NO.	用語	解説
11	浜川荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区に所在する男性更生施設。利用定員 120 名。指定管理法人は(社福)有隣協会。</li> <li>・敷地内に A・B の 2 棟があり、A 棟を更生施設として使用。B 棟は、(社福)特別区社会福祉事業団が包括的施設支援事業(受託事業)の拠点として使用している。</li> <li>・隣地は自立支援センター品川寮の跡地。</li> </ul>
12	子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年再編整備計画で対応計画となった内容。</li> <li>・宿所提供施設・宿泊所において母子世帯の利用が多数あることを背景に、施設に子ども支援機能を持たせるとしたモデル事業。</li> <li>・子どもの利用が多い宿所提供施設 3 施設(小豆沢荘・西新井栄荘・一之江荘)を対象として、平成 31 年 4 月から子ども支援員が配置されている。</li> </ul>
13	塩崎荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区に所在する男性更生施設。利用定員 100 名。</li> <li>・(社福)特別区社会福祉事業団が独自に設置・運営している。特人厚が入所調整を実施するほか、施設独自に入所受け付けを行っている。</li> </ul>
14	施設セキュリティ方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生関係施設運営協議会宿所提供施設・宿泊所のあり方検討部会における検討の中で示された方針。</li> <li>・施設において施錠扉等がなく外部の人間が容易に敷地内に侵入できる現状があることから設定されたもの。</li> <li>・一般住宅レベルの扉等の設置や正面玄関のカメラ付きインターホン設置等が挙げられており、順次整備していくこととされている。</li> </ul>
15	指定管理法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法 244 条の 2 第 3 項に基づき、特人厚の厚生関係施設は全て指定管理により運営している。</li> <li>・期間は原則 5 年であり、令和 5 年 4 月 1 日現在、受託法人は(社福)特別区社会福祉事業団、(社福)有隣協会、(社福)東京援護協会、(社福)新栄会。</li> </ul>
16	社会復帰促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生施設等の利用者が施設退所後、早期に地域社会で自立した生活を送ることができるよう、特人厚が設置する宿所提供施設において居宅生活に向けた日常生活の相談や支援等を行う事業。</li> <li>・住宅の確保・食事・健康管理・金銭管理等に関する日常生活の課題について相談及び必要な支援を行っている。</li> </ul>

NO.	用語	解説
17	宿所提供施設（宿提）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法第 38 条第 6 項に基づく保護施設で、「住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う」ことを目的とする。</li> <li>・親族不和などの家庭内問題・り災・立ち退き等の理由により緊急的な対応に応じるため、緊急一時保護利用に特化して運営している。</li> <li>・特人厚では特別区内の 9 施設を共同処理により管理・運営している。</li> <li>・家族世帯、女性単身世帯及びり災の男性単身世帯が対象。</li> </ul>
18	宿所提供施設・宿泊所のあり方検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生関係施設運営協議会の下に令和 2 年 5 月に設置された検討部会。</li> <li>・平成 30 年再編整備計画に基づき、宿所提供施設・宿泊所の今後のあり方の検討や利用対象者、施設種別の変更等について検討がなされた。検討結果は、令和 4 年 3 月に特別区長会にて報告・了承された。</li> </ul>
19	職員（人員）加配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年再編整備計画で対応計画となった内容。</li> <li>・更生施設には、支援における専門力強化を目的とし、精神保健福祉士・看護師等を加配することとした（女性施設及び 100 名定員以上の男性施設に 3 名、その他の施設に 2 名）。</li> <li>・宿泊所は、利用者支援強化・1 人勤務体制の解消を目的とし、2 名（常勤 1 名・非常勤 1 名）を加配することとした。</li> <li>・加配は平成 31 年 4 月から実施されている。</li> </ul>
20	自立支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上生活者対策事業を実施するために、特別区の各ブロックに 1 か所設置する施設。</li> <li>・設置期間は原則として 5 年程度。</li> <li>・施設建設は東京都が行い、施設の運営については特別区の共同処理事務として特人厚が行っている。</li> </ul>
21	高浜荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港区に所在する宿泊所。土地区画整理事業の実施に伴う改築工事のため、平成 29 年 12 月より事業を休止している。</li> <li>・改築前と同様に、港区の区民向け住宅等との合築施設として、港区と共同で建替えを行っている。</li> </ul>

NO.	用語	解説
22	千歳荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区に所在する宿泊所。利用定員 34 世帯、48 名。</li> <li>・昭和 43 年に竣工し築 50 年以上経過している。都無低基準条例施行規則の要件を満たしていない居室（浴槽がない居室）があり、劣化も進行している。令和 3 年 1 月より浴槽のある居室を転用することで都の定める要件を満たし、定員数を減少させて運営している。</li> <li>・厚生関係施設運営協議会宿所提供施設・宿泊所のあり方検討部会で建替えについて検討を行い、平成 30 年再編整備計画に基づき令和 10（2028）年度から整備することとなった。</li> </ul>
23	通過型救護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国救護施設協議会の行動指針では、救護施設のセーフティネット機能を維持するために、入所者の長期滞留を防止し、地域生活移行や他種別施設移行の支援を進めることとしている。循環型セーフティネット施設とも。法的な位置づけはない。</li> <li>・救護施設を終の住処とせず、地域等で要保護者の能力等に合った支援を受けて生活することを目指すことを想定している。</li> </ul>
24	特人厚バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生関係施設の利用に係る利便性の向上や施設サービス水準の統一的向上等を図ることを目的とし、事務局として特人厚厚生部に置かれている組織。</li> <li>・具体的には厚生関係施設の入所調整のほか、委託により利用者支援事業等を実施している。</li> </ul>
25	特定被保護者入所調整円滑化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生施設の入所申込者が病院入院中の場合に調査員が入院先に出張し、申込者、医師、医療ソーシャルワーカー等から医療情報を取得すること（＝病院出張調査）で、より精度の高い入所調整の実施を図る事業。令和 2 年度から委託により実施。</li> </ul>
26	特別区子ども家庭支援センター・児童相談所準備担当合同部会（児相部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区の子ども家庭支援センター所管課長及び児童相談所準備担当課長で構成する、児童主管課長会の作業部会。母子生活支援施設の区間相互利用が検討課題となった。</li> <li>・児相部会の平成 31 年 1 月の検討状況を受け、厚生関係施設運営協議会の部会として「母子生活支援施設広域利用検討部会」を設置し、母子生活支援施設の区間相互利用について検討を行った。</li> </ul>
27	（社福）特別区社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特人厚直営の厚生関係施設及び特人厚が民間福祉法人に委託していた厚生関係施設を一元化し、受託運営する目的のもと、平成 2 年に設立された社会福祉法人。</li> <li>・特人厚が運営・管理する 21 か所の厚生関係施設のうち、13 施設の運営を受託している。また、更生施設塩崎荘を独自に設置・運営している。</li> </ul>

NO.	用語	解説
28	日常生活支援住居施設（日住）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料低額宿泊所のうち、被保護者ごとに個別支援計画を策定し、計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設。日常生活または社会生活を送る上で何らかの課題を有し、単独では居宅での生活が困難な者が対象。</li> <li>・令和4年4月1日現在、都内に50か所あり、定員数は1,022名。</li> </ul>
29	入所待機者訪問モニタリング事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業のひとつ。更生施設の入所申込者の居所に訪問支援員が出張し、施設の概要説明をするとともに、申込者の生活状況を把握する事業。</li> </ul>
30	包括的施設支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特人厚バックアップセンターが実施している事業の総称。「厚生関係施設入所調整事業」「利用者支援事業」「施設機能強化事業」の3つに大別される。</li> <li>・「利用者支援事業」では、施設で提供されるサービスと併せて利用者の自立を促進するために、専門相談事業（心理相談・法律相談・他言語相談）、居住支援事業、緊急一時保育事業等の支援事業を行っている。</li> <li>・「施設機能強化事業」では、施設のサービスを総合的に向上させるために、施設従事者の研修や事業実績等の調査研究を行っている。</li> </ul>
31	保護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法に基づく保護を実施するために設置される福祉施設。</li> <li>・同法第38条で、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設の5種類が規定されている。</li> </ul>
32	母子生活支援施設（母子生）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第38条に定める施設。</li> <li>・配偶者のない女性（または離婚の届出ができないなど、これに準ずる事情にある女性）とその養育する児童を入所させ、母子の保護、自立促進のための生活支援、退所後の相談等援助を行うことを目的とする。</li> <li>・平成10年に「母子寮」から改称された。</li> </ul>
33	南千住荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川区に所在する宿所提供施設。利用定員28世帯、49名。</li> <li>・昭和35年に竣工し築63年が経過している（令和5年度時点）。敷地内に町会会館があり、敷地境界が定まっていない。</li> </ul>
34	無料低額宿泊所（無低/宿泊所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第2条第3項第8号に基づく施設で、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で」居所の提供を行うことを目的とする。</li> <li>・令和4年4月1日現在、都内に101か所あり、定員数は2,839名（日常生活支援住居施設を除く）。</li> <li>・特人厚では、特別区内4か所の「宿泊所」を共同処理により管理・運営している。現在は緊急一時保護事業を中心に運営し、原則、非生活保護受給の家族世帯及び女性単身世帯を対象としている。</li> </ul>

NO.	用語	解説
35	淀橋荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿区に所在する男性更生施設・宿所提供施設の併設施設。更生施設は利用定員 70 名。宿所提供施設は利用定員 27 世帯、42 名。</li> <li>・宿所提供施設が昭和 59 年、更生施設が昭和 60 年に竣工し築 40 年近く経過している。改修工事を行ってきたが、設備の老朽化により施設利用に支障をきたしている。</li> <li>・厚生関係施設運営協議会救護施設検討部会で検討を行い、令和 10（2028）年度の運営開始に向けて救護施設・宿所提供施設の併設施設として建替え・整備することとなった。</li> </ul>
36	ライフサイクルコスト（LCC）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の企画・設計費、建設費等の初期費用（イニシャルコスト）から、光熱水費や維持管理費等の維持管理費用（ランニングコスト）、解体処分費用までの建物の生涯に必要な費用。</li> </ul>
37	り災の男性単身世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急一時保護事業では、男性単身世帯についてはり災者のみを対象としており、江東荘及び南千住荘（いずれも宿所提供施設）において受け入れている。</li> </ul>
38	路上生活者対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区内の道路、公園、河川敷等で路上生活を余儀なくされている方及びそのおそれのある方の一時的な保護及び就労による自立など、路上生活からの早期の社会復帰に向けた支援を行うために、特別区と東京都が共同で実施する事業。</li> </ul>

## 経過・議事内容

開催日	会議名称	議題
令和4年 3月22日	特別区福祉主管部長会	(1) 厚生関係施設再編整備計画の中間見直しに関する 検討委員会の設置について
令和4年 4月12日	第1回 厚生関係施設再編整備 計画検討委員会	(1) 厚生関係施設再編整備計画等の検討経過について (2) 厚生関係施設再編整備計画の中間見直しに関する 検討委員会の設置について
令和4年 4月21日	特別区福祉主管部長会	(1) 厚生関係施設再編整備計画の中間見直しに関する 検討委員会の設置について
令和4年 5月12日	第1回 宿所提供施設及び宿泊 所部会	(1) 宿所提供施設及び宿泊所の現状と役割について
令和4年 5月16日	第1回 事業検証部会	(1) 厚生関係施設の現状について (2) 子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業の概 要と実態について (3) 職員加配(更生施設・宿泊所)の概要と実態につい て
令和4年 6月7日	第2回 宿所提供施設及び宿泊 所部会	(1) 第1回部会アンケート集計結果について (2) 宿所提供施設・宿泊所の居室規模の考え方について (3) 宿所提供施設・宿泊所の適正規模の検討について
令和4年 6月20日	第2回 事業検証部会	(1) 子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業アン ケート集計結果について (2) 職員加配(更生施設)の評価について (3) 職員加配(宿泊所)の評価について
令和4年 7月5日	第3回 宿所提供施設及び宿泊 所部会	(1) 第2回部会アンケート集計結果について (2) 宿所提供施設・宿泊所の居室規模の考え方について (3) 宿所提供施設・宿泊所の適正規模の検討について
令和4年 7月19日	第3回 事業検証部会	(1) 子ども支援機能付き宿所提供施設モデル事業につ いて (2) 職員加配について
令和4年 8月4日	第4回 宿所提供施設及び宿泊 所部会	(1) 第3回部会アンケート集計結果について (2) 宿泊所千歳荘の施設規模について (3) 検討のまとめについて
令和4年 8月15日	第4回 事業検証部会	(1) 社会復帰促進事業の実施施設について (2) 入所待機者モニタリング事業の見直しについて (3) 人材確保及び人材育成について

開催日	会議名称	議題
令和4年 9月7日	第5回 宿所提供施設及び宿泊 所部会（書面開催）	(1) 宿所提供施設及び宿泊所部会検討のまとめについて
令和4年 9月20日	第5回 事業検証部会（書面開 催）	(1) 事業検証部会検討のまとめについて
令和4年 10月13日	第6回 事業検証部会（書面開 催）	(1) 事業検証部会検討のまとめについて
令和4年 10月13日	第1回 施設整備部会	(1) 令和4年度再編整備計画中間見直しに係る検討項目と検討根拠 (2) 施設整備部会検討スケジュール (3) 施設整備部会検討にあたっての方向性の確認 (4) 公共施設等総合管理計画の策定 (5) 公共施設等総合管理計画の策定スケジュール (6) 厚生関係施設長寿命化調査結果 (7) (仮称) 淀橋荘新築工事建築と条件 (8) 既存更生施設におけるスプリンクラー整備方法（パッケージ型自動消火設備含む）の検証
令和4年 11月7日	第2回 施設整備部会	(1) 第1回部会アンケート集計結果について(まとめ) (2) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の骨子(案) (3) 厚生関係施設改築工事の事業費㎡単価設定について(事業費：設計費+解体費+工事費の税込み金額) (4) 南千住荘の改築有無に対応した個別施設計画表と各年度予算 (5) 宿所提供施設南千住荘の取扱いについて (6) (仮称) 淀橋荘改築工事建築と条件
令和4年 12月6日	第3回 施設整備部会	(1) 第2回部会アンケート集計結果について(まとめ) (2) 特別区人事・厚生事務組合公共施設等総合管理計画(案) (3) 公共施設等総合管理計画個別施設計画(案) (4) (仮称) 淀橋荘改築工事建築と条件 (5) 令和6年度以降15年間の施設整備に係る分担金について(仮算定案)

開催日	会議名称	議題
令和4年 12月21日	第2回 厚生関係施設再編整備 計画検討委員会	(1) 事業検証部会の検討経過について (2) 宿所提供施設及び宿泊所部会の検討経過について (3) 施設整備部会の検討経過について (4) 「厚生関係施設の利用需要に係る調査」の集計結果について
令和5年 1月16日	第4回 施設整備部会	(1) 第3回部会アンケート集計結果について(まとめ)
令和5年 1月18日	第5回 宿所提供施設及び宿泊 所部会	(1) 施設整備部会における南千住荘の取扱い検討経過 (2) 千歳荘整備規模による東西比率比較について (3) 南千住荘の統廃合に伴う利用状況の影響について (4) 南千住荘及び千歳荘における整備コスト (5) 改築千歳荘の運営費の試算
令和5年 2月3日	第5回 施設整備部会 (書面開催)	(1) 施設整備部会検討のまとめについて
令和5年 2月20日	第3回 厚生関係施設再編整備 計画検討委員会	(1) 各部会の検討結果について (2) 令和4～5年度検討スケジュールについて
令和5年 3月22日	特別区福祉主管部長会 第1部会	(1) 厚生関係施設再編整備計画検討委員会 令和4年度 検討の到達点について
令和5年 3月22日	特別区福祉主管部長会	(1) 厚生関係施設再編整備計画検討委員会 令和4年度 検討の到達点について
令和5年 4月17日	第1回 施設整備部会	(1) 厚生関係施設再編整備計画検討委員会 令和4年度 の検討の到達点について (2) 「公共施設総合管理計画」の修正について
令和5年 4月17日	第1回 厚生関係施設再編整備 計画検討委員会	(1) 厚生関係施設再編整備計画検討委員会 令和4年度 の検討の到達点について (2) 厚生関係施設再編整備計画検討委員会報告書(案) について
令和5年 6月5日	第2回 厚生関係施設再編整備 計画検討委員会 (書面開催)	(1) 厚生関係施設再編整備計画検討委員会報告書(案) について
令和5年 7月20日	特別区福祉主管部長会 第1部会	(1) 厚生関係施設再編整備計画検討委員会報告書(案) について
令和5年 7月20日	特別区福祉主管部長会	(1) 厚生関係施設再編整備計画検討委員会報告書(案) について

# 厚生関係施設再編整備計画検討委員会構成員

## 1 令和4年度名簿

事業：事業検証部会 宿 宿：宿所提供施設及び宿泊所部会 施設：施設整備部会 ◎：部会長 ○：部会員

区・団体名	所 属	氏 名	部 会			備 考
			事業	宿 宿	施設	
千代田区	保健福祉部 生活支援課長	大松 雄一郎	○			
中央区	福祉保健部 生活支援課長	石井 操		○		
港区	保健福祉支援部 生活福祉調整課長	大原 裕美子	○	○	○	特別区福祉主管部長会長区
新宿区	福祉部 生活福祉課長	藤掛 博行	○		○	第1ブロック施設高度利用区
文京区	福祉部 生活福祉課長	大戸 靖彦	○			第2ブロック施設高度利用区
台東区	福祉部 保護課長	福田 兼一	○			
北区	福祉部 生活福祉課長	菊池 立身		○		
荒川区	福祉部 生活福祉課長 事務取扱	伊藤 勝弘	○	○	○	福祉事務所長会副幹事長区
品川区	福祉部 生活福祉課長	櫻木 太郎			○	
目黒区	健康福祉部 生活福祉課長	中野 善靖	○			
大田区	福祉部 大森生活福祉課長	長岡 誠	○			第3ブロック施設高度利用区
世田谷区	世田谷総合支所 生活支援課長 事務取扱	土屋 雅章	◎			福祉事務所長会幹事長区
	烏山総合支所 生活支援課長 事務取扱	相馬 正信		◎		
	玉川総合支所 生活支援課長 事務取扱	玉野 宏一			◎	
渋谷区	福祉部 生活福祉課長	岡崎 正光		○		
中野区	健康福祉部 生活保護担当課長	只野 孝子			○	
杉並区	保健福祉部 杉並福祉事務所長	堀川 直美	○			
豊島区	保健福祉部 生活福祉課長	直江 太		○		
板橋区	福祉部 板橋福祉事務所長	木内 俊直	○	○	○	特別区福祉主管部長会第1部会部会長区
練馬区	福祉部 生活福祉課長	渡邊 慎		○		
墨田区	福祉保健部 生活福祉課長	佐久間 豊		○		
江東区	生活支援部 保護第二課長	弓削 喜敬	○	○	○	特別区長会長区
足立区	足立福祉事務所 西部福祉課長	高野 龍一	○	○		第5ブロック施設高度利用区
葛飾区	福祉部 東生活課長	和田 敏道		○		
江戸川区	福祉部 生活支援第三課長	石原 詠子	○			
特人厚	厚生部 厚生管理課長	伊藤 信義	○	○	○	
	厚生部 施設運営課長	西山 巡	○	○	○	
	厚生部 自立支援課長	田中 俊和	○	○	○	

## 2 令和5年度名簿

事業：事業検証部会 宿泊：宿所提供施設及び宿泊所部会 施設：施設整備部会 ◎：部会長 ○：部会員

令和5年4月現在

区・団体名	所 属	氏 名	部 会			備 考
			事業	宿 宿	施設	
千代田区	保健福祉部 生活支援課長	大松 雄一郎	○			
中央区	福祉保健部 生活支援課長	石井 操		○		
港区	保健福祉支援部 生活福祉調整課長	大原 裕美子			○	
新宿区	福祉部 生活福祉課長	藤掛 博行	○		○	第1ブロック施設高度利用区
文京区	福祉部 生活福祉課長	渡部 雅弘	○			
台東区	福祉部 保護課長	福田 兼一	○			第2ブロック施設高度利用区
北区	福祉部北部地域 保護担当課長	落合 勝	○	○	○	特別区福祉主管部会長区
荒川区	福祉部 生活福祉課長 事務取扱	伊藤 勝弘			○	
品川区	福祉部 生活福祉課長	豊嶋 俊介			○	
目黒区	健康福祉部 生活福祉課長	中野 善靖	○			
大田区	福祉部 大森生活福祉課長	近藤 正樹	○			第3ブロック施設高度利用区
世田谷区	烏山保健福祉センター 生活支援課長 事務取扱	相馬 正信			○	
渋谷区	福祉部 生活福祉課長	金子 剛雄		○		
中野区	健康福祉部 生活支援課 生活保護担当課長	只野 孝子			○	
杉並区	保健福祉部 杉並福祉事務所長 事務取扱	中村 一郎	○	○	○	福祉事務所長会副幹事長区
豊島区	保健福祉部 生活福祉課長	直江 太		○		
板橋区	福祉部 板橋福祉事務所長	木内 俊直	○			第4ブロック施設高度利用区
練馬区	福祉部 生活福祉課長	渡邊 慎		○		
墨田区	福祉保健部 生活福祉課長	渡邊 浩章		○		
江東区	生活支援部 保護第二課長	弓削 喜敬	○	○	○	特別区長会会長区
足立区	足立福祉事務所 中部第一福祉課長	佐久間 浩	○	○		第5ブロック施設高度利用区
葛飾区	福祉部 西生活課長	菊岡 秀昌	◎	◎	◎	福祉事務所長会幹事長区
江戸川区	福祉部 生活支援第三課長	石原 詠子	○			
特人厚	厚生部 厚生管理課長	伊藤 信義	○	○	○	
	厚生部 施設運営課長	西山 巡	○	○	○	
	厚生部 自立支援課長	入野 順一	○	○	○	

厚生関係施設再編整備計画  
平成31年度(令和元年度)～令和10年度  
【 中間見直し版 】

厚生関係施設再編整備計画検討委員会 報告書

令和5年7月20日

編集・発行 特別区福祉主管部長会

(事務局)

特別区人事・厚生事務組合 厚生部  
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号  
03 (5210) 9448

